

官報 号外 昭和四十五年四月八日

○第六十三回 参議院会議録第十号

昭和四十五年四月八日(水曜日)

午前十時三分開議

○議事日程 第十号
昭和四十五年四月八日
午前十時開議

第一 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

第四 訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 建築物における衛生的環境の確保に関する法律案(衆議院提出)

第八 検疫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 ガス事業法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第一 空港整備特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

第二 経済及び技術協力のため必要な物品の輸出に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 國際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 国務大臣の報告に関する件(日航機乗取り事件に関する報告)

第五 本日の会議に付した案件

一、日程第一
一、日程第四より第一三まで

一、日程第一四
一、日程第一四

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る三日議長において、左の常任委員の辞任を許可しました。

予算委員 同 決算委員
決算委員 同 同 同
藤田茂一郎君 初村瀧一郎君 原田立君
須藤五郎君 濑谷英行君 剣木亨弘君
渡辺英行君 武君 進君

玉置和郎君 鹿島俊雄君 三木忠雄君
初村瀧一郎君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
藤田一朗君 川上為治君
須藤五郎君 濑谷勝之君 原田立君
渡辺英行君 鬼丸勝之君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同 日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

委員はいずれも自然消滅となつた旨の通知書を受け領した。

去る四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
同 日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同 日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同 日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同 日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同 日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同 日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同 日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 同
議院運営委員会
予算委員 同
近藤英一郎君 三木忠雄君
藤田一朗君 川上為治君
瀧谷英行君 鬼丸勝之君
渡辺英行君 濑谷英行君
武君 進君 近藤英一郎君 進君

同 議院運営委員	片山 武夫君	公安調査庁長官 川口光太郎君	決報告書
同 地方行政委員	八田 一朗君	食糧庁次長 内村 良英君	道路交通法の一部を改正する法律案可決報告書
同 外務委員	中村喜四郎君	郵政大臣官房電気通信監理官 柏木 輝彦君	建築物における衛生的環境の確保に関する法律案可決報告書
同 農林水産委員	川上 為治君	大蔵委員	昨七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
同 運輸委員	山下 春江君	農林水産委員	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同 予算委員	塙見 俊二君	外務委員	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同 議院運営委員	和田 鶴一君	大蔵委員	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同 同	渡辺 一太郎君	農林水産委員	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同 同	加瀬 完君	内閣委員	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同 同	八田 一朗君	内閣委員	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同 中村喜四郎君	中村喜四郎君	外務委員	ガス事業法の一部を改正する法律案可決報告書
同 川上 為治君	川上 為治君	大蔵委員	検疫法の一部を改正する法律案可決報告書
同 向井 長年君	向井 長年君	農林水産委員	空港整備特別会計法案可決報告書
同 二木 謙吾君	二木 謙吾君	外務委員	地方財政法及び公營企業金融公庫法の一部を改正する法律案
同 玉置 猛夫君	玉置 猛夫君	大蔵委員	地方行政委員会付託
同 近藤英一郎君	近藤英一郎君	農林水産委員	正する法律案
同 同	源田 実君	内閣委員	沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法案
同 同	野坂 參三君	内閣委員	海上運送法の一部を改正する法律案
同 同	岩間 正男君	内閣委員	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
同 議院運営委員	岩間 正男君	内閣委員	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
同 同	正田 新治君	内閣委員	同日内閣総理大臣から議長宛、土地調整委員会事務局長上原達郎君外四名(去る六日議長承認)を第六十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受け領した。
同 同	任田 新治君	内閣委員	同日内閣を経由して土地調整委員会委員長から、土地調整委員会設置法第十九条の規定に基づく昭和四十四年土地調整委員会年次報告書を受領した。
同 同	実君	内閣委員	○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。
同 同	源田 実君	内閣委員	日程第一、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
同 同	源田 実君	内閣委員	三案について、国会法第五十六條の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。福田
同 同	源田 実君	内閣委員	大蔵大臣。
同 同	源田 実君	内閣委員	【国務大臣福田赳天君登壇、拍手】
同 國有林労働者の雇用の安定に関する法律案(川保健二郎君外六名提出)	源田 実君	内閣委員	○國務大臣(福田赳天君) 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。
同 日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第六十三回国会政府委員に任命することを承認した旨回答し	源田 実君	内閣委員	政府は、本年一月、税制調査会から提出された昭和四十五年度の税制改正に関する答申に基づき検討を重ねた結果、昭和四十五年度の税制改正におきましては、最近における国民の税負担の状況にかんがみ、給与所得者を中心とする中小所得者の負担軽減を主眼として、平年度約三千五十億円にのぼる大幅な所得税の減税を行なう一方、当面の経済社会情勢に即応して、法人税の負担を引き上げるとともに、利子・配当課税の特例について漸進的な改善合理化措置を講ずるほか、企業体质の強化、中小企業対策、公害防止・過密過疎対策等に資するため所要の措置を講じ、あわせて既存の租税特別措置について整理合理化をはかるとともに、中小所得者の所得税負担の軽減をはかるとともに、扶養控除を現在の十万円から十二万円に引き上げることにいたしております。この結果、夫婦と子供三人の給与所得者の課税最低限額は、現在の九十三万五千円から百二万九千円に引き上げられることになります。
同 行政調整委員会事務局長 上原 達郎君	源田 実君	内閣委員	次に、給与所得者の給与所得控除を拡充することといたしております。すなわち、基礎控除及び配偶者控除をおこないます。すなわち、基礎控除及び配偶者控除をおこなうことにいたしております。この結果、夫婦と子供三人の給与所得者の課税最低限額は、五百円を控除することといたしております。
同 増淵 亮夫君	源田 実君	内閣委員	さらに、税率につきましては、主として中堅以下の所得者層の負担軽減をはかる見地から、税率の割合とその適用区分の大枠を緩和を行なうこととしたしております。
同 行政管理庁長官官房会計課課長 上原 達郎君	源田 実君	内閣委員	以上のほか、障害者控除等の特別な人的控除の引き上げを行なうとともに、医療費控除についても、その趣旨を御説明申し上げます。
同 記	源田 実君	内閣委員	実情に即するよう改善をはかる等、所要の規定の

整備を行なうことといたしております。なお、配当控除については、課税総所得金額一千円以下の部分の控除率を一〇%、同じく一千円をこえる部分については五%に引き下げるとしておりますが、これに関する経過措置は租税特別措置法の改正案に織り込んでおります。

続いて、法人税法の一部を改正する法律案につきまして、その大要を御説明申し上げます。

この法律案は、中小法人の税負担の軽減とその内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得課税についての控除額を引き上げるほか、同族会社の範囲の縮減簡素化、完成工事補償引当金制度の創設、中間申告書の提出不要限度額の引き上げ等、所要の規定の整備合理化をはかることとしております。

最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その大要を御説明申し上げます。第一は、現下の経済財政事情にかんがみ、法人税負担の引き上げを行なうことといたします。わち、一年間の臨時措置として、普通法人の所得のうち、留保分に対する法人税負担を現行の五%増に引き上げることといたします。ただし、税食抵の引き上げることといたしております。

第二は、利子・配当課税の特例について、国民の貯蓄態度に与える心理的影響を考慮し、漸進的な改善合理化の措置を講ずることとすることとあります。

まず、利子課税につきましては、定期預金その他の資産性の強い預金等の利子について、源泉分離選択課税制度を創設し、他方、普通預金等要求払い預金の利子については、新たに申告不要制度を創設することにいたしております。

次に、配当課税につきましては、利子課税の改

正に見合った措置を講ずるほか、配当控除率につ

き、所得税法の改正に関連して、所要の経過的調整措置を定めております。

第三は、企業体質の強化、中小企業対策等に資するための措置を課すこととあります。

その一は、企業体質の強化をはかるための措置でありまして、法人が産業体制の整備に資する合併をした場合について、割り増し償却制度を創設するとともに、合併登記の登録免許税軽減の特例

の適用期限を延長することとしております。

その二は、中小企業対策のための措置でありまして、下請中小企業振興法の制定に伴い、下請中小企業振興準備金制度及び共同利用施設の特別償却制度を創設するほか、中小企業構造改善準備金制度の対象となる事業及び資産の範囲を拡大する措税の特例の適用期限を延長することといたしております。

その三は、過密過疎対策に資するための措置であります。そして、ガス事業者の特定ガス供給設備について特定ガス導管工事償却準備金制度を創設するとともに、産炭地域の工業用機械等について特別償却制度の対象となる事業及び資産の範囲を拡大することといたします。

その四は、基礎資源の開発を促進するための措置でありまして、石油開発法人の発行する株式に

ついて石油開発投資損失準備金制度を創設するとともに、探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除制度の適用期限を延長することとしたこととあります。

第二は、利子・配当課税の特例について、国民の貯蓄態度に与える心理的影響を考慮し、漸進的な改善合理化の措置を講ずることとすることとあります。

まず、利子課税につきましては、定期預金その他の資産性の強い預金等の利子について、源泉分離選択課税制度を創設し、他方、普通預金等要求払い預金の利子については、新たに申告不要制度を創設することにいたしております。

その五は、情報化の促進に資するための措置でありまして、一定の電子計算機について特別償却制度を創設するほか、電子計算機買戻損失準備金の積み立て限度額を引き上げることといたしてお

ります。

第一は、現下の経済財政事情にかんがみ、法人税負担の引き上げを行なうことといたします。わち、一年間の臨時措置として、普通法人の所得のうち、留保分に対する法人税負担を現行の五%増に引き上げることといたしております。

第二は、利子・配当課税の特例について、国民の貯蓄態度に与える心理的影響を考慮し、漸進的な改善合理化の措置を講ずることとすることとあります。

まず、利子課税につきましては、定期預金その他の資産性の強い預金等の利子について、源泉分離選択課税制度を創設し、他方、普通預金等要求払い預金の利子については、新たに申告不要制度を創設することにいたしております。

その五は、情報化の促進に資するための措置でありまして、一定の電子計算機について特別償却制度を創設するほか、電子計算機買戻損失準備金の積み立て限度額を引き上げることといたしてお

ります。

第一は、現下の経済財政事情にかんがみ、法人税負担の引き上げを行なうことといたします。わち、一年間の臨時措置として、普通法人の所得のうち、留保分に対する法人税負担を現行の五%増に引き上げることといたしております。

第二は、利子・配当課税の特例について、国民の貯蓄態度に与える心理的影響を考慮し、漸進的な改善合理化の措置を講ずることとすることとあります。

まず、利子課税につきましては、定期預金その他の資産性の強い預金等の利子について、源泉分離選択課税制度を創設し、他方、普通預金等要求払い預金の利子については、新たに申告不要制度を創設することにいたしております。

その五は、情報化の促進に資するための措置でありまして、一定の電子計算機について特別償却制度を創設するほか、電子計算機買戻損失準備金の積み立て限度額を引き上げることといたしてお

ります。

第四は、既存の特別措置について、実情に応じた整理合理化を行なうこととしたことであります。すなわち、特別措置のうち、すでにその政策

目的を果たしたと認められるものまたは政策手段として期待された効果をあげていないと認められましたときましては、その適用期限の到来とともにこれを廃止することといたしておるのであります。

第五は、既存の特別措置について、実情に応じた整理合理化を行なうこととしたことであります。すなわち、「村々にこじきの種も尽きずまじしばり取られる公狀の米」という句がありますが、現在の国民の心情とよく似通つておるのでないでしょ

うか。今年度の政府予算を見ても、これらに対し何一つ改善される気配はございません。加えて、社会保障の水準は低く、教育費の完全国庫負担もはなはだしく不備であり、国民のための公共社会福祉は、欧米資本主義国に比べてはるかに立ちお

かれているのであります。このような状況下で、本年度の租税及び印紙収入は総額において六兆九千三百八十四億円で、実に歳入の八七・三%に達しているのであります。昭和四十四年度に比べて一兆二千二億円の増収であります。ほかに自然増収は、一兆三千七百七十億円増税が見積もられ、総

体八兆円をこえる膨大な額にのぼっているのであります。しかし、国民の大多数は、この多額の税金がだれのためにどこに使われているのか全くわからないといふのが真意なのであります。この原

因は、一つには、現在の税制が勤労所得に重く、特に物価高の中で勤労者に税の重圧感を高めていること、第二には、利子・配当優遇など、不労所得、資産所得に軽いことと相まって、税制の不公平と不公平を拡大していることにあるのであります。しかるに、政府は、これらの根本的問題には一切手をつけず、逆にこの仕組みを利用して、例年減税を名目だけにとどめ、かえってインフレ効果を悪用して、実質増税を国民大衆に押しつけているのであります。政府は、今後、これら税制の基本問題についてどう改善しようとしているのか、総理の御所見を承りたいのであります。

次に、七〇年代の租税政策がどのような形で推し進められるかが重要な問題であります。が、これは七〇年代の日本経済の展望の中では位置づけられると思ひであります。そしてこれらの経済政策

のワク組みは、近く閣議決定を見る新経済社会発展計画であらうと思うのであります。租税政策も、こうした全体の経済的構造政策の一環として内容が決定されると思ひますけれども、今後の税制の見通しと国民の税負担はどうになるのでありますよろしく、具体的にその内容について企画庁長官の御意見を伺いたいのであります。

また、政府は、今年度の予算編成で高福祉、高負担政策を提唱してまいつたのであります。これは明らかに大衆福祉の支出を極力抑え、負担をますます大衆に転嫁しようとするものではないかと考えるのであります。一体、高福祉、高負担とは、一般的、抽象的なお題目ではなく、現実にどのようなことが行なわれ、どのような政策を行なおうとしているのか、具体的な内容について企画庁長官の御見解を承りたいと思うのであります。前述したとおり、国民は、増大する財政需要を充足するために常に増税を余儀なくされているのであります。そして増大する財政需要の中に赤字公債の発行率の引き下げと元利償還という問題が待ちかまえているのであります。赤字公債発行——四十年でありまするけれども——以後は、租税収入の増加は、財政支出の増大と減税のために必要になつてきているのであります。私たちが過去主張いたしましたように、公債は増税を必然化するといふ公式がみごとにあらわれてきているのであります。増税は、そうきびしくなると思うのであります。福田大臣の御見解を伺いたいと思うのであります。

その第一は、今回の所得税の減税内容についてであります。政府は、史上最大のサラリーマン減税だと言つておりますが、所得税の自然増収は六

千四百八十億円にのぼっているにもかかわらず、所得税の減税額は二千四百六十一億円であります。これから法人税、利子等の増分を差し引いた一千七百六十九億円が実質減税となるのであります。自然増収一兆三千七百七十一億円に対する減税率は一二・八%であり、昭和三十五年から四年の平均一七・三%よりもはるかに低いのであります。前述したように、自然増収に対しても所得税収対しても減税率は決して高くないのです。政府の言ふ史上最大の減税は、全く国民の期待を裏切るものではないかと思うのですが、大蔵大臣の見解を伺つておきたいと思うのであります。

第二は、課税最低限についてであります。五人世帯で年収百万円という家族が、はたしてゆとりある家計と言ひ得るでありますよろしく。これは大いに事実と反していると言わなければなりません。全国サラリーマン同盟でさえ、課税最低限百萬円による恩恵は、二千五百万人の給与所得者のうちわずか一%にあたる重役、部課長クラスのみであります。また、税制改正の重点とされる税率改正でも、低所得層の課税所得の刻みをこまかくし、税率も百五十万円まで二%，三百五十万円まで三%刻みに改めはいたしましたが、前述の給与控除の引き上げを含め、減税の恩恵が最も高いのは年収二百万円から三百万円までの減税が最も高なのであります。そうして、これらのわずか一%の部課長を中心としたものに総額五十億円、一実質減税の三分の一に近い——これを使用することは、全く政治的であり、許されないことだと思ふのであります。現在、給与所得者の中で年収百萬円以下の納税者は総額七〇%，すなわち一千七百万人もいるのであります。負担軽減を行なうならば、まつ先にこれら大多数の低所得者を重点に行なうべきだと考えますが、大蔵大臣の御見解をお願いを申し上げたいと思うのであります。

次に、租税特別措置についてであります。その第一は、利子・配当優遇措置についてであります。当初の税制調査会の答申の柱は、一つは所得税の過重負担の緩和であり、一つは社会資本の増大の要請に応ずる法人税の増徴であり、一つは利子・配当優遇措置の是正であつたのであります。このうち最も徹底を欠いたのが利子・配当優遇措置なのであります。今回の改正ではわずか三十億円の増収でお茶をにごし、実質上高額所得者を優遇し続けることになつたのであります。すなわち利子については源泉徴収税率の軽減の特例、これは現行一五%，本則二〇%ですが、この適用期限を五年間延長すること、資産の強い貯蓄の利子については原則として総合課税の対象とすること、新たに源泉選択制度を創設し、四十

正では、当初の二二%税率引き上げさえも財界の圧力で一・七五%に引き下げられ、支払い配当分の税率は据え置かれた上に二年間の時限立法ということになつておるのであります。政府は、法人税の改正は景気調整にあるのか、財政確立にあるのか、税率復元にあるのか、明確にしていただきたいと思うのであります。また、法人の実行税率は、欧米諸国と比較して日本はきわめて低く、税率の硬直化の原因になつておりますが、八年連続企業収益を示し、景気過熱する懸念される現在、法人の担税力に適合した課税強化を行なうべきだと思ふのであります。が、御見解はいかがなものでありますか。そのため、法人税率を三%引き上げること、中小法人軽減率二八%は現状どおりとして、これを前提に法人税にも軽度の累進税率を採用し、能力に応じて適正課税を行なうよう改訂すべきだと思うのですが、どうですか。また、法人利潤税を導入し、これに伴い法人税を受け取り配当の利益算入、交際費課税を強化し、減価償却の適正をはかる意思はありませんか。以上、法人税について大蔵大臣の御見解を伺いたいと思うのであります。

次は、租税特別措置についてであります。その第一は、利子・配当優遇措置についてであります。当初の税制調査会の答申の柱は、一つは所得税の過重負担の緩和であり、一つは社会資本の増大の要請に応ずる法人税の増徴であり、一つは利子・配当優遇措置の是正であつたのであります。このうち最も徹底を欠いたのが利子・配当優遇措置なのであります。今回の改正ではわずか三十億円の増収でお茶をにごし、実質上高額所得者を優遇し続けることになつたのであります。すなわち利子については源泉徴収税率の軽減の特例、これは現行一五%，本則二〇%ですが、この適用期限を五年間延長すること、資産の強い貯蓄の利子については原則として総合課税の対象とすること、新たに源泉選択制度を創設し、四十

千六百三十三円となるはずであります。答申や税法上定められている生活費には課税をしないとの原則にいかに違反しているかが明白だと思うのであります。国家の最高責任者であります總理の御見解を伺つてお尋ねをしてまいりたいと思いま

る。その第一は、今回の所得税の減税内容についてであります。政府は、史上最大のサラリーマン減税だと言つておりますが、所得税の自然増収は六千六百三十三円となるはずであります。答申や税法上定められている生活費には課税をしないとの原則にいかに違反しているかが明白だと思うのであります。國家の最高責任者であります總理の御見解を伺つてお尋ねをしてまいりたいと思いま

る。その第一は、今回の所得税の減税内容についてであります。政府は、史上最大のサラリーマン減税だと言つておりますが、所得税の自然増収は六千六百三十三円となるはずであります。答申や税法上定められている生活費には課税をしないとの原則にいかに違反しているかが明白だと思うのであります。國家の最高責任者であります總理の御見解を伺つてお尋ねをしてまいりたいと思いま

六一四十七年の二年間は二〇%、四十八—五十年は二十五%の税率による源泉徴収を選択できるようになります。することになつてゐるのです。しかし、結果的には二百七十万円以上の高額所得は従来どおり源泉分離を続けるであろうし、これ以下の所得者も少額貯蓄非課税制度を利用することになります。

また本改正は、五年後の昭和五十年にならなければ全制度が効力を発生しないのです。また、今日までの経過は、大蔵省案では四〇ないし五〇%の源泉選択税率を想定しておつたのであります。これが効力を発生しないのです。また、年間は二〇%という線に落ちついたということです。これらの金融界の圧力等に対してどう総理、大蔵大臣はお考えでございましょうか、お聞かせを願いたいと思うのであります。

第二は、配当についてであります。配当控除は、低所得者よりも高所得者にきわめて有利であり、給与所得者に比べて所得税の非課税限度が三倍以上にも上がつてゐるのであります。四十四年度には、株の配当のみの生活者は年収三百八十二万円まで免税であり、今回の改正では、何と三百四万円まで免税なのです。このように、大企業、金持ちだけに有利な利子配当の優遇措置をすみやかに撤廃し、租税特別措置を大整理し、四十七年までに全廃の計画を具体的に樹立する意思はありませんかどうですか、大蔵大臣の見解をお伺いいたしたいのであります。

最後に、住民税と、税制調査会の構成と今後の運営について御質問いたしたいと思うのであります。住民税の課税最低限は、今回の改正では七十二万九千七十一円となりましたが、所得税の課税最低限との差は三十万円に及んでいます。ことに、その税率は昭和三十八年以来そのままあります。所得構造の変化と税の見直しがなされないまま今日に至つてゐるのですが、この住民税の重圧を抜本的に改善する意思はない

か、自治大臣の見解を承りたいと思うのであります。

以上で、私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(佐藤榮作君) 戸田君にお答えいたしました。

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

私は、税負担の公平が税制制度におきまして、また税の執行におきましても守らなければならぬ第一の課題であると、かように考えておりま

す。しかしながら、税金の性格上、これがすべての人々から完全に公平であると認められること

は、これまでたいへん困難なことのよう思いました。

それぞれの立場なり、考え方にお違がある以上、戸田君の御質問のような感じをお持ちになる

ことも十分理解されますが、私は今回の改正も税負担の公平の課題においてやはり一步前進したも

のと、かように考えております。所得税負担の調整、利子・配当課税の改善等はその顕著なあらわ

れであります。それぞれの経緯なり、他の政策目

的との関連もあって一挙にはまいらない、一挙にこれを廃止することにまいらぬ面もありますが、

今後とも税負担の公平、これは第一義的に重要視してまいる決意でございます。

次に、課税最低限についてのお尋ね、御意見がございました。まあ百万円が実現すれば、その次に百三十万とか、あるいは百五十万とか、かよ

うに言われると、これまた当然だと思います。

しかし、今後の所得税の軽減、減税につきましては、私は特に中堅サラリーマン階層を中心とした

減税というのが、今後十分に考えられ、またそれ

の方向で努力をすることが適當ではないかと、か

よう考へております。具体的な方向につきまし

ては、税制調査会において慎重に御検討をいただ

に考へます。

次に、租税特別措置を全廃せよ、かような御提

言でございますが、そう一挙に極端な措置をとる

わけにはまいりません。課税の公平の原則と特別

措置のねらいとしている政策目的との調和をはかりつつ、実情に即した改善を行なつていくべきであります。

あり、今回の改正におきましても適切な改善をはかつたものであると、かように考えております。

利子・配当課税につきましても、ただいま申し

上げたような趣旨において所要の改正を行なつたものであります。今後におきましても、総合課税の原則に帰することを基本的方向としながら、國

民の貯蓄動向や税制に対する国民の気持ちを十分くみ取りながら、実情に即した改正を考えまいります。

また、その他各般にわたつて、具体的に専門的な御意見等を交えてのお尋ねがございましたが、それらの点については、それぞれの担当の大蔵からお答えいたしますから、お聞き取りいただきたいと思います。(拍手)

○國務大臣(佐藤一郎君) お答えいたします。

今回回答申受けようとしております新しい計画

でございまが、新経済社会発展計画でございま

すが、この中では、御存じのように、特にこれからお来るべき計画期間、社会開発ということを

たいへん重視しております。したがいまして、そ

の中でも、特に社会福祉政策の推進、それからま

た生活環境に関連するところの公共投資の推進、

こういうことを非常に重視しております。それで、

いま試算いたしておりますところでは、目下ちょ

ううど四十四年度現在で財政支出が中央、地方を合

わせたり財政融資関係を合わせますと大体十三兆になりますが、これが大体三十三兆円ぐ

らになりますが、これに込めてあります関係

につきましては、法人の状況等もにらみながら適

切に処置をしてまいらなければならぬと思つております。また、間接税につきましては、御存じ

のよう、直接税が非常に負担感が重いから、間

接税にせよといふような意見も大いござります

が、これらにつきましては、やはり物価問題等も

あり、十分検討をしながらやつてまいらなければ

ならない。地方税なんかでは固定資産税等をや

り再検討をして上げていくとか、いろいろと間接

税、流通税系統について今後適切な処置をしまし

て、そしてこの一%ばかりの負担アップといふ

のをまかなつていくような形ができるべく、こ

ういうふうに思つております。この税の中身につ

きましては、そのときの情勢を十分勘案しまし

て、今後検討してまいらなければならない、こ

ういうことでこの答申ができているわけであります。

す。(拍手)

〔国務大臣福田赳氏君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳氏君) お答え申し上げます。

ただいま戸田さんから、今日の財政、ことに税制は冷酷無情で、もうしばれるだけしばれといふ

ような高負担国家というよろくな御所説でございましたが、これは今日のわが国の租税負担、これは

世界各國の水準から比べますと、かなり低いん

です。数字にいたしますと、大体わが国では一

八%、先進諸國では三〇%をこえる、こういう状

態でございます。かなり低いと、こういうふうに存じておりますが、たゞ、租税負担感が重いといふ

訴えを聞きます。それはなぜかといふと、低い全

体の租税負担にもかかわらず、その中の大部分が

直接税で負担されている、そういうところにある

うかと思うのです。そういうことを考えまして、今後といふとも所得税の負担軽減、これには努力

をしていきたい、かように考えております。

そうすると、しかしその減税の財源をどうする

かということになりますが、その財源、またこれ

から、あるいは道路計画、あるいは国鉄の新幹線

だとか、いろいろ社会需要が出てきます。そういう

財源をどうするか、こういう問題とあわせまし

て、私は、この間接税あるいは法人税等について

いろいろ考へてみなければならぬ。特に直接税に

あまりに偏重しておる今日の税制を多少間接税に

よって修正をする、こういう考え方をとらなければ

ならぬだろう、かように考へております。

それから第二に、戸田さんは、公債発行が今日

重荷になつてきたり、これが結局増税ではなかつた

かと、こういふうなお話をござりますが、これは昭和四十年度に歳入補てん公債を発行しまし

た。その当時におきましてはそれだけ租税負担を

軽減したわけです。その当時の国民に対しまして

の軽減になつたわけです。それが償還期に入りま

すと、その償還期における国民の租税負担の増加

になるということにおいては、まあ、そういうよ

うなことも言われないといふもないと想ひます

けれども、しかし、公債はそれなりに非常に大き

な力を發揮しておる。あの不況を乗り切るために

すけれども、まあこれは検討を値する問題であります。

この公債政策がいかばかりの効果を發揮したか、

またその公債を償還し得る十分な余力が今日その

おかげで出てきたということを考えますと、私は

適切な措置であった。かように考へます。これ

が増税であるといふような感覚は持ちません。

それから所得税につきまして休みといたしました

でございますが、自然増収に対しまして減税幅が

過小であるといふことあります。とにかく

地方税と合わせると三千五十億円にのぼる減税で

す。まあ、いろいろ御所論もありましょが、私

は国民全体とすれば、まあよくやつてくれたと、

こういうふうに考へておるのではあるまいか、か

よう見えておるのであります。

また、課税最低限を引き上げることに今後努力

せよ、こういうお話をございます。また給与

所得者の控除拡大についても努力すべし、こうい

う御所論でございますが、これらにつきましては、今度の税制改正によりまして、税制調査会の

長期答申が完全実施になるわけです。しかし、完

全美施になりましたからといって、これで一休み

するつもりはございません。先ほど申し上げま

したように、直接税の割合が非常に大きいとい

も関連しまして、かなりむずかしい問題であります。慎重に検討を加えてみたい、かよろしく考えます。

交際費につきましては、昨年度におきましたので、こ

とはこの増税につきまして休みといたしました

が、しかし、今後交際費の状況、支出の状況等を

みまして、また検討はいたしてみます。

それからさらに、今度は特別措置につきましては、常に検討を怠らないつもりでやつていきたい、か

ように考へております。

それからさらには、今度は特別措置につきましては、常に検討を怠らないつもりでやつていきたい、か

ように考へております。

いろいろ御批判があり、特に利子・配当等に対する

課税が手ぬるい。これは資産者偏重のやり方で

あるといふお話をあります。私どもいたし

ますと、かなり踏み切つたと思うのです。こと

に利子につきまして総合課税と源泉分離を選択す

る、これはつまり総合課税方式へ一步踏み切つた

といふことであります。これは税制体系とする

と、かなり大きいできごとであるとみておりま

す。さよう評価も広く行なわれている、かよろ

く御所論でございます。まあ、お話をよう

に、今回利子・配当に對する特別措置を全廃す

ることは是正したいと思っておるのであります。その直接

税の中核は何であるかといふと所得税である。御

所論のことも十分分配慮いたしながら考へておき

い、かよろしく考へております。

とに帰結するかと思ひますが、この点につきましては、政府は毎年意を用いているところでございまして、現に低額所得者の負担軽減ということを

ましまして、四十四年度に引き続きまして、四十五年度も課税最低限の大引き上げを考えま

して、六百数十億円の減税をはかつておけであります。現に、この案の結果、昭和四十四年度におきましては所得税と住民税との課税最低限の

差額が、これは夫婦と子供三人の給与所得者のものについて考へておるのであります。推算でそ

の差額が二十八万六千七百四十七円であるのに比較いたしまして、今回の案によりますと二十七万

二千五百七十九円と推定されますので、この課税

最低限の幅は一万四千百六十八円縮まつたとい

うことになります。この点に政府の意のあると

ころをひとつおき取り願いたい。今後、低額所

得者の負担軽減を中心に行なわれる課税最低限の幅の縮小に大いにつとめてまいりたいと

考へております。

○副議長(安井謙君) 上林繁次郎君。

〔上林繁次郎君登壇、拍手〕

○上林繁次郎君 私は、公明党を代表して、ただいま趣旨説明がありました税制三法について質問を行なるものであります。

租税は平等でなければならず、国民に重税を課すものであつてはならないと思うのであります。

租税は平等でなければならず、国民に重税を課すものになつてはいるにもかかわらず、八兆円近くの大型予算の中で二千四百三十億円は決して多

いとはいえないと思うのであります。実質減税を行なつたないといふ減税規模は、決して誇示できる

ものではありません。自然増収のしわ寄せを大きく国民に負担させる結果となつてゐるのではありません。したがつて、史上最高と言ひながら、二〇%

に満たないといふ減税規模は、決して誇示できるものではありません。自然増収とのかね合いから

考慮すべきであると思うのであります。また、自

〔国務大臣秋田大助君登壇、拍手〕

○国務大臣(秋田大助君) 戸田さんからは、住民

然増収を一般会計の歳入にそのまま組み込むという予算編成に問題があるのではないかと思うのであります。政府は、三年前の税調の長期答申を実現したことによって、所得の減税は一応達成したとお考えのようですが、経済成長は今後ますますインフレ的な傾向をたどり、これによつて税の増収も間違いないものと考えられるのであります。したがつて、その相当額は当然減税に充てるべきであると主張するものであります。この点について総理、大蔵大臣の所信をお聞きしたいと思うのであります。

給与所得控除は、限度額が所得の三百十万元超の三十六万五千円から四百十万元超の五十万元に引き上げられましたが、これはサラリーマンの必要経費ともいべきものであり、一方では比例的に必要経費を認めている点を見るならば、昔から論議の中心となってきた租税の公平という見地から、はなはだ納得ができないかねるのであります。たとえば納税人員と国税総額を占める割合を見た場合、納税人員は国税総額の伸びをはるかに上回っており、自然増収も七・一%に見込まれてゐるのではありません。したがつて、物価の上昇率の二・一%と年々の生産性の上昇、名目所得の上昇、生活水準の向上などで、毎年繰り返される減税効果は皆無に等しく、三年前の百三十万円の答申達成も、いまでは色あせたものと言う以外ありません。国民の税負担の軽減を総合的に考えた場合、わが党がかねがね主張してまいりました課税最低限を百三十万円にすべきであることを再び強く主張するものであります。総理、大蔵大臣の勇断を特に期待してやみません。

次に、法人税についてであります。税調の答申を見ますと、当初は、「新しい財源を見つけることが困難である事情からこの際は法人税負担を引き上げるのが適切な方法である」と、税率の引き上げに對しては積極的に支持をしておりました

が、最終の答申では、「若干の税負担の増加を求める以外がない」と変わり、「諸外国に比べて相対

的で低い」といつた個所が削減されて、はなはだ消極的なものになってしまったのであります。この点については、当初は確かに大蔵省では二%の

引き上げを予定していたはずであり、それが保留分については現行に五%増税し、三六・七五%に

なる付加税を課すようになつたのであります。

ここで非常に疑問に思うことは、なぜ当初の線から後退した税率で終わってしまったのか、財界の

圧力に屈してしまったのではないかということであ

ります。

第二は、新税が計画されているということです

二年にも満たない税收を自動車新税等に充てるので

はないかといふことがあります。私は付加価値額の配分から見ても、三%以上に引き上げるべきで

あると思うし、そうすることが民間設備投資の抑

制につながり、さらにまた民間投資の急速な拡大

が社会資本とのアンバランスを生んでいる実情を

是正するためにも、三%以上引き上げることが社

会資本を充実させることになり、膨大な歳出需要

にも充てができると思うのであります。しかし、私は今回の改

正、これで全部がこと足りたと、こういうのではございません。しかし、今回の改正によりまし

て、税制調査会の長期答申、これを計画どおりに

実施したい。おおむね国際水準にも達している

こと、かように思いますので、これをさらに大幅に

この際引き上げるというようなことは考えておりません。

最後に、税制の長期ビジョンについてお尋ね

いたします。国民総生産世界第二位にランクされ、世界の注目を集めながら、その反面放漫的財政に

よつてインフレ的傾向はますます高進していくばかりであり、諸物価の相次ぐ高騰は国民生活を脅

かし、所得税をはじめ電気ガス税、たばこ税、酒

税消費税、または新税創設等、徴税攻勢はわずか

な減税を追い越し、いまや税制に対する国民の非

難は大きくなつていくばかりであります。政府

は、この七〇年代にどのようにして、繁雑で、し

かも難解な税制を改正し、税負担の公平をはかつ

ていかれるのか、お伺いいたしまして私の質問を

終わります。(拍手)

○國務大臣(佐藤榮作君) 上林君にお答えいたし

ます。

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

ながら、現在の経済の体制は、株主と会社は一

体にあるのではなく、分離現象を起こしております。

シヤウプ勧告導入以来、経営と資本が一体化するところのいわゆる古典的資本主義を基礎とする法

人擬制説の税法体系であるからであります。しか

しながら、現在の経済の体制は、株主と会社は一

体にあるのではなく、分離現象を起こしております。

わゆるアメリカにおけるコングロマリット化が進

んでいるのであります。言いかえれば個人株主は経

営と資本の分離によつて力を失い、利子化した配

当を受け、それを売るだけのものになつてゐるの

であります。そうして企業は互いに株を持ち、異

種企業を合併していくといふ、いわゆる機関株主

となつてゐるのであります。これらの経済的権力

を持つ大企業法人すなわち、機関株主の台頭が現代の資本主義下の大きな特徴になつておらず、この

ような状態が確立されつつあるとき、経済的権力を持つ機関株主は、ますます法人擬制説を主張していくことは論を待ちません。したがつて、税調の

答申が何回となく本則に戻すべきであると述べてきましたが、かかわらず、実施でき得なかつた理由はここにあると思うのであります。したがいまし

て、過去の市民社会の法理論上の法人擬制説を排して、法人実在説をとるべきであり、勤労所得者と配当所得者には平等に課税すべきであります。

ここにあると思うのであります。したがいまして、法人税負担の引き上げもやると、こういうことをしながら大幅減税として減税をいたしましたことは、これはむしろ高く評価していただきたいと、かように存するのでございます。

次に、課税最低限をまさに百三十万にしろと、こういうお話でございました。先ほども申しましたように、百万円が実現すれば百三十万あるいは五百六十万と、こういうような御意見になるのは、

これは当然かと思ひます。しかし、私は今回の改正、これで全部がこと足りたと、こういうのではなくことは、これはむしろ高く評価していただきたいと、かように存するのでございます。

次に、課税最低限をまさに百三十万にしろと、こういうお話でございました。先ほども申しましたように、百万円が実現すれば百三十万あるいは五百六十万と、こういうような御意見になるのは、

これは当然かと思ひます。しかし、私は今回の改正、これで全部がこと足りたと、こういうのではなくことは、これはむしろ高く評価していただきたいと、かのように存するのでございます。

次に、民営投資の急速な拡大が社会資本とのア

ンバランスを生じていることは御指摘のとおりと考へます。今回の法人税の増税は、資源の適正な配分を一つのねらいとしたものであり、時宜にかなつた措置であります。かつて、その程度も現下の

経済、財政事情から見てきわめて適切なものと、かように考えております。一部資本家の圧迫その他等を云々されました。私は適切な処置ではなかつたかと思います。

その他の問題につきましては、大蔵大臣からお

う御意見であったかと思いますが、私は、今回の

税法改正は、中小所得者の所得税負担の大幅な軽

○國務大臣(福田赳氏君) まず第一は、減税の規模が自然増収に対して過小ではないかと、こういふお話をございますが、まあ自然増収がありますれば、これを減税に全部充てるわけにはいかないことはもちろんあります。国の財政需要、だんだんとふえてまいります。その国家的需要にも応じなければならぬ。また、現に国債を発行している、好況時に国債を発行している、非常に異例なことでござりますので、これも減らさなければならない。さような国家需要といふか、その全局をながめまして減税に充てる額といふのも妥当なところに置くといふ配慮をしなければならないと、かように考へておるのでありまするが、しかし、先ほど申し上げましたように、国民の税負担は、今日世界的にはそろ高いほうではございませんけれども、直接税の負担感といふものは、これはいろいろと国民からも声を聞いております。そういうので、直接税の減税につきましては、今後とも努力をいたしていかないと、かように考えております。また、所得税につきまして、給与所得控除を拡大せよ、また課税最低限を向上せよ、こういうふうなお話をございまして、三法の改正案は、税制調査会の答申の完全実施をいたすものでござりまするけれども、これもある程度減税をビリオドというふうには考へておりません。なお、この上とも所得税につきましては、特に重点を置きまして減税をいたしていかたい、かのように考へておりますので、その際、重要な問題として給与所得者の控除拡大、また課税最低限の向上ということには努力をいたしたい、すべきものである、かのように考えます。

法人税につきまして、今回の一・七五%増徴といふのが財界の圧力によってそうなつたのではないか。

二%という原案がそういうふうに修正され

たのは財界の圧力ではないかといふお話をございますが、これは財界の圧力といふようなことは全然ございませんです。これは税制調査会において、この際、このような法人税の増徴を行な

うべしといふ答申をいたしておるのであります。答申どおりにこれを実行したといふのが実情でございます。また、将来これを三回に引き上げる考えはかないかといふお話をございますが、これは今まであることとして考へたいといふふうに存じておりますが、私は先ほど申し上げましたが、まあとにかく今後財政需要がどんどんふえる。それに対しましては、直接税といふ方面にはあまり重点を、財源調達を置かない、こういう考え方をいたすことをつけ加えて申し上げさせていただきます。

次に、利子・配当税等の優遇措置、これは法人税体系の根本的な改革から手をつけなければ実現できないじやないかといふお話をございます。これが理論的にはそういう根本的な考え方と関連させずに実現はできるわけであります。しかし、それはそれとして、法人税の税法のあり方を実在説をとるかどうかといふような問題は、今後も大きな議論の対象となるといふふうに考えております。これらは慎重に検討をいたしてみたいたいふうに考へておるのであります。

最後に、税制の長期ビジョンを示せといふお話を申し上げましたが、これは先ほど戸田議員にもお答えをいたしましたが、今後わが国といったしてみては、社会資本の立ちおくれといふ問題に取り組んでいかなければならぬ。道路五カ年計画の遂行、あるいは、おそらく新幹線網の整備といふような問題も出てくるであります。また、経済がどんどん進化するに伴いまして、この進化に均して、それが世帯における配偶者控除をただしたいと思ひます。第一、二重複する点があるかもしれません、およそものごとに原則といふものがあります。租税政策においても二つの大きな原則があると思います。

その一つは、勤労者の生計費には課税すべきではないということであり、もう一つは、税の負担は公平平等でなければならないということであります。この二つの原則を踏まえて今回の政府税制改正案を見ますと、所得税の免税点の十万円引き上げ、税率の緩和、法人税の引き上げ、利子・配当課税の手直しなど、広範な税制改正を行なっています。この二つの原則を踏まえて今回の政府税制改正案を見ますと、所得税の免税点の十万円引き上げ、税率の緩和、法人税の引き上げ、利子・配当課税の手直しなど、広範な税制改正を行なっているのであります。いずれも不徹底、不十分な措置に終わっていると申さねばなりません。大幅減税の推進、税負担の公平を求める国民の期待か、あるいは、所得税の減税問題についてであります。政府は、今回の措置をもつて課税最低限度額といえども、あるいは保険制度なんかにつきまして

は、保険料といふ問題も起きてまいりますけれども、直接財政の負担となる面につきましては、これは物価に影響をしないといふことを特に配慮します。確かに各国の標準家族の課税最低限度額を見ますと、アメリカ百三十三万円、イギリス七十九万円、西ドイツ八十八万円、フランス百十七万円と、わが国限度額とほぼ同じ水準にあります。しかし、これをうのみにするわけにはまいります。その理由は、第一に、欧米の所得税制を、二分二乗方式に見られるように、わが国税制によっていく、わが国は二〇%という程度の負担でやっています。しかし、それにいたしましても、低負担、高福祉国家、これが実現し得る、かように考えております。(拍手)

○副議長(安井謙子君) 中沢伊登子君。

〔中沢伊登子君登壇、拍手〕

○中沢伊登子君 私は、民社党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました所得税法、法人税法及び租税特別措置法の租税三法につき、一括して質問を行ない、政府の見解をいたしたいと思います。一、二重複する点があるかもしれません、およそものごとに原則といふものがあります。租税政策においても二つの大きな原則があると思います。

その一つは、勤労者の生計費には課税すべきではないということであり、もう一つは、税の負担は公平平等でなければならないということであります。この二つの原則を踏まえて今回の政府税制改正案を見ますと、所得税の免税点の十万円引き上げ、税率の緩和、法人税の引き上げ、利子・配当課税の手直しなど、広範な税制改正を行なっているのであります。いずれも不徹底、不十分な措置に終わっていると申さねばなりません。大幅減税の推進、税負担の公平を求める国民の期待か、あるいは、所得税の減税問題についてであります。政府は、今回の措置をもつて課税最低限度額といえども、あるいは保険制度なんかにつきましては、欧米水準並みになつたとし、今後とも所得税減税を行なう必要性は薄くなつたと述べているのであります。確かに各国の標準家族の課税最低限度額を見ますと、アメリカ百三十三万円、イギリス七十九万円、西ドイツ八十八万円、フランス百十七万円と、わが国限度額とほぼ同じ水準にあります。しかし、これをうのみにするわけにはまいります。その理由は、第一に、欧米の所得税制を、二分二乗方式に見られるように、わが国税制によっていく、わが国は二〇%という程度の負担でやっています。しかし、それにいたしましても、低負担、高福祉国家、これが実現し得る、かように考えております。

処するため、婦人の労働力を説き、その結果、現在では婦人労働者は一千四十八万人に達し、全雇用者総数の三二・八%にまでなっているのでございます。このうち夫を持つ婦人雇用者は四百二十一万人の多さにのぼっているのです。その平均給与総額は三万二千円であります。したがつて、これら夫を持つ婦人雇用者のほとんどは、働きに出たばかりに、夫の所得税において配偶者控除をなくし、税負担の増大を招く結果になつてゐるのであります。まさに、政府の婦人労働力活用政策の片手落ちであると断言せざるを得ません。この点について、昭和四十一年の税制調査会の答申においても、配偶者控除を受けることができるのであります。昭和四十一年の税制調査会に勧告をしているのであります。昭和四十一年に改正されて以来、今日まで三年間も所得限度は十万円で据え置かれています。この際、政府は、来年度においてこの所得限度の大引き上げをはかり、家庭の主婦が安心して働きに出られ、労働者の財産形成の一助になるよう勇断いたる御見解を承りたいと存じます。

同時に、妻の労働所得については、イギリスの例に見られるように、夫婦共かせぎによる家庭生活の快適さの犠牲並びに家事関係の費用の増大に伴う扣税力の低下などを配慮して、妻の労働控除を新しく設けるべきであると考えます。あわせて御答弁をお願いいたします。

質問の第三は、法人税並びに交際費課税についてであります。現在の税制において、税負担の公平、平等の大原則を侵すものは、すでに論じ尽くされています。利子・配当の優遇課税は言うに及ばず、その他、法人税並びに交際費課税をあげなければなりません。政府は、今回の改正において、実質上一・七五%の法人税引き上げを二年期限の臨時措置として行なつたのであります。これが明らかに、法人税引き上げに反対する財界の圧力に屈した不徹底をわざわざ置と断言せざるを得ません。

るを得ません。わが国の法人税は、昭和四十年に、当時の不況打開のため、三八%から三七%に、さらに昭和四十一年には三七%から三五%へと引き下げられ、現在に至つたのでござります。

が、この結果、先進諸国と比較して、わが国法人税は非常に低くなっているのであります。したがつて、政府は、今後中小企業は別ワクとしても、法人税をもとの三八%にまで引き上げるべきであると思ひます。政府の御見解をお聞かせ願いたいのであります。

次に、交際費課税についてであります。わが国ほど社用族が横行する国は他に見当たらないのであります。昭和四十四年度の交際費の支出見込み総額は實に九千十億円にのぼつてゐるのですが、そのうち、課税対象になる金額はわずかに二千億円前後であります。交際費の増大は会社における一部高級幹部に対する実物給付になつてゐる現状にかんがみ、この不公平、不平等を抜本的に改革するため、この際、政府は交際費の益金算入率を大幅に引き上げるべきであると考えるのであります。政府の決断のほどをお聞かせ願いたいのでござります。

以上三点の質問を申し上げたのでござりますが、が、政府の明快なる御答弁を期待いたします。

私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

○國務大臣(佐藤榮作君) 中沢君にお答えをいたします。

まず、税そのものが公平、平等、また、重税感を持たないよう、小額所得者に高額に所得税を取つてはいかぬ、かよろに御指摘になりましたことについては、先ほどお答えをしたとおりでござります。したがつて、もうおわかりだと思います。

が、今度の課税最低限を引き上げることによりまして、欧米水準並みになつた、かよろに考えておられます。他は大蔵大臣からお答えいたしましたが、ことし、四十五年度

の税制改正につきましては、これは改正はいたしておりませんけれども、交際費使用の実情等をよく見守りまして、その見守った結果に従いまし

の上界に伴う減税は当然に必要であろうと思いま

すし、特に、中堅以下の給与所得者に対する減税

につきまして所得税の免税点をもつと引き上げ

る、私も先ほど來申し上げてゐるんです。直接

の免税点百三万円というは、もう欧米先進国並

みである。ではありますけれども、それで決し

て満足しているというわけではありません。直接

税に対する負担感、こういう問題が、いま国民の

が、これは、先ほども公明党や社会党にもお答え

いたしましたとおり、その気持ちはわからない

ではございませんけれども、税の体系から申しま

しても、所要財源から見ましても、いま直ちにこ

れを実施するということは無理もあり、また、

その必要もちょっと考えられないよう思いま

す。今後、具体的に所得税の減税をどのように

かっていくべきかについては、税制調査会の御意

見を十分伺つた上で検討してまいりたいと、かよ

うに思います。

次に、法人税についてお尋ねがございました。

今回の改正は、財界の圧力に屈したと、かよろ

御發言であります。が、決してそのよろなことは

ありません。中沢君は、法人税率をさらに引き上

げよとの御意見でありました。過去における法

人税率改定の経過と、主要諸外国の法人税率の水

準を考慮し、さらに、現下の財政経済事情を総合的

に判断して決定したものであり、必要にして妥

当なものと私は考えております。また、今後の法

人税負担についても、今回と同様、そのときどき

の財政経済事情や法人の企業活動状況等を総合的に判断しながら、弾力的に対応してまいる所存で

ございます。

次に、交際費課税につきましては、昨年度の税

制改正でその強化をはかつたのであります。が、な

お問題を残していることは御指摘のとおりであり

ますので、来年度の税制改正の課題として税制調

査会の御検討を願うこととした、かよろに思つております。

以上、私に対するお尋ねにお答えをいたしま

す。他は大蔵大臣からお答えいたしました。(拍手)

○國務大臣(福田赳天君) お答えを申し上げま

るの上界に伴う減税は当然に必要であろうと思いま

す。

て、今後これが改正の要あるかどうかよく考えてみたいと、かように考へておる次第でございます。(拍手)

○副議長(安井謙君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長(安井謙君) この際、日程第一及び第三をあとに回したいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

○副議長(安井謙君) この際、日程第一及び第三をあとに回したいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

○副議長(安井謙君) 日程第四、訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

○副議長(安井謙君) 平芳平君、委員長の報告を求めます。法務委員長小

平芳平君。

〔審査報告書は都合により第十三号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十三号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十三号末尾に掲載〕

内閣總理大臣 佐藤 栄作

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案
右 国会に提出する。
昭和四十五年三月三十一日
内閣總理大臣 佐藤 栄作

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案
訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案
訴訟費用臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「千三百円以内」を「千六百円以内」に、「千百円以内」を「千四百円以内」に、「二千円以内」を「二千七百円以内」に、「一千六百円以内」を「二千三百円以内」に、「八円以内」を「十三円以内」に改

める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

〔小平芳平君登壇、拍手〕

○小平芳平君 ただいま議題となりました訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案について、法務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

本法律案の要旨は、第一に、証人及び民事訴訟における当事者の日當最高額千三百円を千六百円に、また、鑑定人等及び刑事訴訟における辯護弁護人の日當最高額千百円を千四百円にそれぞれ改めようとするものであります。第二は、國家公務員等の旅費改定に準じ、民事、刑事の訴訟における証人、鑑定人等の宿泊料、車賃の最高額を引き上げようとするものであつて、宿泊料については、特別区において二千円を二千七百円に、その他の地において一千六百円を二千三百円に、また、車賃については一キロメートルごとに八円を十三円にそれぞれ改めようとするものであります。

委員会におきましては、証人等の日當、宿泊料等の最高額を引き上げる根拠、証人日當の支給基準、国選弁護人の報酬等との関係、本法の臨時措置的性格にかんがみて、根本的改正の見通しについて等、熱心な質疑がありましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

○副議長(安井謙君) 本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

〔賛成者起立〕
○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

国立学校設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年三月十九日

参議院議長 重宗 雄三殿 船田 中

○副議長(安井謙君) 日程第五、国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長楠正俊君。

〔審査報告書〕
国立学校設置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月七日
参議院議長 重宗 雄三殿 楠 正俊

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

附則を次のように改める。

この法律は、教育学部に改める。

第三条の二第一項中「九州工業大学」を「佐賀工業大学」に改める。

昭和四十五年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

〔楠正俊君登壇、拍手〕
○楠正俊君 ただいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、秋田大学に医学部を増設し、佐賀

大学に医学部を設置しようとするものでありました。委員会におきましては、秋田大学に医学部を増設する理由及び経過、医師及び看護婦の養成計画、医学部の機能、学術振興のあり方、産學協同、大学の管理運営の問題などについて熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑が終了し、次いで永野理事より各党共同提案にかかる施行期日についての修正案が提出されました。

本法施行に要する経費として、昭和四十五年度國立学校特別会計予算に約九千四百万円が計上されている。

討論もなく、採決の結果、修正案及び修正部分を除く衆議院送付案は、いずれも全会一致をもつて可決せられ、よって、本法律案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございま

す。

〔賛成者起立〕

本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて委員会修正どおり議決せられました。

○副議長(安井謙君) 日程第六、道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたしま

ます、委員長の報告を求めます。地方行政委員長山内一郎君。

〔審査報告書は都合により第十三号末尾に掲載〕

道路交通法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十五年三月十六日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部

を次のように改正する。

目次中「第一百十四条の二」を「第一百十四条の

四に、「第四節 反則者に係る刑事事件(第二百三十条)」を「第四節 反則者に係る刑事事件等(第二百三十条・第二百三十条の二)」に改める。

三の二 自転車道

自転車の通行の用に供する

ため縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて区画された車道の部分をいう。

第二条第三号の次に次の二号を加える。

〔付記中「第一百二十二条」を削る。〕

第五条の見出し中「警察官」を「警察官等」に

改め、同条第一項中「警察官」の下に「又は第二百四十四条の三 第二項に規定する交通巡視員(以下「警察官等」といふ。)」を加え、同条第二項中「警察官」を「警察官等」に改め、同条の付記中「第一百二十二条」を削る。

第七条の付記中「第一百二十二条」を削る。

第十一条第一項中「右側端」の下に「(自転車道

が設けられている車道にあつては、自転車道以外の部分の右側端。次項において同じ。」を加え、

同条第三項中「左側端」の下に「(自転車道が設け

られている車道にあつては、自転車道以外の部分の左側端)」を加える。

第十三条第一項、第十四条第四項及び第十五条

中「警察官」を「警察官等」に改める。

第十六条に次の二項を加える。

4 この章の規定の適用については、自転車道が設けられている道路における自転車道と自転車

道以外の車道の部分とは、それぞれ一の車道と

する。

第十七条第三項中「以下の章」を「以下の第九

節まで」に改め、同条の付記中「第一百二十二条」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(自転車道の通行区分)

第十九条に見出しとして「(軽車両の並進の禁止)」を附し、同条の付記中「第一百二十二条」を削る。

第二十条第一項中「車両の交通の円滑」を「道

路における危険を防止し、その他の安全と円

滑」に改め、「左側部」の下に「(当該道路が一方

通行となつてゐるときは、当該道路)」を加え、同

条第四項中「右側端に寄るとき」の下に「、第三

十四条の二第二項の規定による通行の区分に従い

通行するとき、第二十六条の二の規定によりその

の次に次の二条を加える。

(進路の変更の禁止及び制限)

第二十六条の二 公安委員会は、道路における危

険を防止し、その他の安全と円滑を図るために

おいて車両がその通行している車両通行帯以

外の車両通行帯を通行することを禁止し、又は

制限することができる。この場合において、車

両は、次の各号に掲げる場合を除き、当該禁止

又は制限に従わなければならない。

一 第四十条の規定により道路の左側若しくは

右側に寄るとき、又は道路の損壊、道路工事

その他の障害のためその通行している車両通

行帯を通行することができないとき。

(罰則 第二項については第一百二十二条第一

項第五号)

第十八条に見出しとして「(左側寄り通行)」を附

する。

第十九条に見出しとして「(軽車両の並進の禁

止)」を附し、同条の付記中「第一百二十二条」を

削る。

第二十条第一項中「かつ、」の下に「できる

限り道路の左側端に沿つて(公安委員会が道路

又は交通の状況により、特に必要があると認め

て交差点又はその直近の部分を指定した場合においては、その指定した部分を通行して」を加え、

同条第二項中「交差点の状況」を「道路又は交通

の状況」に、「指定した場所においては、外側」を

指定した部分」に改め、同条第四項中「内側」の

下に「(公安委員会が道路又は交通の状況により、

特に必要があると認めて交差点又はその直近の部

分を指定した場合においては、その指定した部

分」を加え、同条の付記中「、第一百二十二条」を

削り、同条の次に次の二条を加える。

により定められた装置を備えていないか、又はこれらの装置についての調整がされていないため、これらの道路において運転することができなくなるおそれがある自動車を運転してはならない。

第八十五条及び第八十七条の各付記中「、第一百二十二条」を削る。

第八十八条第一項第五号中「一年」を「同条第六号中「起算して一年」を「起算して同条第六項の規定により指定された期間」に改め、同項第六号中「起算して一年」を「起算して同条第六項の規定により指定された期間」に改める。第六号中「一年から」を「当該指定された期間から」に改める。

第九十条第六項中「第一百三條第八項」を「第一百三條第九項」に、「同条第八項後段」を「同条第九項後段」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 公安委員会は、第一項たゞし書の規定により免許を拒否し、又は前項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、三年をこえない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。

第九十一条の付記中「、第一百二十二条」を削る。

第九十三条第二項中「第九十条第四項」を「第一百三條第五項」に、「第一百三條第六項」を「第一百三條第七項」に、「同条第八項後段」を「同条第九項後段」に、「第九十条第六項」を「第九十条第七項」に改める。

第九十八条第一項中「公安委員会は」の下に「、自動車の運転に関する教習の水準を高め、もつて自動車の運転者の資質の向上を図るために、並びに自動車の構造及び取扱方法その他の必要な事項」に改め、同条第三項中「解除する」を「解除し、又は自動車の構造及び取扱方法その他の必要な事項」に改め、同条第三項中「解除する」を「解除し、又は六月をこえない範囲内で期間を定めて当該指定自

動車教習所が当該期間内における教習に基づき次条第一項第一号に規定する卒業証明書を発行することを禁止する」に改め、同条に次の二項を加える。

二十二条を削る。

第八十九条第一項第五号中「第百三條第八項」を「第一百三條第九項」に改め、同条第八項中「第一百三條第三項から第七項まで」を「第一百三條第三項から第五項まで、第七項及び第八項」に、「一年」を「三年」に改める。

5 公安委員会は、第三項の規定による卒業証明書の発行の禁止の処分を受けた指定自動車教習所が当該禁止に違反して卒業証明書を発行したときは、その指定を解除し、又は指定自動車教習所を設置し若しくは管理する者が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を解除し、若しくは六月をこえない範囲内で卒業証明書の発行の禁止に係る期間を延長することができる。

第六号中「の発行する」を「が適法に発行する」に改める。

第二十二条を削る。

第九十三条第一項第一号中「の発行する」を「が適法に発行する」に改める。

第一百一条から第一百二条までの各付記中「、第一百二十二条」を削る。

第九十九条第一項第一号中「の発行する」を「が適法に発行する」に改める。

第一百三条から第一百二条までの各付記中「、第一百二十二条」を削る。

第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができない状態)であることが認められる。

第六十六条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができるない状態)であることが認められる。

第六十七条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができるない状態)であることが認められる。

第六十八条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等を運転することを命じ、又は容認した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六十九条第一項第一号中「の運行を管理する者の手信号等」に改め、同項第一号に「(以下「警察本部長」という。)」を加え、第七章中同条の二に次の二条を加える。

二十二條(交通巡回員) 第一百四十四条の二第一項中「道府県警察本部長」の下に「(以下「警察本部長」という。)」を加え、第七章中同条の二に次の二条を加える。

二十三條(道路交通) 第一百四十四条の三 都道府県警察に、歩行者の通行の安全の確保、停車又は駐車の規制の勧行及び道路における交通安全と円滑に係るその他の指導に関する事務を行なわせるため、交通巡回員を置く。

二十四條(交通巡回員) 第一百四十四条の三の二 第七十五条(車両等の運行を管理する者の義務) 第一百四十四条の二第一項第一号、第三号又は第四号の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二十五條(酒気帯び運転等の禁止) 第一百四十五条(車両等の運行を管理する者の義務) 第一百四十五条第一項の規定に違反して車両等を運転することを命じ、又は容認した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二十六條(酒気帯び運転等の禁止) 第一百四十六条(酒気帯び運転等の禁止) 第一百四十六条第一項第一号の規定に違反して車両等を運転した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二十七條(酒気帯び運転等の禁止) 第一百四十七条(酒気帯び運転等の禁止) 第一百四十七条第一項第一号の規定に違反して車両等を運転した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二十八條(酒気帯び運転等の禁止) 第一百四十八条(酒気帯び運転等の禁止) 第一百四十八条第一項第一号の規定に違反して車両等を運転した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二十九條(酒気帯び運転等の禁止) 第一百四十九条(酒気帯び運転等の禁止) 第一百四十九条第一項第一号の規定に違反して車両等を運転した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

三十條(酒気帯び運転等の禁止) 第一百五十条(酒気帯び運転等の禁止) 第一百五十条第一項の規定に違反して車両等を運転した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

三十一條(酒気帯び運転等の禁止) 第一百五十一条(酒気帯び運転等の禁止) 第一百五十一条第一項の規定に違反して車両等を運転した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

三十二條(酒気帯び運転等の禁止) 第一百五十二条(酒気帯び運転等の禁止) 第一百五十二条第一項の規定に違反して車両等を運転した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

三十條(酒気帯び運転等の禁止) 第一百五十条第一項第一号中「の運行を管理する者の手信号等」に改め、同項第一号に「(以下「警察官等」という。)」を加え、第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができない状態)であることが認められる。

三十一条(酒気帯び運転等の禁止) 第一百五十一条第一項第一号中「の運行を管理する者の手信号等」に改め、同項第一号に「(以下「警察官等」という。)」を加え、第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができない状態)であることが認められる。

三十二条(酒気帯び運転等の禁止) 第一百五十二条第一項第一号中「の運行を管理する者の手信号等」に改め、同項第一号に「(以下「警察官等」という。)」を加え、第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができない状態)であることが認められる。

三十三条(酒気帯び運転等の禁止) 第一百五十三条第一項第一号中「の運行を管理する者の手信号等」に改め、同項第一号に「(以下「警察官等」という。)」を加え、第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができない状態)であることが認められる。

三十四条(酒気帯び運転等の禁止) 第一百五十四条第一項第一号中「の運行を管理する者の手信号等」に改め、同項第一号に「(以下「警察官等」という。)」を加え、第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができない状態)であることが認められる。

三十條(酒気帯び運転等の禁止) 第一百五十条第一項第一号中「の運行を管理する者の手信号等」に改め、同項第一号に「(以下「警察官等」という。)」を加え、第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができない状態)であることが認められる。

三十一条(酒気帯び運転等の禁止) 第一百五十一条第一項第一号中「の運行を管理する者の手信号等」に改め、同項第一号に「(以下「警察官等」という。)」を加え、第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができない状態)であることが認められる。

三十二条(酒気帯び運転等の禁止) 第一百五十二条第一項第一号中「の運行を管理する者の手信号等」に改め、同項第一号に「(以下「警察官等」という。)」を加え、第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができない状態)であることが認められる。

三十條(酒気帯び運転等の禁止) 第一百五十条第一項第一号中「の運行を管理する者の手信号等」に改め、同項第一号に「(以下「警察官等」という。)」を加え、第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができない状態)であることが認められる。

三十一条(酒気帯び運転等の禁止) 第一百五十一条第一項第一号中「の運行を管理する者の手信号等」に改め、同項第一号に「(以下「警察官等」という。)」を加え、第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができない状態)であることが認められる。

三十二条(酒気帯び運転等の禁止) 第一百五十二条第一項第一号中「の運行を管理する者の手信号等」に改め、同項第一号に「(以下「警察官等」という。)」を加え、第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができない状態)であることが認められる。

おいて身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの。

第一百十九条第一項第九号の二中「第二号」の下に「、第二号の二」を加え、同項第十一号の次に次の二号を加え、同項第十二号中「、第二項若しくは第三項」を「第五号」に改める。

十一の二 第七十五条（車両等の運行を管理する者の義務）第一項第二号の規定に違反した者（当該違反により運転者が酒に酔つた状態で車両等を運転し、又は身体に第七号の二の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等（軽車両を除く）を運転した場合に限るものとし、第一百七十七条の二第二号に該当する場合を除く。）

第一百二十条第一項第二号中「第五項」の下に「（第十三条の二（直進、左折及び右折車両の通行区分の指定）第三項において準用する場合を除く。）」を加え、同項第三号中「第四項」の下に「、第二十六条の二（進路の変更の禁止及び制限）、第三十四条の二（直進、左折及び右折車両の通行区分の指定）第二項」を加え、同項中第十一号の五を削り、第十一号の四を第十一号の五とし、第十一号の三を第十一号の四とし、第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 第六十七条（危険防止の措置）第二項の規定による警察官の検査を拒み、又は妨げた者

第一百二十二条第一項第一号中「警察官の手信号等」を「警察官等の手信号等」に改め、同項第四号中「警察官」を「警察官等」に改め、同項第五号中「第十九条（通行区分）」を「第十七条の二（自動車道の通行区分）」に改め、同項第六号若しくは第三項の規定による運転の禁止に改める。

第一百二十二条を次のように改める。

第一百二十二条 削除

第一百二十三条中「第一百十八条第一項第四号」を「第一百七十七条の二（第二号、第一百十八条规定の適用）第二項、第十九条（軽車両の並進の禁止）」に改める。

号の二若しくは第四号に、「第十二号」を「第十一号の二、第十二号」に改め、「、第十一号の四」を削る。

第一百二十五条第二項第二号中「過去一年以内」の上に「第一百十八条又は第一百十九条の罪にあたる反則行為をした者で、」を加え、「者」を「もの」に改め、同項第三号を次のよう改める。

三 当該反則行為をした場合において、酒に酔つた状態又は身体に第百十九条第一項第七号の二の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転していた者

第百二十六条第一項中「二十歳に満たない者を除く。以下この章において同じ。」を削り、同条

三、第九章第四節中同条の次に次の二条を加える。
（反則者に係る保護事件）

第一百三十条の二 家庭裁判所は、前条本文に規定する通告があつた事件について審判を開始した場合において、相当と認めるときは、期限を定めて反則金の納付を指示することができる。この場合において、その反則金の額は、第百二十一条第三項の規定にかかわらず、別表に定める額をこえない範囲内において家庭裁判所が定める額とする。

二 前項の規定による指示の告知は、書面で行なうものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

一 第百二十四条の三第一項に規定する交通巡視員は、第百二十条第一項第五号（第五十二条第一項に係る部分を除く。）第六号若しくは第七号に次の二項を加える。

4 第百二十四条の三第一項に規定する交通巡視員は、第百二十条第一項第五号（第五十二条第一項に係る部分を除く。）第六号若しくは第七号に次の一項を加える。

5 この法律の施行前に交通事故を起こしたことによる新法第百三十三条の二第一項第三号（新法第百七条の五第九項において準用する場合を含む。）の規定による仮停止又は仮禁止については、なお從前の例による。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

7 この法律の施行前にした反則行為に関する処理手続については、新法第九章の規定にかかるらず、なお從前の例による。

8 道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第百二十六号）の一部を次のよう改正する。

9 附則第七項中「第百二十八条第一項」の下に「（第百三十条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

10 第百二十九条第一項及び第二項中「前条第三項」の下に「又は第四項」を加える。

11 第百二十九条第一項中「提起されない」を「提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されない」と改める。

12 第百二十九条第一項中「第百二十六条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

13 第百二十九条第一項中「第百二十六条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

14 第百二十九条第一項中「第百二十六条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

15 第百二十九条第一項中「第百二十六条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

16 第百二十九条第一項中「第百二十六条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

17 第百二十九条第一項中「第百二十六条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

18 第百二十九条第一項中「第百二十六条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

19 第百二十九条第一項中「第百二十六条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

20 第百二十九条第一項中「第百二十六条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

21 第百二十九条第一項中「第百二十六条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

○山内一郎君登壇、拍手

四項並びに第百三条第六項の規定にかかるらず、なお從前の例による。

この法律の施行前に旧法第百七条の五第一項の規定又は同条第八項において準用する旧法第一百三十三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止の基準に該当したことを理由とする自動車等の運転の禁止の期間については、なお從前の例による。

第一百三十三条の二 家庭裁判所は、前条本文に規定する通告があつた事件について審判を開始した場合において、相当と認めるときは、期限を定めて反則金の納付を指示することができる。この場合において、その反則金の額は、第百二十一条第三項の規定にかかわらず、別表に定める額をこえない範囲内において家庭裁判所が定める額とする。

二 前項の規定による指示の告知は、書面で行なうものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

一 第百二十四条の三第一項に規定する交通巡視員は、第百二十条第一項第五号（第五十二条第一項に係る部分を除く。）第六号若しくは第七号に次の一項を加える。

4 第百二十四条の三第一項に規定する交通巡視員は、第百二十条第一項第五号（第五十二条第一項に係る部分を除く。）第六号若しくは第七号に次の一項を加える。

5 この法律の施行前に交通事故を起こしたことによる新法第百三十三条の二第一項第三号（新法第百七条の五第九項において準用する場合を含む。）の規定による仮停止又は仮禁止については、なお從前の例による。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

7 この法律の施行前にした反則行為に関する処理手続については、新法第九章の規定にかかるらず、なお從前の例による。

8 道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第百二十六号）の一部を次のよう改正する。

9 附則第七項中「第百二十八条第一項」の下に「（第百三十条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

10 第百二十九条第一項及び第二項中「前条第三項」の下に「又は第四項」を加える。

11 第百二十九条第一項中「提起されない」を「提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されない」と改める。

12 第百二十九条第一項中「第百二十六条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

13 第百二十九条第一項中「第百二十六条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

14 第百二十九条第一項中「第百二十六条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

15 第百二十九条第一項中「第百二十六条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

16 第百二十九条第一項中「第百二十六条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

17 第百二十九条第一項中「第百二十六条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

18 第百二十九条第一項中「第百二十六条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

19 第百二十九条第一項中「第百二十六条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、最近における道路交通の実情にかんがみ、その安全の確保と円滑化をはかるため、所要の措置を講じようとするものであります。

そのおもな内容は、酒気帯び運転の規制及び罰則の強化等、悪質事犯の排除の徹底をはかり、少年に交通反則通告制度を適用することとし、新たに歩行者の通行の安全及び駐停車の規制等を職務とする交通巡視員制度を設けるほか、都市交通の規制、歩行者及び自転車の保護、自動車運転者の資質の向上等に関する規定の整備をはからうとするものであります。

委員会におきましては、酒気帯び運転の排除の徹底、少年に対する反則金制度の適用、交通巡視員の職務内容等について質疑が行なわれました。が、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本案に対して、自由民主党、日本社会党並びに公明党の共同提出にかかる附帯決議案を、全会一致をもつて委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつ

て、本案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) 日程第七、建築物における衛生的環境の確保に関する法律案(衆議院提出)。

日程第八、検疫法の一部を改正する法律案(内閣提出)。

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員

長佐野芳雄君。

な事項を定めることにより、その建築物における衛生的環境の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建

建築物の維持管理をしなければならない。

建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、こん虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。

3 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従つて当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

(特定建築物についての届出)
第二条 前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。
第三条 保健所は、この法律の施行に関し、次の業務を行なうものとする。
一 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の正しい知識の普及を図ること。

二 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の相談に応じ、一箇月以内に、厚生省令の定めるところにより、当該特定建築物の所在場所、用途、延べ面積及び構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者の氏名その他厚生省令で定める事項を都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長。以下同じ。)に届け出なければならない。

2 前項の規定は、現に使用されている建築物が、第二条第一項の政令を改正する政令の施行に伴い、又は用途の変更、増築による延べ面積の増加等により、新たに特定建築物に該当することとなつた場合について準用する。この場合

建築物における衛生的環境の確保に関する法律案

衆議院議長 舟田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

昭和四十五年三月十七日
右の本院提出案をここに送付する。

法律
(目的)
建築物における衛生的環境の確保に関する法律案

第一條 この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に關し環境衛生上必要とするものは、政令で定める基準(以下「建築物環境衛生管理基準」という。)に従つて当該特定

において、前項中「当該特定建築物が使用されるに至つたとき」とあるのは、「建築物が特定建築物に該当することとなつたとき」と読み替えるものとする。

3 特定建築物所有者等は、前二項の規定による届出事項に変更があつたとき、又は当該特定建築物が用途の変更等により特定建築物に該当しないこととなつたときは、その日から一箇月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

4 都道府県知事は、特定建築物のうち政令で定めるものについて前三項の規定による届出を受けたときは、その旨を都道府県労働基準局長に通知するものとする。

(建築物環境衛生管理技術者選任)

第六条 特定建築物所有者等は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行なわれるよう監督をさせるため、厚生省令の定めるところにより、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。

2 建築物環境衛生管理技術者は、当該特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理技術者免状の交付を行なわることができる。

3 厚生大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を行なわないことができる。

一 第三項の規定により建築物環境衛生管理技術者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して一年を経過しない者

2 厚生大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を行なわないことができる。

一 第三項の規定により建築物環境衛生管理技術者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して一年を経過しない者

2 建築物環境衛生管理技術者試験は、厚生大臣が行なう。

3 建築物環境衛生管理技術者試験は、二年以上厚生省令で定める実務に従事した者でなければ、受けることができない。

4 建築物環境衛生管理技術者試験の受験手数料は政令で、建築物環境衛生管理技術者試験の科目、受験手続その他建築物環境衛生管理技術者試験に關し必要な事項は厚生省令で定める。

(建築物環境衛生管理技術者免状)

3 厚生大臣は、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者が、この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられた者で、その執行をして終わり、又は執行を受けることがなくなつたときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について行なわれるようにするため必要があると認めるとときは、当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、意見を述べることができる。この場合においては、当該権原を有す

る者は、その意見を尊重しなければならない。

(建築物環境衛生管理技術者免状)

第七条 建築物環境衛生管理技術者免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、厚生大臣が交付する。

一 厚生省令で定める学歴及び実務の経験を有する者又は厚生省令の定めるところによりこれらと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者で、厚生省令の定めるところにより、厚生大臣が指定した講習会の課程を修了したもの

二 建築物環境衛生管理技術者試験に合格した者

三 第二項の規定により建築物環境衛生管理技術者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して一年を経過しない者

4 都道府県知事は、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者について、前項の处分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に申し出なければならない。

5 建築物環境衛生管理技術者免状の交付又は再交付の手数料は政令で、建築物環境衛生管理技術者免状の交付、再交付その他建築物環境衛生管理技術者免状に關する手続的事項は厚生省令で定める。

(建築物環境衛生管理技術者試験)

第六条 建築物環境衛生管理技術者試験は、建築物の維持管理に關する環境衛生上必要な知識について行なう。

7 第八条 建築物環境衛生管理技術者試験は、建築物の維持管理に關する環境衛生上必要な知識について行なう。

第十二条 都道府県知事は、厚生省令で定める場合において、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し、関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類を備えておかなければならぬ。

(帳簿書類の備付け)

第十一条 特定建築物所有者等は、厚生省令の定めるところにより、当該特定建築物の維持管理に関する事務をつかさどらせるため、建築物環境衛生管理技術者試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

から任命する。

3 前二項に定めるもののほか、建築物環境衛生管理技術者試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

2 建築物環境衛生管理技術者試験委員は、厚生省令で定める場合において、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し、関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類を備えておかなければならぬ。

(報告、検査等)

第十三条 都道府県知事は、厚生省令で定める場合において、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し、関し環境衛生上必要な報告をさせ、又はその職員に、特定建築物に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件若しくはその維持管理の状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、その居住者の承諾を得なければならない。

(改善命令等)

第十四条 都道府県知事は、厚生省令で定める場合において、特定建築物の維持管理が建築物環

境衛生管理基準に従つて行なわれておらず、かつ、当該特定建築物内における人の健康をそとない、又はそこならおそれのある事態その他環境衛生上著しく不適当な事態が存すると認めるときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、当該維持管理の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該事態がなくなるまでの間、当該特定建築物の一部の使用若しくは関係設備の使用を停止し、若しくは制限することができる。

(国又は地方公共団体の用に供する特定建築物に関する特例)

第十三条 第十一条の規定は、特定建築物が国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供するものである場合については、適用しない。

2 都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供する特定建築物について、当該國若しくは地方公共団体の機関の長又はその委任を受けた者に対し、必要な説明又は資料の提出を求めることができる。

3 前条の規定は、特定建築物が国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供するものである場合については、適用しない。ただし、都道府県知事は、当該特定建築物について、同条に規定する事態が存すると認めるときは、当該國若しくは地方公共団体の機関の長又はその委任を受けた者

第十四条 保健所を設置する市の市長が行なう第十一条第一項又は第十二条の規定による処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

(罰則)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 1 第六条第一項の規定に違反した者
- 2 第十二条の規定による命令又は処分に違反した者

(施行期日)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 1 第五条第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 2 第十条の規定に違反して帳簿書類を備えず、又はこれに記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
- 3 この法律の施行の日から起算して二年間は、特定建築物所有者等は、第六条第一項の規定にかかるらず、建築物環境衛生管理技術者を選任しないことができる。

(厚生省設置法の一部改正)

4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三十五号の次に次の二号を加える。

第十八条 正當な理由がないのに、第七条第三項の規定による命令に違反して建築物環境衛生管理技術者免状を返納しなかつた者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときとるべきことを勧告することができる。

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の刑を科する。

第十九条の二 第一項第四号を次のように改める。

四 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第 号)の施行その他の建築物衛生の改善及び向上に関する法律(昭和四十五年法律第 号)の施行する。

第五条第三項中「屎尿淨化槽」の下に「又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第 号)第二条第一項物で特定建築物に該当するものについては、第五条第一項中「当該特定建築物が使用されるに至ったときは、その日から一箇月以内に」とあるのは、「この法律の施行の日から一箇月以内に」とする。

[審査報告書は都合により第十三号末尾に掲載]

第六条第一項の規定による報告をせず、同項の規定による職員の立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正直な理由がないのに答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

右

検疫法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和四十五年二月二十日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

検疫法の一部を改正する法律案

検疫法の一部を改正する法律

第五条第三十五号の次に次の二号を加える。

次のように改正する。

第二条中「発しんチフス、痘そら、黄熱及び回

帰熱」を「痘そら及び黄熱」に改める。

第四条中「仮検疫証の交付を受けた」を「仮

検疫証の交付」(第十七条第二項の通知を含む)。

第九条を除き、以下同じ。)を受けたに、「受けたため」を「受けたため」に、「場所に入れる

場合」の下に「若しくは次条ただし書第一号の確

認を受けた者の上陸若しくは同号の確認を受けた

場合」を「受けたため」に改め、「場所に入れる

第六条第三項第三号を削り、同項第四号中

に「及び第二十二条第六項」を加える。

第七条に次の二項を加える。

一 検疫所長は、船舶の長が第六条の通報をした

上厚生省令で定めるところにより厚生省令で定

める事項を通報した場合において、これらの通

報により、当該船舶を介して、検疫伝染病の病

原体が国内に侵入するおそれがないと認めたとき

は、あらかじめ、当該船舶の長に対して、検

疫証を交付する旨の通知をしなければならな

い。

第二十二条第二項に次の二項を加える。

二 ただし、当該船舶又は航空機の長が、あらか

じめ、よりの検疫所長にこれらの事項を通報

した場合は、この限りでない。

第三十二条第四項中「第五条ただし書」の下に

「第三号」を加え、同条に次の二項を加える。

第六条第三項及び第十条の規定は第一項の船舶の長

が第二項ただし書の通報をした後当該船舶を檢

疫港以外の港に入れた場合に、同条の規定は第

一項の航空機の長が第二項ただし書の通報をし

た後当該航空機を検疫飛行場以外の国内の場所

(港の水面を含む)に着陸させ、又は着水させた場合に準用する。

第二十三条第四項中「第五条ただし書」の下に

「第三号」を加える。

第六条第三項中「検疫伝染病の」を「検疫

伝染病及びこれに連する伝染病で政令で定めるもの」に、「その他検疫伝染病」を「その他これら

の伝染病」に改め、「航空機」の下に「につい

て、食品、飲料水、汚物、汚水、ねずみ族及び虫

類の調査を行ない、」を加え、「飲料水、海水」を

「海水」に改め、同条第二項中「検疫伝染病」を「前項に規定する伝染病」に、「前項の」を「同項の」に改める。

第三十八条第一号中「第二十一条第五項」の下

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 次に、検疫法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

一 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔佐野芳雄君登壇、拍手〕

○佐野芳雄君 大だいま議題とされました両法律案の審議の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、建築物における衛生的環境の確保に関する法律案は、興業場、百貨店等、多数の者が使用する法律案は、興業場、百貨店等、多数の者が使用

し、利用する特定の建築物について衛生的な環境の確保をはかるため、維持管理に必要な衛生基準を定めることと並んで、建築物環境衛生管理技術者の制度を設けることを内容とするものであります。

また、本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(安井謙君) 大だいま議題とされました両法律案の審議の経過と結果について御報告申し上げます。

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(安井謙君) 本会一致をもって可決せられました。

○副議長(安井謙君) 論議の結果、両法案とも、いずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○副議長(安井謙君) 以上御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書は都合により第十三号末尾に提出、衆議院送付〕を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長西村尚治君。

次に、検疫法の一部を改正する法律案は、検疫

伝染病から、発しんチフスと回帰熱を削除することにより御承知願います。

と及び検疫対象の増大、コンテナ輸送の増加に対処して、検疫手続の効率化をはかる改正を行なうことを内容とするものであります。

委員会における両法律案の審議の内容は会議録により御承知願います。

採決の結果、両法案とも、いずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔審査報告書は都合により第十三号末尾に提出、衆議院送付〕を議題といたします。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年三月二十日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 舟田 中

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたしました。

まず、建築物における衛生的環境の確保に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

は、同項の検査を行なうことが困難であると認めるときに対しても、当該船舶等において前条第一項の貨物について当該船舶等において前条第一項の検査を行なうことが困難であると認めるときに対しても、当該船舶等の長に陸揚し、又は運び出すべき旨を指示することができる。

〔陸揚等の指示〕

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

第三十六条第一項第一号中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

別表第一の中表の部分を次のように改める。

区分		分		車賃(一キロメートルにつき)	日当(一日につき)	宿泊料(一夜につき)	食卓料(一夜につき)
内閣総理大臣等		内閣総理大臣及び最高裁判所長官		一六円	一、三〇〇円	六、五〇〇円	五、五〇〇円
指定職の職務又は一等級の職務にある者	その他の者			一五円	一、一五〇円	五、五〇〇円	四、七〇〇円
二等級の職務にある者				一三円	一、〇〇〇円	四、八〇〇円	四、一〇〇円
三等級以下五等級以上の職務にある者				一円	八五〇円	四、一〇〇円	三、五〇〇円
六等級以下の職務にある者				九円	七〇〇円	三、四〇〇円	二、九〇〇円
別表第一の二中表の部分を次のように改める。				八円	五五〇円	二、七〇〇円	二、三〇〇円
区分		分		鉄道五十キロメートル未満	鉄道五十キロメートル以上	鉄道百キロメートル以上	鉄道三百キロメートル以上
内閣総理大臣等		内閣総理大臣及び最高裁判所長官		五、六〇〇円	五、六〇〇円	六、一〇〇円	六、一〇〇円
その他の者		その他の者		五、六〇〇円	五、六〇〇円	六、一〇〇円	六、一〇〇円
指定職の職務にある者		指定職の職務にある者		四八、一〇〇円	四八、一〇〇円	五五、一〇〇円	五五、一〇〇円
一等級の職務にある者		一等級の職務にある者		四五、一〇〇円	四五、一〇〇円	五六、一〇〇円	五六、一〇〇円
二等級の職務にある者		二等級の職務にある者		四一、五〇〇円	四一、五〇〇円	五二、一〇〇円	五二、一〇〇円
三等級の職務にある者		三等級の職務にある者		三九、五〇〇円	三九、五〇〇円	四九、一〇〇円	四九、一〇〇円
四等級の職務にある者		四等級の職務にある者		三七、五〇〇円	三七、五〇〇円	四七、一〇〇円	四七、一〇〇円
五等級の職務にある者		五等級の職務にある者		三五、五〇〇円	三五、五〇〇円	四五、一〇〇円	四五、一〇〇円
六等級以下の職務にある者		六等級以下の職務にある者		三三、七〇〇円	三三、七〇〇円	四三、一〇〇円	四三、一〇〇円
別表第二の中表の部分を次のように改める。		日 当(一日につき)		宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)	
区分		日 当(一日につき)		宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)	
内閣総理大臣等		甲 地 方		乙 地 方		甲 地 方	
内閣総理大臣及び最高裁判所長官		四、九〇〇円		一五、一〇〇円		五、五〇〇円	
国務大臣等及び特命全権大使		一二、一〇〇円		四、八〇〇円		三、五〇〇円	
その他の者		一一、〇〇〇円		四、五〇〇円		二、三〇〇円	

指定職の職務又は一等級の職務にある者	一一〇〇〇円	一九〇〇円	九、六〇〇円	九、一〇〇円	四、一〇〇円
二等級の職務にある者	一六〇〇円	一五〇〇円	八、一〇〇円	七、七〇〇円	三、五〇〇円
三等級以下五等級以上の職務にある者	一一二〇〇円	一一一〇〇円	七、〇〇〇円	六、六〇〇円	二、〇〇〇円
六等級以下の職務にある者	一、八五〇円	一、七五〇円	五、八〇〇円	五、五〇〇円	一、五五〇円

別表第二の二中表の部分を次のように改める。

内閣総理大臣等	分		鉄道百キロ	鉄道五百キロ	鉄道一千キロ	鉄道一千五百キロ	鉄道二千キロ	鉄道五千キロ	鉄道一万キロ	鉄道二万キロ
	特命全権大使	メートル未満	メートル以上	五百キロメートル未満	千キロメートル未満	一千五百キロメートル未満	二千キロメートル未満	五千キロメートル未満	一万キロメートル未満	二万キロメートル未満
その他者	五、六〇〇円	一一、二〇〇円	一五、一〇〇円	一一〇、三〇〇円	一五六、七〇〇円	二五、八〇〇円	三五、九〇〇円	三七、七〇〇円	四一、六〇〇円	四九、七〇〇円
指定職の職務にある者	五、六、八〇〇円	一一、一〇〇円	一五、一〇〇円	一一〇、一〇〇円	一八〇、八〇〇円	二三、九〇〇円	三六、八〇〇円	三九、一〇〇円	四三、一〇〇円	五〇、九〇〇円
一等級の職務にある者	五、六、九〇〇円	一一、一〇〇円	一五、一〇〇円	一一〇、一〇〇円	一四七、八〇〇円	二六、七〇〇円	三五、一〇〇円	三九、一〇〇円	四三、一〇〇円	五〇、九〇〇円
二等級の職務にある者	五、六、九〇〇円	一一、一〇〇円	一五、一〇〇円	一一〇、一〇〇円	一六六、七〇〇円	二六、七〇〇円	三五、一〇〇円	三九、一〇〇円	四三、一〇〇円	五〇、九〇〇円
三等級の職務にある者	五、七、七〇〇円	一一、一〇〇円	一五、一〇〇円	一一〇、一〇〇円	一五七、七〇〇円	二五、一〇〇円	三五、一〇〇円	三九、一〇〇円	四三、一〇〇円	五〇、九〇〇円
四等級の職務にある者	五、七、九〇〇円	一一、一〇〇円	一五、一〇〇円	一一〇、一〇〇円	一五九、七〇〇円	二五、一〇〇円	三五、一〇〇円	三九、一〇〇円	四三、一〇〇円	五〇、九〇〇円
五等級以下の職務にある者	五、八、九〇〇円	一一、一〇〇円	一五、一〇〇円	一一〇、一〇〇円	一六一、九〇〇円	二五、一〇〇円	三五、一〇〇円	三九、一〇〇円	四三、一〇〇円	五〇、九〇〇円

附則

この法律は、公布の日から施行する。
改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

○西村尚治君 登壇 拍手
につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申しあげます。

本法案は、最近における国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、旅費の定額を改定しようとするものであります。第一に、日当、宿泊料及び食

卓料の定額を、内国旅行において約四〇%、外国旅行において約一五%引き上げること、第二に、移転料の定額を、内国旅行において約三五%ないし二五%，外国旅行において約三五%引き上げること等であります。

委員会におきましては、旅費の性格、今回の法改正の基礎となつた実態調査の方法とその結果、宿泊料についての甲、乙両地方の区域区分の解消、移転料の等級区分の縮小等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、経済情勢等の変化に即応

して旅費の改正につとめることを要望する旨の白民、社会、公明、民社四党共同提案にかかる附帯決議が付されました。

以上をもつて御報告を終わります。(拍手) より採決をいたしました。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

○副議長(安井謙君) 日程第十、ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長村上春蔵君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

官 報 (号)

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年三月二十六日

ガス事業法の一部を改正する法律案
ガス事業法の一部を改正する法律案
ガス事業法 (昭和二十九年法律第五十一号) の一部を次のように改正する。

衆議院議長 船田 中

目次中 「第二章 事業の許可(第三条・第十五条)」
「第三章 供給(第十六条・第二十一条)」
「第五章 会計(第二十六条・第二十七条)」
「第四章 保安(第二十八条・第二十九条)」

第一節 第一章 一般ガス事業
第二節 第二章 事業の許可(第三条・第十五条)
第三節 第三章 供給(第十六条・第二十一条)
第四節 第四章 会計(第二十六条・第二十七条)
第五節 第五章 保安(第二十八条・第二十九条)

第一款 工事計画及び検査(第二十七条)
第二款 ガス工作物(第二十八条・第二十九条)
第三款 ガス用品(第二十八条・第二十九条)
第四款 指定検定等(第二十九条・第二十九条)
第五款 指定機関(第二十九条・第二十九条)

第一節 第一章 一般ガス事業
第二節 第二章 事業の許可(第三条・第十五条)
第三節 第三章 供給(第十六条・第二十一条)
第四節 第四章 会計(第二十六条・第二十七条)
第五節 第五章 保安(第二十八条・第二十九条)

の二—第二十七条の六)
三十七条の七)
(第三十八条・第三十九条)
に改める。

型式等第三十九条の七—第三十九条の十四)
第三十九条の十六)

第一条中「ガスの製造及び供給に伴う危険を防

止する」を「ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制する」に改める。

第二条第一項中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「需用」を「需要」に改め、「供給する事業」の下に「(第三項に規定するガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。)」を加え、同条第二項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2 この法律において「一般ガス事業者」とは、次
条の許可を受けた者をいう。

3 この法律において「簡易ガス事業」とは、一般
の需要に応じ、政令で定める簡易なガス発生設
備(以下「特定ガス発生設備」という。)において
ガスを発生させ、導管によりこれを供給する事
業であつて、一の団地内におけるガスの供給地

の二—第二十七条の六)

三十七条の七)

に改める。

の二—第二十七条の六)

三十七条の七)

に改める。

の二—第二十七条の六)

点の数が七十以上のものをいう。

4 この法律において「簡易ガス事業者」とは、第
三十七条の二の許可を受けた者をいう。

5 この法律において「ガス事業」とは、「一般ガス
事業及び簡易ガス事業をいう。

6 この法律において「ガス事業者」とは、「一般ガ
ス事業者及び簡易ガス事業者をいう。

7 第二条に次の二項を加える。

8 一般ガス事業者がその供給区域内において簡
易ガス事業を営むときは、その簡易ガス事業
者は、一般ガス事業とみなす。

9 第二章の章名を次のように改める。

10 第二章 一般ガス事業
11 第二章中第三条の前に次の節名を附する。

12 第一節 事業の許可
13 第三条中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め
る。

る。

第四条第一項中「左に掲げる」を「次の」に改め、同項
同項第一号中「氏名及び住所」を「氏名」に改め、同
項第二号中「供給区域」の下に「並びに供給地点群」と
「特定ガス発生設備に係るガスの供給地点であつ
ての一の団地内にあるものの總体をいう。以下同
じ。」ことに供給地点及びその数」を加え、同項第三
号を次のように改める。

三 ガス工作物に関する次の事項
イ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、
その設置の場所、種類及び能力別
の数

三 ガス工作物に関する次の事項

イ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、
は、これらの設置の場所、種類及び能力別
の数

四 ガス工作物に関する次の事項

イ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、
は、これらの設置の場所、種類及び能力別
の数

四 ガス工作物に関する次の事項
イ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、
は、これらの設置の場所、種類及び能力別
の数

四 ガス工作物に関する次の事項
イ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、
は、これらの設置の場所、種類及び能力別
の数

四 ガス工作物に関する次の事項
イ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、
は、これらの設置の場所、種類及び能力別
の数

四 ガス工作物に関する次の事項
イ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、
は、これらの設置の場所、種類及び能力別
の数

四 ガス工作物に関する次の事項
イ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、
は、これらの設置の場所、種類及び能力別
の数

四 ガス工作物に関する次の事項
イ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、
は、これらの設置の場所、種類及び能力別
の数

四 ガス工作物に関する次の事項
イ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、
は、これらの設置の場所、種類及び能力別
の数

四 ガス工作物に関する次の事項
イ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、
は、これらの設置の場所、種類及び能力別
の数

四 ガス工作物に関する次の事項
イ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、
は、これらの設置の場所、種類及び能力別
の数

四 ガス工作物に関する次の事項

四 ガス工作物に関する次の事項

四 ガス工作物に関する次の事項
イ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、
は、これらの設置の場所、種類及び能力別
の数

四 ガス工作物に関する次の事項
イ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、
は、これらの設置の場所、種類及び能力別
の数

四 ガス工作物に関する次の事項

四 ガス工作物に関する次の事項

第六条第一項中「ガス事業」を「第三条」に改め、
同条第二項中「左に掲げる」を「次の」に改め、同項
第三号中「供給区域」の下に「並びに供給地点群」と
「供給地点及びその数」を加え、同項第四号を
次のように改める。

四 ガス工作物に関する次の事項
イ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、
は、これらの設置の場所、種類及び能力別
の数

四 ガス工作物に関する次の事項

2 一般ガス事業者は、前項ただし書の通商産業省令で定める変更をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。
第九条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、「供給区域の一部」の下に「又は供給地點」を加え、「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「行

び譲受け」に改め、同条第一項中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「譲渡及び譲受け」を「譲渡し及び譲受け」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め。

第十条の見出し中「譲渡及び譲受け」を「譲渡し及び譲受け」に改め、同条第一項中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「譲渡」を「譲渡し」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め。

第十一條第一項中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「譲渡」を「譲渡し」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「ガス事業者」に、「ガス事業」を「一般ガス事業者」に改め。

第十二條の見出し中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条第一項中「ガス事業」を「一般ガス事業者」に改め、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「ガス事業」を「一般ガス事業者」に改め。

第十三條第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、「但し」を「ただし」に改め。

第十四條の見出しを「(事業の許可の取消し等)」に改め、同条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「設備」を「ガス工作物」に改め、同条第二項中「除外」を「除くほか」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第三項中「取消」を「取消し」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め。

第十五条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「供給区域」の下に「若しくは供給地點」を加え、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、「供給区域」を「一般ガス事業」に、「行

つて」を「行なつて」に、「減少する」を「減少し、又はその供給地點を減少する」に改める。
「第三章 供給」を削り、第十六条の前に次の節名を附する。

第二節 業務

第十六条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、「供給区域」の下に「又は供給地點」を加え、同条第二項中「左の」を「一般ガス事業者」に改め、同項第一号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、同項第二号中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め。

第十七条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同項第三号中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第四号中「取扱」を「取扱い」に改める。

第十八条第一項及び第十九条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第十九条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十一条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「政令で定める方法」を「通商産業省令で定めるところ」に、「熱量及び圧力」を「熱量、圧力及び燃焼性(以下「熱量等」という。)」に改める。

第二十二条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

3 一般ガス事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、ガスの供給計画のうち通商産業省令で定める事項を営業所、事務所その他の事業場において、公衆の見やすい箇所に掲示しておかなければならぬ。前項の規定による届出をしたときも、同様とする。

4 通商産業大臣は、ガスの供給計画の変更が公の利益の増進を図るために必要であると認めるときは、一般ガス事業者に対し、そのガスの供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

二 ガスの供給を受ける一般ガス事業者のガスの料金その他の供給条件を適正にするものであること。

第二十三条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス

事業者」に、「需用」を「需要」に改め、「場合」の下に「及び前条第一項の認可に係る契約により供給する場合」を加え、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、同項第二号中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め。

第二十四条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め。

第二十五条第一項中「行う」を「行なう」に改め、「前条第一項の認可に係るガスの料金その他供給条件により供給する」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条の次に次の三項を加える。

(ガスの供給計画)
第二十五条の二 一般ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降の通商産業省令で定める期間について、ガスの供給計画を作成し、当該年度の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。

2 一般ガス事業者は、ガスの供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 一般ガス事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、ガスの供給計画のうち通商産業省令で定める事項を営業所、事務所その他の事業場において、公衆の見やすい箇所に掲示しておかなければならぬ。前項の規定による届出をしたときも、同様とする。

4 通商産業大臣は、ガスの供給計画の変更が公の利益の増進を図るために必要であると認めるときは、一般ガス事業者に対し、そのガスの供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

「第五章 保安」を削り、第二十八条の前に次の節名一款及び款名を加える。

第一款 工事計画及び検査
第二節 第二款 第三節 会計
第三節 第四節 ガス工作物
第四節 第五節 保安

の供給計画を実施していないため、公共の利益の増進に支障を生じていると認めるときは、一般ガス事業者に対し、そのガスの供給計画を確実に実施すべきことを勧告することができる。(業務の方法の改善命令)

第二十五条の三 通商産業大臣は、事故によりガス事業者が第四十条の二第二項の規定による調査若しくは同条第三項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないとき、その他そのガスの供給の業務の方法が適切でないため、ガスの使用者の利益を阻害していると認めるときは、一般ガス事業者に対して、その供給の業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

(供給区域の調整等の勧告)
第二十五条の四 通商産業大臣は、二以上の一般ガス事業者間において、その供給区域を調整し、又はその事業を一体として經營することが公共の利益の増進を図るために必要であり、かつ、適切であると認めるときは、一般ガス事業者に対し、その旨を勧告することができる。

「第四章 会計」を削り、第二十六条の前に次の節名を附する。

第三節 第二十六条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第二十七条中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、「対し」の下に「一般ガス事業の用に供する固定資産に關する相当の償却につき」を加え、「固定資産について、減価償却を行ふ」を「これを行なう」に改める。

「第五章 保安」を削り、第二十八条の前に次の節名一款及び款名を加える。

第一款 工事計画及び検査
第二節 第三節 会計
第三節 第四節 ガス工作物
第四節 第五節 保安

(工事計画)

第二十七条の一 一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事であつて、通商産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画について通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、ガス工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りではない。

2 一般ガス事業者は、前項の認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 通商産業大臣は、前二項の認可の申請に係る工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

4 第二十三条又は第八条第一項の許可を受けたところ（同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものと含む。）によるものであること。

二 そのガス工作物が第二十八条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものでないこと。

三 そのガス工作物がガスの円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。

4 一般ガス事業者は、第一項ただし書の場合には、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

5 一般ガス事業者は、第二項ただし書の場合には、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第二十七条の三 一般ガス事業者は、通商産業省令で定める場合を除き、一般ガス事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事であつ

て、前条第一項の通商産業省令で定めるもの以外のものをしようとするときは、工事の開始の

日の三十日前までに、その工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更（通商産業省令で定める軽微なものと除く。）をしようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号の規定に適合していないと認めるときは、一般ガス事業者に對し、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

(使用前検査)

第二十七条の四 第二十七条の二第一項又は第二項の認可を受けて設置又は変更の工事をするガス工作物は、その工事について通商産業省令で定める工事の工程ごとに通商産業大臣が行なう検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、そのガス工作物が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が第二十七条の二第一項又は第二項の認可を受けた工事の計画（同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものと含む。）に従つて行なわれたものであること。

二 第二十八条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものでないこと。

3 一般ガス事業者は、第一項ただし書の場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

い。

(定期検査)

第二十七条の六 一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物であつて通商産業省令で定めるものについては、通商産業省令で定める時期ごとに、通商産業大臣が行なう検査を受けなければならない。

第二款 保安

第二十八条の見出し中「維持」を「維持等」に改め、同条第一項中「ガス事業者は、」を「一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供する」に、「保安上」を「技術上」に改め、同条第二項中「通商産業大臣は、」の下に「一般ガス事業の用に供する」を「前項の」の下に「通商産業省令で定める」を加え、「保安上」を「技術上」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「又は移転すべきことを命ずる」を「若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止されを用いてはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

3 通商産業大臣は、公共の安全の維持又は灾害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、一般ガス事業者に対し、そのガス工作物を移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、若しくはその使用を制限し、又はそのガス工作物内におけるガスを廃棄すべきことを命ずることができる。

4 第二十九条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第二十九条の前の見出し及び同条を次のように改める。

二 第二十八条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものでないこと。

3 第二十七条の五 通商産業大臣は、前条第一項に規定するガス工作物について同項の検査を行なふときは、期間及び使用の方法を定めて、そのガス工作物を仮合格とすることができる。

(保安規程)

第三十条 一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、通商産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。

2

2 前項の規定により仮合格とされたガス工作物は、前条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により定められた方法により使用することを妨げない。

届け出なければならない。

3 通商産業大臣は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、一般ガス事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 一般ガス事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

第三十一条を削り、第三十二条第一項中「ガス事業者は、事業場（通商産業省令で定める範囲のものに限る。）ごとに、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより」に、「ガスの製造及び供給の作業に関する」ことを「一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十三条第一項中「及び乙種ガス主任技術者免状」を「乙種ガス主任技術者免状及び丙種ガス主任技術者免状」に改め、同条第二項中「ガスの製造及び供給の作業」を「ガス工作物の工事、維持及び運用」に改め、同条第三項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「ガスの製造及び供給の作業に関する」を「業務の」に改め、同項第二号中「十五年以上ガスの製造及び供給の作業に従事した者であつて」を削り、「もの」を「者」に改め、同条第四項中「左の」を「次の」に、「行なわない」を「行なわぬ」に改め、同項第二号中「又はこの法律に基く命令の規定」を「若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基づく命令」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十四条中「又はこの法律に基く命令の規定」を「若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基づく命令」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十五条第一項中「ガスの製造及び供給の作業」を「ガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に、「行う」を「行なう」に改め、同条第二項中「行う」を「行なう」に改め、同条を第三十四条と

する。

第三十五条の二第二項中「ガスの製造及び供給の作業」を「ガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十六条第一項中「行わなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「ガスの製造又は供給の作業」を「一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用」に改める。

第三十七条中「基く」を「基づく」に、「行わせる」を行なわせるに、「ガスの製造及び供給の作業」を「一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条の次に第一章及び章名を加える。

(第三章 簡易ガス事業)

第三十七条の二 簡易ガス事業を営むとする者は、供給地点群ごとに、通商産業局長の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第三十七条の三 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業局長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人について

はその代表者の氏名
二 供給地点及びその数
三 ガス工作物のうち特定ガス発生設備及び通商産業省令で定めるその附属設備(以下「特定ガス工作物」という。)の位置、構造及び能力別の数
四 前項の申請書には、供給地点の図面その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。
(許可の基準)

第三十七条の四 通商産業局長は、第三十七条の二の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その簡易ガス事業の開始が一般的の需要に適合すること。

二 その簡易ガス事業の特定ガス発生設備の能力がその供給地点におけるガスの需要に応ずることができるものであること。

三 その供給地点が一般ガス事業者の供給区域内にあるものであつては、その簡易ガス事業の開始によつてその一般ガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある地域について

てその一般ガス事業者の適切かつ確実なガスの供給計画がある場合には、その簡易ガス事業の開始により、当該地域におけるガスの使用者の当該供給計画の実施によつて受けるべき利益が阻害されないこと。

四 その簡易ガス事業の開始によつてその供給地点についてガス工作物が著しく過剰とならないこと。

五 その簡易ガス事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

六 その簡易ガス事業の特定ガス工作物が第三十七条の七第一項において準用する第二十八条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものでないこと。

七 その簡易ガス事業の計画の実施が確実であること。

八 その簡易ガス事業の開始が公益上必要であること。

九 通商産業局長は、第二十七条の二の規定による処分であつて一般ガス事業者の供給区域に係るものをする場合は、前項第三号又は第四号の規定の適用(同号の規定の適用にあつては、一般ガス事業と簡易ガス事業との間ににおける事業活動の調整を要する場合に限る。)について地方ガス事業調整協議会の意見をきかなければならぬ。

(許可証)

第三十七条の五 通商産業局長は、簡易ガス事業の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、次の事項を記載しなければならない。

一 許可の年月日及び許可の番号
二 氏名又は名称及び住所

三 供給地点及びその数
四 特定ガス工作物の位置、構造及び能力別の数

(供給義務)

第三十七条の六 簡易ガス事業者は、正当な事由がなければ、何人に対しても、その供給地点におけるガスの供給を拒んではならない。

2 簡易ガス事業者は、この法律又は他の法律の規定による許可を受け、その許可を受けたところによつてする場合を除き、その供給地点以外の地点において、一般の需要に応じ導管によりガスを供給してはならない。

(準用)

第三十七条の七 第七条から第十一条まで、第十三条から第十五条まで、第十七条から第二十一条まで、第二十五条の三、第二十六条、第二十八条、第三十一条及び第三十七条规定は、簡易ガス事業者に準用する。この場合において、これららの規定中「通商産業大臣」とあるのは「通商産業局長」と、第八条第三項及び第十条第三項中「第五条」とあるのは「第三十七条の四」と読み替えるものとする。

2 第二十七条の四の規定は、簡易ガス事業の用に供する特定ガス工作物に準用する。この場合において、同条第一項中「通商産業大臣」とあるのは「通商産業局長」と、同条第二項第一号中「第二十七条の二第一項又は第二項の認可を受けた工事の計画(同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたもの)を含む。」とあるのは「第三十七条の二又は第三十七条の七第一項において準用する第八条第一項の許可を受けたところ(第三十七条の七第一項において準用する第八条第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたもの)を含む。」と読

み替えるものとする。

3 第三十条及び第三十六条第二項の規定は、簡易ガス事業者に關し準用する。この場合において、第三十条中「通商産業大臣」とあるのは、「通商産業局長」と読み替えるものとする。

第四章 ガス事業以外のガスの供給等の事業

(第三十八条を次のように改める。)

(準用)

第三十八条 第二十七条の三、第二十八条第一項及び第二項、第三十一条、第三十六条第二項並びに第三十七条の規定は、政令で定めるところにより、ガスを供給する事業(ガス事業を除く。)又は自ら製造したガスを使用する事業(これららの事業について鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)、高压ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)以下「液化石油ガス法」という。)の適用を受ける場合にあつては、これ

らの法律の適用を受ける範囲に属するものを除く。)を行なう者(以下「準用事業者」という。)に閑し準用する。この場合において、第二十七条の三第一項中「前条第一項の通商産業省令で定めるもの以外のもの」とあるのは「通商産業省令で定めるもの」と、同条第二項中「前条第三項各号」とあるのは「第二十七条の二第二项第二号」と読み替えるものとする。

第三十九条の見出し中「ガス事業者以外の者」の「を削り、同条中「ガス事業者以外の者であつて、ガスを供給する事業を行ふもの又は自ら製造したガスを使用する事業を行ふ者」を「準用事業者」に改め、同条の次に次の二章を加える。

(第五章 ガス用品 第一節 檢定等)

第三十九条の二 この法律において「ガス用品」とは、主として一般消費者等(液化石油ガス法

第二条第二項に規定する一般消費者等をいう。がガスを消費する場合に用いられる機械、器具又は材料（同条第四項に規定する機械、器具又は材料を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。

（検定等）

第三十九条の三 ガス用品の販売の事業を行なう者は、通商産業大臣又は通商産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行なう検定を受け、これに合格したものとして第三十九条の五の規定により表示が附されているもの又は第三十九条の十二の規定により表示が附されているものでなければ、ガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、輸出用その他特定の用途に供するガス用品を販売し、若しくは販売の目的が陳列する場合において通商産業大臣の承認を受けたとき、又は第三十九条の十一第一項ただし書の承認を係るガス用品を販売し、若しくは販売の目的で陳列する場合は、この限りでない。

（検定の申請）

第三十九条の四 ガス用品について前条の検定（以下単に「検定」という。）を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

（合格及び表示）

第三十九条の五 通商産業大臣又は指定検定機関は、前条の申請に係るガス用品について通商産業省令で定める方法により検定を行ない、これが通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているときは検定に合格したものとし、これに通商産業省令で定めるところにより表示を附さなければならぬ。

（表示の制限）

第三十九条の六 何人も、前条又は第三十九条の十二の規定により表示を附する場合を除くほか、ガス用品にこれらの表示又はこれらと紛ら

わしい表示を附してはならない。

第二節 製造事業者の登録及びガス用品の型式等

第三十九条の七 ガス用品の製造の事業を行なう者は、通商産業省令で定めるガス用品の製造の事業の区分に従い、通商産業大臣の登録を受けることができ。

（登録）

第三十九条の八 前条の登録を受けた者（以下「登録製造事業者」という。）は、製造しようとすむガス用品の型式について、通商産業省令で定める型式の区分に従い、通商産業大臣の承認を受けることができる。

2 通商産業大臣は、前項の承認をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（指定検定機関の試験）

第三十九条の九 登録製造事業者は、通商産業省令で定める型式のガス用品については、指定検定機関が行なう試験を受けることができる。

（承認の有効期間）

第三十九条の十 第三十九条の八第一項の承認は、三年以上七年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。経過によつて、その効力を失う。

2 前項の承認の更新の申請に関し必要な手続的

事項は、通商産業省令で定める。

（基準適合義務等）

第三十九条の十一 第三十九条の八第一項の承認を受けた登録製造事業者が当該承認に係る型式のガス用品を製造する場合においては、第三十九条の五の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。ただし、輸出用その他特定の用途に供するガス用品を製造する場合において通商産業大臣の承認を受けたとき、又は試験用に製造する場合は、この限りでない。

めることにより、その製造に係る同項のガス用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）について検査を行ない、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（表示）

第三十九条の十二 第三十九条の八第一項の承認を受けた登録製造事業者は、当該承認に係る型式のガス用品を製造したときは、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を附すこととする。

（表示の禁止）

第三十九条の十三 通商産業大臣は、第三十九条の八第一項の承認を受けた登録製造事業者が製造したガス用品であつて、当該承認に係るもの（第三十九条の十一第一項ただし書の適用を受けて製造されたものを除く。）が第三十九条の五の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合において、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該登録製造事業者に対し、一年以内の期間を定めて前条の規定による表示を附することを禁止することができる。

（準用等）

第三十九条の十四 液化石油ガス法第四十三条规定は、ガス用品の製造事業者の登録に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項及び第三項、第四十四条から第四十七条まで、第五十三条、第五十五条並びに第五十七条の規定は、ガス用品の製造事業者の登録に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項、「前項」とあり、同法第四十四条中「第一条」とあり、同法第四十五条及び第四十七条第一項中「第四十三条第二項」とあるのは、「ガス事業法第三十九条の七」と、同法第四十八条第三項中「ガス事業法第三十九条の八第一項」とあるのは、「ガス事業法第三十九条の九」と、同法第五十九条中「第六十六条及び第六十七条」とあるのは、「ガス事業法第三十九条の十」とある。

3 液化石油ガス法第五十八条第一項及び第三項、第五十九条、第六十六条並びに第六十七条の規定は、ガス用品の型式の承認に準用する。

（規制の適用）

この場合において、同法第五十八条第一項中「前項」とあり、同法第五十九条中「第六十条第一項」とあるのは、「ガス事業法第三十九条の八第一項」とある。

4 通商産業省令で定める

第三十九条の十一第一項の承認を受けた登録製造事業者が当該承認に係る型式のガス用品を製造する場合においては、第三十九条の五の通商産業省令で定める技術上の基準に適合する。ただし、輸出用その他特定の用途に供するガス用品を製造する場合において通商産業大臣の承認を受けたとき、又は試験用に製造する場合は、この限りでない。

（表示）

第三十九条の十二第一項の承認を受けた登録

第三十九条の六 何人も、前条又は第三十九条の十二の規定により表示を附する場合を除くほか、ガス用品にこれらの表示又はこれらと紛ら

造事業者に準用する。この場合において、同法第四十八条第一項及び第五十四条第四号中「第四十三条第一項」とあるのは、「ガス事業法第三十九条の七」と、同条第一号中「第三十九条の八第一項」とある。

とあるのは、「ガス事業法第三十九条の三」と、「第四十二条」とあるのは、「ガス事業法第三十九条の六」と、同条第三号中「第六十四条」とあるのは、「ガス事業法第三十九条の十三」と、同条第一号中「第六十四条」とあるのは、「ガス事業法第三十九条の十三」と、同条第三号中「第八十四条第一項」とあるのは、「ガス事業法第四十条第一項」と読み替えるものとする。

（表示）

第三十九条の八第一項の承認を受けた登録

第三十九条の九 通商産業省令で定めた

第三十九条の十二第一項の承認を受けた登録

第三十九条の六 何人も、前条又は第三十九条の十二の規定により表示を附する場合を除くほか、ガス用品にこれらの表示又はこれらと紛ら

4 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官

一 前項において準用する液化石油ガス法第六十六条の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき。

二 前項において準用する液化石油ガス法第六十七条の規定により承認を取り消したとき。

第三節 指定検定機関

第三十九条の十五 第三十九条の三の指定は、通商産業省令で定める区分ごとに、検定及び第三十九条の九の試験（以下「検定等」という。）を行なうとする者の申請により行なう。

第三十九条の三の指定をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第三十九条の十六 液化石油ガス法第六十九条から第七十五条まで、第七十九条、第八十条及び第八十一条第二項の規定は、指定検定機関に準用する。この場合において、同法第六十九条、第七十条及び第八十条第六号中「第三十九条」とあるのは「ガス事業法」と読み替えるものとする。

第三十九条の三とあるのは「ガス事業法第三十九条の三」と、同法第六十九条第一項中「この法律」とあるのは「ガス事業法」と読み替えるものとする。

2 液化石油ガス法第七十六条から第七十八条までの規定は、指定検定機関の役員又は職員に準用する。この場合において、同法第七十七条中「この法律」とあるのは、「ガス事業法」と読み替えるものとする。

3 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第一項において準用する液化石油ガス法第一項の規定による届出があつたとき。

二 第一項において準用する液化石油ガス法第二項において準用する液化石油ガス法第三十四条の許可をしたとき。

三 第一項において準用する液化石油ガス法第八十条の規定により指定を取り消し、又は検定等の業務の停止を命じたとき。

第四十条第一項中「又は認可」を「認可又は

承認」に改め、同条第一項中「若しくは認可」を「確認したとき」。

二 前項において準用する液化石油ガス法第六十七条の規定により承認を取り消したとき。

（指定）

第三十九条の十五 第三十九条の三の指定は、通商産業省令で定める区分ごとに、検定及び第三十九条の九の試験（以下「検定等」という。）を行なうとする者の申請により行なう。

第三十九条の三の指定をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第三十九条の十六 液化石油ガス法第六十九条から第七十五条まで、第七十九条、第八十条及び第八十一条第二項の規定は、指定検定機関に準用する。この場合において、同法第六十九条、第七十条及び第八十条第六号中「第三十九条」とあるのは「ガス事業法」と読み替えるものとする。

第三十九条の三とあるのは「ガス事業法第三十九条の三」と、同法第六十九条第一項中「この法律」とあるのは「ガス事業法」と読み替えるものとする。

2 液化石油ガス法第七十六条から第七十八条までの規定は、指定検定機関の役員又は職員に準用する。この場合において、同法第七十七条中「この法律」とあるのは、「ガス事業法」と読み替えるものとする。

第三十九条の三とあるのは「ガス事業法第三十九条の三」と、同法第六十九条第一項中「この法律」とあるのは「ガス事業法」と読み替えるものとする。

保存しなければならない。

（基準適合命令）

第四十条の三 通商産業大臣は、消費機器が前条適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合する

ように消費機器を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

（消費機器に関する周知及び調査）

第四十条の二 ガス事業者は、ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具（以下「消費機器」という。）を使用する者に対し、ガスの使用

について通商産業省令で定めるものを周知させなければならない。

（地方ガス事業調整協議会）

第四十条の四 通商産業局に、地方ガス事業調整協議会を置く。

2 地方ガス事業調整協議会（以下「協議会」という。）は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、通商産業局長の諮問に応じてガス事業の開始に係る紛争の処理

その他ガス事業者の事業活動の調整に関する重要な事項を調査審議し、及びこれに関し必要となる協議会を開く。

（重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要となる協議会を開く）

2 特別の事項を調査審議するため必要があると認められる事項を通商産業局長に建議する。

（協議会に臨時委員を置くことができる。）

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業局長が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（この法律に定めるもののほか、協議会に開かれるために必要な事項は、通商産業省令で定める。）

4 委員の任期は、二年とする。

（第四十一条中「左の」を「次の」に改め、同条の表を次のように改める。）

手数料を納付しなければならない者	金額
一 第二十七条の四第一項の検査を受けようとする者	七万円
二 第二十七条の六の検査を受ける者	七千円
三 国家試験を受けようとする者	八百円
四 ガス主任技術者免状の交付を受けようとする者	三百円
五 ガス主任技術者免状の再交付を受けようとする者	二百円
六 第三十二条第三項第二号の規定による認定を受けようとする者	八百円
七 第三十七条の七第二項において準用する第二十七条の四第一項の検査を受けようとする者	二万円
八 第三十九条の七の登録を受けようとする者	六千円
九 第三十九条の八第一項の承認又は第三十九条の十第一項の承認の更新を受けようとする者（指定検定機関が行なう試験に合格したガス用品の型式についてこれらとの承認又は承認の更新を受けようとする者を除く。）	十万円
十 指定検定機関が行なう試験を受けようとする者	五百円
十一 第三十九条の十四第二項において準用する液化石油ガス法第五十条の規定による登録証の訂正又は第三十九条の十四第二項において準用する液化石油ガス法第五十二条の規定による登録証の再交付を受けようとする者	五百円
十二 第三十九条の十四第一項において準用する液化石油ガス法第五十七条の規定による登録簿の交付を請求しようとする者	百円
十三 第三十九条の十四第一項において準用する液化石油ガス法第五十七条の規定による登録簿の閲覧を請求しようとする者	五十円

認める事項を通商産業局長に建議する。

（第四十条の五 協議会は、委員七人以内が組織する。）

2 特別の事項を調査審議するため必要があると認められる事項を通商産業局長に建議する。

（第四十条の六 協議会に臨時委員を置くことができる。）

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業局長が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。

（第四十一条中「左の」を「次の」に改め、同条の表を次のように改める。）

第四十一条に次の二項を加える。

2 ガス用品について検定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

第四十五条の次に次の二項を加える。
(ガス工作物検査官)

第四十五条の二 通商産業省に、ガス工作物検査官を置く。

2 ガス工作物検査官は、第二十七条の四(第三十七条の七第二項において準用する場合を含む。)又は第二十七条の六の検査に関する事務に従事する。

3 ガス工作物検査官の資格に關し必要な事項は、政令で定める。

(監査) 第四十五条の三 通商産業大臣は、毎年、一般ガス事業者の事業の監査をしなければならない。

第四十六条中「通商産業大臣」の下に「又は通商産業局長」を加え、「ガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業を行ひ者」を「ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造若しくは販売の事業を行なう者」に改め、同条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関に對し、その事業に關し報告をさせることができること。

第四十七条第一項中「通商産業大臣」の下に「又は通商産業局長」を加え、「ガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業を行ひ者」を

は、政令で定める。

3 ガス工作物検査官の資格に關し必要な事項は、政令で定める。

(監査) 第四十五条の三 通商産業大臣は、毎年、一般ガス事業者の事業の監査をしなければならない。

第四十六条中「通商産業大臣」の下に「又は通商産業局長」を加え、「ガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業を行ひ者」を「ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造若しくは販売の事業を行なう者」に改め、同条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関に對し、その事業に關し報告をさせることができる。

第四十七条第一項中「通商産業大臣」の下に「又は通商産業局長」を加え、「ガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業を行ひ者」を

は、政令で定める。

3 ガス工作物検査官の資格に關し必要な事項は、政令で定める。

(監査) 第四十五条の三 通商産業大臣は、毎年、一般ガス事業者の事業の監査をしなければならない。

第四十六条中「通商産業大臣」の下に「又は通商産業局長」を加え、「ガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業を行ひ者」を「ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造若しくは販売の事業を行なう者」に改め、同条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の

物件を検査させることができる。

第四十七条の次に次の二項を加える。
(高圧ガス取締法の適用除外)

第四十七条の二 高圧ガス取締法中高圧ガスの製造又は販売の事業及び高圧ガスの製造又は販売のための施設に関する規定は、ガス事業及びガス工作物については、適用しない。

(通報等)

第四十七条の三 通商産業局長は、第三十七条の二の許可若しくは第三十七条の七第一項において準用する第十三条第二項の許可をし、又は第

三十七条の七第一項において準用する第十四条第一項若しくは第二項の規定による許可の取消しをしたときは、その旨を消防局長官に通報しなければならない。

2 通商産業大臣は、第三十七条の七第一項において準用する第二十八条第一項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、消防局長官の意見をきかなければならない。

第五十一条の二 この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第五十二条第二項を削る。

第五十五条中「第三条」の下に「又は第三十七条の二」を加える。

第五十六条中「左の」を「次の」に改め、同条の七第一項において準用する場合を含む。」を加え、同条第二号中「第十六条第一項」の下に「又は第三十七条の六第一項」を加え、同条の次に「又は第三十七条の六第一項」を加え、同条第三号中「第十六条第二項」の下に「又は第三十七条の六第二項」を加え、同条の次に次の二項を加える。

第五十七条第一項において準用する場合を含む。」を「第十九条第一項」に、「の規定」を「第三十九条の十」「又は通商産業局長」を加え、「第二項又は」を「第二項」に、「の規定」を「第三十九条の十一」「第三十九条の十四第二項」において準用する液化石油ガス法第五十四条、第三十九条の十四第三項において準用する同法第六十七条若しくは第三十九条の十六第一項において準用する同法第八十一条又は第三十七条の七第一項において準用する第十四条第一項若しくは第二項の規定」に、「行わなければ」を「行なわなければ」に改め、同条第二項と同条第三項の次に次の二項を加える。

第五十六条の二 第三十九条の十六第一項において準用する液化石油ガス法第八十条の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十七条第一項「左の」を「次」に改め、同条第一号を次のように改める。

第一号を次のように改める。

定検定機関の処分に不服がある者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることである。

第五十条の見出し中「異議申立て」を「不服申立て」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求又は異議異立て」に、「決定」を「裁決又は決定」に、「前条」を「第四十九条」に改める。

第五十一条中「通商産業大臣」の下に「又は通商産業局長」を加え、同条の次に次の二項を加える。

第七条第一項を「第三十一条第一項」に、「第三十八条」を「第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。」を加え、同号を同条第十号とし、同条第六号の次に次の三号を加える。

第七条第二十五条の三(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令又は処分に違反した者

において準用する場合を含む。」の規定による命令に違反した者

において準用する場合を含む。」の規定による命令に違反した者

において準用する場合を含む。」の規定による命令又は処分に違反した者

いて準用する場合を含む。」の規定に違反してガス工作物を変更した者

第五十七条第二号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、同条第三号中「第二十条」の下に「第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。」を加え、同号を同条第十号とし、「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改め、同条第七号中「第三十二条第一項」を「第三十二条第一項」に、「第三十八条」を「第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。」を加え、同号を同条第六号の次に次の三号を加える。

第七条第二十五条の三(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令又は処分に違反した者

において準用する場合を含む。」の規定による命令又は処分に違反した者

た者は、五万円以下の罰金に処する。

第九条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「容器内」の下に「又はその容器に附属する気化装置内」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 この法律において「液化石油ガス販売事業」とは、液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項のガス事業及び同法第二十三条の許可を受けて行なう事業を除く。）

第十三条第一項中「液化石油ガス販売事業者は」の下に「、その販売の方法が政令で定める供給設備を用いるものである場合を除き」を加える。

第十四条第三号中「液化石油ガス」の上に「前条に規定する供給設備又は」を加える。

2 この法律の施行の際現に前項の規定による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業に相当する事業につき高圧ガス取締法第五条第一項又は第六条の許可を受けている者については、液化石油ガス法附則第二条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第三条第一項」とあるのは、「第三条第一項又は第八条第一項」と読み替えるものとする。

3 液化石油ガス法第十一條の規定は、前項において適用する同法附則第二条第二項の規定により許可を受けたものとみなされた者が当該許可に係る事業を行なう場合には、この法律の施行の日から一年間は、適用しない。

4 第二項において準用する液化石油ガス法附則第二条第一項の規定により從前の例によることとされる改正後の同法第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業に相当する事業に係るこの法律の施行後にした行為に対応する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第六号の三中「第六条」の下に「、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条若しくは第三十七条の二」を加える。

第十三条中「液化石油ガス販売事業者は」の下に「、その販売の方法が政令で定める供給設備を用いるものである場合を除き」を加える。

第十四条第三号中「液化石油ガス」の上に「前条に規定する供給設備又は」を加える。

第十五条第三項中「（昭和二十九年法律第五十一号）」を削り、「ガス事業」を「一般ガス事業」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十二条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第十六条 第二十二条中「第二条第一項」を「第二条第七項」に改める。

（騒音規制法の一部改正）

第十三条 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条 第二十二条中「第二条第一項」を「第二条第七項」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十八条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条 第二十二条中「第二条第一項」を「第二条第七項」に改める。

（法人税法の一部改正）

第十二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第二条第五項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十三条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十四号を次のように改める。

三十四 ガス事業の許可又はガスの供給区域若しくは供給地点の変更の許可

○(事業の許可の一般ガス事業の許可又は同法第八条第一項(供給区域等の変更)の供給区域の増加に係る変更の許可(これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るもの)を除く)	○(ガス事業法第八条第一項の供給地点の変更の許可(供給地点群の増加に係るものに限る)又は同法第三十条の二(事業の許可)の簡易ガス事業の許可)	許可件数	一件につき 三千円
○(登録免許税法の一部改正)	○(登録免許税法の一部改正)	許可件数	一件につき 五千円

に、ガス用品の製造、販売について規制を行なうこととし、また、液化石油ガスの小規模導管供給事業の一部を新たに簡易ガス事業として公益事業規制を行なうことに対するものであります。

委員会では、ガス事業のあり方を中心として質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。（拍手）

○副議長（安井謙君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（安井謙君） 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもつて可決せられました。

（賛成者起立）

○副議長（安井謙君） 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもつて可決せられました。

（賛成者起立）

○副議長（安井謙君） 日程第十一、空港整備特別会計法案。

日程第十二、経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案。

日程第十三、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案。

昭和四十五年四月八日 参議院会議録第十号 ガス事業法の一部を改正する法律案 空港整備特別会計法案外二件

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長栗原祐幸君。

〔審査報告書は都合により第十三号末尾に掲載〕

空港整備特別会計法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十五年三月二十日
参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 船田 中

2 この会計においては、前項に定めるものはか、次の事項に關する經理を行なうものとする。

一 空港整備事業に屬する工事に密接な関連のある工事で運輸大臣が施行するもの(以下「関連工事」といふ。)

二 空港整備事業に屬する工事に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「受託工事」といふ。)

三 前二号に掲げるもののほか、空港整備事業を行なう空港事務所等(運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)第五十五条の六に規定する空港事務所その他の地方機関で空港に所在するものをいう。以下同じ。)の所掌する事務(以下「空港事務所等所掌事務」といふ。)

用、関連工事に要する費用及び受託工事に要する費用(これらの事業及び工事で国が北海道において行なうものに係る職員の給与に要する費用その他の工事事務費については、空港事務所等に係るものに限る。)、空港事務所等所掌事務の実施に要する費用、第七条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第九条第一項の規定による一時借入金の利子、第十二条第一項又は第二項の規定による港湾整備特別会計又は一般会計への繰入金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予定計算書等の作成及び送付)
第四条 運輸大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書(以下「歳入歳出予定計算書等」という。)を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

第七条 この会計において、空港整備事業に係る施設の整備に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、政令で定めるところにより、この会計の負担において、借入金をすることができる。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。
(借入限度の繰越し)
第八条 この会計において、借入金の借入れについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以後の支出予定額及び當該会計年度にわたる事業に伴うものについての歳入とし、空港整備事業に要する費

官 報 (号 外)

第一条 空港整備事業(空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項に規定する空港その他飛行場で公共の用に供されるもの(これらとあわせて設置すべき政令で定める施設を含む。以下「空港」という。)の設置、改良、災害復旧及び維持その他の管理に関する事業並びに当該事業についての国の負担金その他の経費の交付で運輸大臣が行なうものをいう。以下同じ。)に關する政府の經理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する。

(設置)
空港整備特別会計法
第一條 空港整備事業(空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項に規定する空港その他飛行場で公共の用に供されるもの(これらとあわせて設置すべき政令で定める施設を含む。以下「空港」という。)の設置、改良、災害復旧及び維持その他の管理に関する事業並びに当該事業についての国の負担金その他の経費の交付で運輸大臣が行なうものをいう。以下同じ。)に關する政府の經理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する。

(管理)
空港整備特別会計法
第二条 この会計は、運輸大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)
第三条 この会計においては、國の空港(空港事務所等が設置されているものに限る。)の使用料収入、空港整備法第六条第一項及び第二項(同法第十条第二項において準用する場合を含む。)並びに同条第一項の規定による負担金、一般会計からの繰入金、第七条第一項の規定による借入金並びに附屬雜収入を

2 前項の歳入歳出予定計算書等には、次に掲げる書類を添附しなければならない。
一 前前年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表
二 国庫債務負担行為で翌年度以後にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以後の支出予定額及び當該会計年度にわたる事業に伴うものについての歳入とし、空港整備事業に要する費

てはその全体の計画及びその進行状況等に関する調書

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出については、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条第一項に規定する歳入歳出予定計算書等及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

(借入金)

2 前項の規定による借入金の限度額について

は、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(借入限度の繰越し)

第八条 この会計において、借入金の借入れについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以後の支出予定額及び當該会計年度にわたる事業に伴うものについての歳入とし、空港整備事業に要する費

において、前条第一項の規定による借入金を支払うことができる。
 (一時借入金等)

第九条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十条 第七条第一項の規定による借入金及び第一条第一項の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。
 (他会計への繰入れ)

第十一条 港湾整備特別会計において行なう港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)

第一条第二項第四号に規定する空港整備特別会計所屬空港關係工事の管理に要する事務費に相当する金額(政令で定める額に相当する金額を除く。)は、毎会計年度、政令で定めるところにより、この会計から港湾整備特別会計の港湾整備勘定に繰り入れるものとする。

2 受託工事に係る納付金のうち、当該工事につ

いて、一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を取扱った年度内において、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。

3 第七条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第九条第一項の規定による一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、この会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

(歳入歳出の決算上剩余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第十四条 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剩余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(剩余金の繰入れ)

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

3 昭和四十四年度の一般会計の歳出予算のうち、第一条に規定する事務又は事業に係る経費で財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰り越されたもの及び当該繰り越された予算に基づいてこの法律の施行前に同会計においてした債務の負担又は支出は、それぞれ、この会計に繰り越されたもの及びこの会計においてした債務の負担又は支出は、それぞれ、この会計に繰り越されたもの及びこの会計においてした債務の負担又は支出とみなす。

4 前項の規定によりこの会計に繰り越されたものが有るときは、財政法第四十一条の規定により昭和四十五年度の一般会計の歳入に繰り入れるべき昭和四十四年度の同会計の歳入歳出の決算上の剩余金のうち、同項の繰越しの額に相当する金額から政令で定める額を控除した額に相当する金額は、この会計の昭和四十五年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

1 一 当該年度の事業実績表
 二 債務に関する計算書
 (歳入歳出決算の作成及び提出)

2 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十五年度の予算から適用する。

3 この法律は、公布の日前までに昭和四十五年度の一般会計又は港湾整備特別会計の港湾整備勘定の予算に基づいていた債務の負担又は支出しで第一条に規定する事務又は事業に要する費用に係るものがあるときは、政令で定めること

2 前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

1 一 当該年度の事業実績表
 二 債務に関する計算書
 (歳入歳出決算の作成及び提出)

2 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十五年度の予算から適用する。

3 この法律は、公布の日前までに昭和四十五年度の一般会計の歳入歳出の決算上の剩余金のうち、同項の繰越しの額に相当する金額から政令で定める額を控除した額に相当する金額は、この会計の昭和四十五年度の歳入に繰り入れるものとする。

ろにより、同年度の一般会計又はこの会計の予算に基づいてしたものとみなし、同日までに一般会計において収入した同年度分の第三条に規定する空港の使用料その他の収入は、この会計の歳入とみなす。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

3 昭和四十四年度の一般会計の歳出予算のうち、第一条に規定する事務又は事業に係る経費で財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰り越されたもの及び当該繰り越された予算に基づいてこの法律の施行前に同会計においてした債務の負担又は支出は、それぞれ、この会計に繰り越されたもの及びこの会計においてした債務の負担又は支出とみなす。

4 前項の規定によりこの会計に繰り越されたものが有るときは、財政法第四十一条の規定により昭和四十五年度の一般会計の歳入に繰り入れるべき昭和四十四年度の同会計の歳入歳出の決算上の剩余金のうち、同項の繰越しの額に相当する金額から政令で定める額を控除した額に相当する金額は、この会計の昭和四十五年度の歳入に繰り入れるものとする。

5	この法律の施行の際一般会計、特定国有財産整備特別会計又は港湾整備特別会計の港湾整備勘定に所属する権利義務で第一条に規定する事務又は事業に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。
6	第四条第二項又は第六条第一項の規定により、この会計の歳入歳出予定計算書等又は予算に添附すべき前前年度の事業実績表及び前年度の事業計画表は、昭和四十五年度（前前年度の事業実績表については、昭和四十六年度を含む。）の予算に限り、これらの規定にかかわらず、その添附を要しないものとする。
7	この会計に所属する国有財産で、空港における関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他関税法規による関税の賦課徴収並びに輸出入貨物、航空機及び旅客の取締り並びに検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）の規定による検疫のために使用する必要があるものその他政令で定めるものは、当分の間、政令で定めるところにより、各省各厅の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第一項に規定する各省各厅の長をいう。）の所管に属する国有財産を、政令で定めるところにより、この会計において使用させるとき。
8	一般会計との間ににおいて無償として整理することができる。
9	この会計と一般会計との間ににおいて、附則第
10	退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
11	第一条中「自動車検査登録特別会計」の下に「、空港整備特別会計」を加える。
12	第六条第二項中「空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）」の規定により運輸大臣が設置する公用飛行場（当該飛行場とあわせて設置すべき他の施設で法令の規定により運輸大臣が設置するものを含む。）に係るもの及び「、空港整備特別会計法（昭和三十二年法律第一百六号）」の一部を次のように改正する。
13	第一条第二項第三号中「並びに海岸法」を「及び海岸法」に改め、「及び飛行場」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
14	第二条第一項中「、運輸大臣」を削り、同条第二項中「所管大臣の全部又は一部」を「大蔵大臣」に改め、建設大臣に改める。

に改める。

15 特定国有財産整備特別会計及び港湾整備特別会計の昭和四十四年度の収入及び支出並びに決算に関するは、なお従前の例による。

「審査報告書は都合により第十三号末尾に

掲載」

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和四十五年三月二十六日

衆議院議長 船田 中

參議院議長 重宗 雄三殿

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年三月二十六日

4 前三項の規定により出資することができる金本則中「物品」の下に「船舶、建物その他政

令で定める財産」を加え、「又は国際連合」を「国際連合」に改め、「専門機関」の下に「又は政令で定めるその他の国際機関」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「審査報告書は都合により第十三号末尾に

掲載」

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)の施行の日に

おける基準外國為替相場で換算した本邦通貨の金額が一千七百十億円又は九百一億四千四百万円に相当する第一項の合衆国ドルの金額の範囲において、出資することができる。

第三条中「基金に対しては」の下に「外國為替資金特別会計の負担において」を、「銀行に対してもは」の下に「一般会計の負担において」を加える。

第五条の見出しを「(証券による基金への出資)」に改め、同条第一項中「及び銀行」を削り、「国債」を「基金通貨代用証券(国際通貨基金協定第三条第五項の規定に基づき、本邦通貨に代えて基金に交付する国債(日本銀行が買い取つたものを含む。)」をい。以下同じ。」に改め、同条第二項中「政府は」の下に「、外國為替資金特別会計の負担において」を加え、「国債」を「基金通貨代用証券」に改め、同条第三項中「国債」を「基金通貨代用証券」に改め、同条第四項中「国債」を「基金通貨代用証券」に改め、同条第五項中「国債」を「基金通貨代用証券」に改め、「又は銀行」を削り、同条第五

項中「国債」を「基金通貨代用証券」に改める。第七条の見出し中「基金等」を「基金」に、「国债」を「証券」に改め、同条第一項を次のように改める。

第七条の見出しを「(基金に出資した証券の買取り)」に改め、同条第一項を次のように改める。政府は、第五条第一項の規定により基金に出資した基金通貨代用証券につき償還の請求を受けた場合において、当該償還の請求を受けた時

額のほか、政府は、基金又は銀行に対し、それぞれ、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)の施行の日に

に基金の保有する本邦通貨及び基金通貨代用証券(償還の請求を受けたものを除く。)の額の合

計額が第三条の規定により基金に出資した本邦通貨及び第五条第一項の規定により基金に出資した基金通貨代用証券の額の合計額に満たないときは、日本銀行に対し、その差額に相当する

金額の範囲において、当該償還の請求を受けた基金通貨代用証券の全部又は一部を基金から買い取ることを命ずることができる。

第七条第三項中「當該基金通貨代用証券

に改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「国債」を「基金通貨代用証券」と改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」

を「前二項」に、「国債」を「基金通貨代用証券」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の

一項を加える。

2 前項の規定により日本銀行が買い取つた基金通貨代用証券(これを借り換えたものも含む。)を償還するため、政府は、外國為替資金特別会計の負担において、必要な額を限度として基金通貨代用証券を発行し、日本銀行に対し、これを買い取ることを命ずることができる。

第八条の見出し中「国債」を「証券」に改め、同条中「發行する国債」を「發行する基金通貨代用証券」に改め、「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「買取つた国債」を「買取つたもの」に、「以下」を「次条において」に改める。

第九条を削り、第十条中「發行する国債」を「發行する基金通貨代用証券」に改め、「第二条第二項」の下に「、第三条及び第五条」を加え、同

条を第九条とし、同条の次に次の二条を加える。

昭和四十五年四月八日 參議院会議録第十一号 空港整備特別会計法案外二件

(国債による銀行への出資等)

第十条 政府は、第三条の規定により銀行に出資する本邦通貨に代えて、その一部を国債で出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 第五条第三項から第五項までの規定は、前項の規定により発行する国債について、第六条の規定は、第一項の規定により銀行に出資した国債について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第四項中「第七条第一項」とあるのは「第十条第四項」と、「基金」とあるのは「銀行」と、第六条中「基金」とあるのは「銀行」と読み替えるものとする。

4 政府は、第一項の規定により銀行に出資した国債につき償還の請求を受けた場合において、緊急やむをえない理由があるため又は償還財源に不足があるため当該請求に係る金額の全部又は一部の償還を行なうことができないときは、日本銀行に対し、政府が償還を行なうことのできない金額に相当する額に限り、当該国債を銀行から買取ることを命ずることができる。

5 第七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により日本銀行が買取つた国債について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは、「第十条第四項」と読み替えるものとする。

6 前各号に規定するものほか、第二項の規定により発行する国債（第四項の規定により日本銀行が買取つたものを含む。次項において同じ。）に關し必要な事項は、大蔵大臣が定める。

7 第二項の規定により発行する国債は、国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定の適用については、国債とみなさない。

（証券による本邦通貨の取得等）
第十条の一 政府は、外国為替資金特別会計の負担において、基金通貨代用証券により基金の保有する本邦通貨を取得することができる。

2 前項の規定により本邦通貨を取得した場合に

おいて、第七条第一項又は第二項（これらの規定を第四項及び第十三条第七項において準用する場合を含む。）の規定により日本銀行が買取つた基金通貨代用証券について、それぞれに、「第十二条第二項」を「第十三条第七項において準用する第七条第一項の命令に

従い買取る場合及び第十二条第三項」に、「行う」を「行なう」に改め、「基金又は銀行」と

ちに当該取得のため基金に引き渡した基金通貨代用証券の額（その額が当該買取証券の額より多いときは、当該買取証券の額）に相当する額の当該買取証券の償還を行なわなければならぬ。

3 第一項の規定により本邦通貨を取得するため、政府は、外國為替資金特別会計の負担において、必要な額を限度として基金通貨代用証券を発行することができる。

4 第五条第三項から第五項まで、第八条及び第九条の規定は、前項の規定により発行する基金通貨代用証券について、第六条及び第七条の規定は、第一項の規定による取得のため基金に引き渡した基金通貨代用証券について、それぞれ準用する。この場合において、第八条中「前三条」とあるのは、「第十条の二」と読み替えるものとする。

5 第十二条の見出し中「取引」を「取引等」に改め、同条第一項中「行う」を「行なう」に、「買入」を「買入れ」に改め、同条第二項中「ほか」の下に「、外國為替資金特別会計の負担において」を加え、「行なう」を「行ない」並びに日本銀行に対し当該貸付けに係る債権を譲り渡し、及びこれを日本銀行から譲り受けける」に改める。

6 政府は、前項の規定により基金通貨代用証券の買いもどしを行なったときは、直ちに、これを消却しなければならない。

7 第十二条第二項中「前項」を「第一項」に、「買入を行つた」を「買入れを行なつた」に、「国債」を「基金通貨代用証券」に、「行う」を「行なう」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

8 政府は、前項の規定により基金通貨代用証券の買いもどしを行なつたときは、直ちに、これを消却しなければならない。

9 第十二条第二項の規定は、前項の規定により買入れを行なつた場合について準用する。

10 第十三条を削り、第十二条を第十三条とし、同

及び第七条の規定は、第一項の規定による買入れのため基金に引き渡した基金通貨代用証券について、それぞれに、「第十二条第二項」を「第十三条第七項において準用する第七条第一項の規定により基金又は銀行から第十二条第一項の命令に

従い買取る場合及び第十二条第三項」に、「行う」を「行なう」に改め、「基金又は銀行」とあるのは「基金」と、第六条中「基金又は銀行から第十二条第一項の規定により基金又は銀行から第十二条第一項の命令に

従い買取る場合及び第十二条第三項」に、「行う」を「行なう」に改め、「以下この項において

あるのは「基金」と、第六条中「基金又は銀行から第十二条第一項の規定により基金又は銀行から第十二条第一項の命令に

項の保証に充てることができる。

3 前項の場合には、日本銀行は、同項の保証のため基金に引き渡した基金通貨代用証券について、それぞれに、「第十二条第二項」を「第十三条第七項において準用する第七条第一項の規定により基金又は銀行から第十二条第一項の命令に

従い買取る場合及び第十二条第三項」に、「行う」を「行なう」に改め、「以下この項において

あるのは「基金」と、第六条中「基金又は銀行から第十二条第一項の規定により基金又は銀行から第十二条第一項の命令に

3 この法律の施行前に改正前の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(以下「改正前の加盟措置法」という。)の規定により出資し、発行し、日本銀行が買い取る、又は基金に引き渡した国債は、それぞれ改正後の加盟措置法の相当規定により出資し、発行し、日本銀行が買い取り、又は基金に引き渡した基金通貨代用証券又は国債とみなす。

4 外国為替資金特別会計法の一部を次のよう改定する。

第一条中「これに伴う取引」の下に「(国際通貨基金とのその他の取引を含む。)」を加える。

第五条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 外国為替資金に属する外國為替等及び現金は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定による国際通貨基金に対する出資及び基金通貨代用証券(同法第五条第一項に規定する基金通貨代用証券をいう。以下同じ。)の償還に充てることができる。

第九条中「田貨代り金とし」の下に「、国際通貨基金協定第五条第九項の規定による報酬を含み」を、「利益を除く。以下同じ。」の下に「、第十二条の二の規定による一般会計からの繰入金」を加え、「第十四条第二項の規定による一般会計からの補てん金及び」を並びに「、及び融通証券の利子、融通証券を、融通証券及び基金通貨代用証券の利子、融通証券及び基金通貨代用証券」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(一般会計からの繰入れ)

第十二条の二 政府は、この会計の収入支出の状況により必要があると認めるときは、予算の範囲内において、一般会計からこの会計に繰入金をすることができる。

第十三条中「収益金」の下に「、前条の規定による一般会計からの繰入金」を加え、「及び融通

証券の利子、融通証券を、「融通証券及び基金通貨代用証券の利子、融通証券及び基金通貨代用証券」に改める。

第十八条の見出し中「外国為替資金」を「外国為替資金等」に改め、同条第一項中「外国為替資金」の下に「若しくは第十三条に規定する積立金」を加える。

第二十条中「第十八条第一項」を「基金通貨代用証券の利子、第十八条第一項」に、「融通証券の発行」を「融通証券及び基金通貨代用証券の発行」に改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

5 前項の規定による改正後の外国為替資金特別会計法の規定は、昭和四十五年度の予算から適用する。

6 この法律の施行の際一般会計に属する権利及び義務のうち、改正前の加盟措置法第二条の規定による基金に対する出資に係るものは、外國為替資金に帰属する。この場合において、同法第五条第一項の規定により日本銀行が買取つたものを含む。)でこの法律の施行前に償還をしたものとの額に相当する額は、一般会計に対する負債として整理し、その支払については、政令で定める。

7 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十五年法律第百五十三号)の一部を次のように改定する。

第四条第三項中「第五条第三項から第五項まで(国債の発行条件、償還等)」に、「同法第五条第四項、第六条及び第七条第一項」を「同条第三項及び第四項」に改め、「基金又は」を削る。

8 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和四十一年法律第百三十八号)の一部を次のように改定する。

第三条第三項中「第五条第三項から第五項まで(国債の発行条件)及び第六条から第十条まで(国債の償還、国債整理基金特別会計への繰入等)」を「第十条第三項から第七項まで(国債の発行条件、償還等)」に、「同法第五条第四項、第六条及び第七条第一項」を「同条第三項及び第四項」に改め、「基金又は」を削る。

法律(昭和四十一年法律第百三十八号)の一部を次のように改定する。

第三条第三項中「第五条第三項から第五項まで(国債の発行条件)及び第六条から第十条まで(国債の償還、国債整理基金特別会計への繰入等)」を「第十条第三項から第七項まで(国債の発行条件、償還等)」に、「同法第五条第四項、第六条及び第七条第一項」を「同条第三項及び第四項」に改め、「基金又は」及び「同法第六条及び第七条第一項中」を削る。

質疑を終了し、討論なく、三案を順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、日程第十一及び第十二の二法案につきまして、沢田委員より自民、社会、公明、民社の四党共同の附帯決議案が提出されましたが、前者は発行条件、償還等)」に、「同法第五条第四項、第六条及び第七条第一項」を「同条第三項及び第四項」に改め、「基金又は」及び「同法第六条及び第七条第一項中」を削る。

以上報告を終わります。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、三案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) 日程第二、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件。

日程第三、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件。

以上兩件を一括して議題とする」とに御異議ございませんか。

○副議長(安井謙君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

ます、委員長の報告を求めます。外務委員長

谷川仁君。(拍手)

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改定する法律案は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への増資に応じるため、出資額に関する規定を改めることとに、基金に対する出資を外國為替資金特別会計の負担において行なう等の措置を講じ、さら

に、これら基金及び銀行の理事の任命を内閣が行なえるようにするものであります。

委員会における三案の質疑の詳細は会議録に譲りたいと存じます。

〔審査報告書は都合により第十三号末尾に掲載〕

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求める件

右
国会に提出する。

昭和四十五年三月五日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

官報 (号外)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求める件

日本においては、
(i) 所得税

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求める件

日本においては、
(i) 所得税

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求める件

日本においては、
(i) 所得税

(b) 石油所得税	(ii) 補完所得税(ナフリ得税、開発税及び林業利得税をいう。) (以下「マレーシアの租税」という。)
(i) 所得税	(b) 日本国においては、 (i) 所得税
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求める件	1 この協定において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、 (a) 「マレーシア」とは、マレーシア連邦をいう。 (b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に は、日本国の租税に関する法令が施行されて いるすべての領域をいう。 (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、 文脈により、日本国又はマレーシアをいう。 (d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又 はマレーシアの租税をいう。 (e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税 に関する法人格を有する団体として取り扱われ る団体をいう。
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定	2 この協定は、1に掲げる租税と実質的に類似の性質を有する租税で、この協定の署名の日の後にいずれか一方の締約国において課されるものについても、また、適用する。
日本国政府及びマレーシア政府は、 所得に対する租税に関し、二重課税を回避及び脱税を防止するための協定を締結することを希望して、 次とのおり協定した。	第二条 1 この協定において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、 (j) 「権限のある当局」とは、日本国について は、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理人 といい、マレーシアについては、大蔵大臣又は 権限を与えられたその代理人をいう。 (k) 「一方の締約国がこの協定を適用する場合に は、特に定義されていない用語は、文脈により 別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の対象 である租税に関するその締約国の法令上有する 意義を有するものとする。
第一条 1 この協定の対象である租税は、次のものとす る。 (a) マレーシアにおいては、 所得税	2 この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所で、企業をその事業の全部又は一部を行なっているものをいう。 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。 (a) 管理所 (b) 支店 (c) 事務所 (d) 工場 (e) 作業場 (f) 倉庫 (g) 鉱山、油井、採石場その他天然資源を採取する場所 (h) 建築工事現場又は建設、据付け若しくは組立ての工事で、六箇月をこえる期間存続するもの (i) 農場又は栽培場 (j) 木材又は森林生産物を採取する場所 (l) 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。 (a) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。 (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、保管すること。 (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら他の企業による加工のため、保有すること。 (d) 企業のためにもつばら物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集するため、事業を行

- (e) なら一定の場所を保有すること。
- (f) 企業のためにもっぱら広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的若しくは補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。
- 一方の締約国の企業は、次の場合には、他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。
- (a) 当該他方の締約国において行なわれている建設、据付け又は組立ての工事に関連して、六箇月をこえる期間、当該他方の締約国において監督活動を行なう場合
- (b) 当該他方の締約国において第十四条に規定する種類の芸能人の役務を提供する事業を行なう場合
- 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わって行動する者は、次のいずれかの場合には、当該一方の締約国内の恒久的施設とされる。ただし、6の規定が適用される場合は、この限りでない。
- (a) その者が、当該一方の締約国内で当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られるときは、この限りでない。
- (b) その者が、当該企業に属する物品又は商品の在庫で通常これにより当該企業に代わって注文に応ずるためのものを当該一方の締約国内に保有する場合
- 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立的地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつてゐるという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。
- 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約

企業のためにもっぱら広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的若しくは補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

国において恒久的施設を通じ若しくは通じないで事業を行なう法人を支配し、又はこれらに支配されているという事實のみによつては、いざれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることはならない。

第五条

一方の締約国の企業の所得に対するは、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なわない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、その企業の所得に對し、当該恒久的施設に歸せられる部分

についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第六条

一方の締約国の企業が船舶を国際運輸に運用することによって他方の締約国内にある企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとすれば、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとすれば、当該恒久的施設が取得するとみられる所得が、当該恒久的施設に帰せられるものとする。

恒久的施設の所得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含むすべての費用で、その恒久的施設が独立の企業であると假定した場合に控除されるものは、合理的にその恒久的施設に配分することができるものである限り、そ

の恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所で生じたかを問わず、経費に算入することを認められるものとする。

一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立的地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつてゐるといふ理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約

經營、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の經營、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合

であつて、そのいずれの場合においても、双方の企業の間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されるときは、その条件がなかつたならば一方の企業の所得となつたはずである所得で、その条件のために当該一方の企業の所得とならなかつたものは、その企業の所得に算入して課税することができる。

第七条

一方の締約国の企業が船舶を国際運輸に運用することによって、当該配当を支払う法人の議決権の

ある全株式の少なくとも二十五パーセントを所

得に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、当該他方の締約国において当該所得に對して課される租税

は、その額の五十分の一に等しい額だけ輕減される。

一方の締約国の企業が航空機を国際運輸に運用することによって他方の締約国において租税を課免する。ただし、当該航空機がもっぱら又は主として当該他方の締約国内の地点の間ににおいて運用されている場合は、この限りでない。

一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から所得を得取ける場合には、当該他方の締約国においては、その法人が当該他方の締約国に居住者でない者に支払う配当に對していかなる租税をも課さず、また、その法人の留保所得に對し留保所得税の性質を有するいかなる租税をも課さない。この場合において、当該配当又は当該留保所得の全部又は一部が当該所得から成るかどうかを問わない。

2 及び3の規定は、一方の締約国の居住者で

ある配当の受領者が、その配当を支払う法人が払の基団となつた株式又は持分と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、第五条の規定が適用され

る。

第六条

シナの居住者である法人が支払う配当でマレーシアの租税を控除しており又は控除しているとみなされるものに關し、その配当が支払われた年の直後のマレーシアの賦課年度の税率を考慮してその配当に對する租税を調整することができるものとするマレーシアの法令の規定の適用を妨げるものではない。

3 マレーシアの居住者が日本國の居住者である法人によつて支払われる配當につきマレーシアの租税を課される場合には、当該配當に對し、日本國において、十五パーセントをこえる税率の租税を課さない。もつとも、マレーシアの居住者が、当該配當の支払の日の直前の六箇月の期間を通じ、当該配當を支払う法人の議決権のある全株式の少なくとも二十五パーセントを所持する法人である場合には、当該配當に對しては、日本國において、十パーセントをこえる税率の租税を課さない。

4 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から所得を得取ける場合には、当該他方の締約国においては、その法人が当該他方の締約国に居住者でない者に支払う配当に對していかなる租税をも課さず、また、その法人の留保所得に對し留保所得税の性質を有するいかなる租税をも課さない。この場合において、当該配当又は当該留保所得の全部又は一部が当該所得から成るかどうかを問わない。

5 2及び3の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受領者が、その配当を支払う法人が払の基団となつた株式又は持分と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、第五条の規定が適用され

る。

第九条

1 一方の締約国の政府は、他方の締約国から取得する利子につき、当該他方の締約国の租税を免除する。ただし、この規定は、マレイシアの租税のうち当該法人の所得に對して課される租税以外の租税で配當に對して課されるものを免除する。ただし、この規定は、マレイ

2	1の規定の適用上、「政府」には、 (a) マレイシアについては、マレイシア政府の ほか、次のものを含む。 (i) 州政府 (ii) 地方公共団体 (iii) マレイシア中央銀行 (iv) マレイシア政府、州政府又は地方公共団 体が資本の全部を所有する機関で両締約國 のもの
3	日本国について、日本国政府のほか、次 部を所有する機関で両締約國政府が隨時合 意するもの (i) 日本銀行 (ii) 日本輸出入銀行 (iii) 日本国政府又は地方公共団体が資本の全 の規定の適用される場合を除くほか、一方 の締約國の居住者が他方の締約國から取得する 利子につき当該一方の締約國で租税を課される 場合において、当該利子の支払の基因となつた 借款(延払いの形式によるものを含む。)その他 の債務が、産業的事業に従事する当該他方の締 約國の企業について生じたものであるときは、 当該利子に対し、当該他方の締約國において、 十パーセントをこえない税率でのみ租税を課す ことができる。
4	3の規定の適用上、「産業的事業」とは、次の いずれかの種類に該当する事業をいう。 (a) 製造業、組立業及び加工業 (b) 建設業、土木業及び造船業 (c) 電気(水力電気を含む。)、ガス又は水の供 給事業 (d) 栽培業、農業、林業及び漁業 (e) その他の事業で、その存在する締約國の權 限のある當局がこの条の規定の適用上「産業 的事業」であると認めるもの
5	利子は、その支払者が一方の締約國の政府、

1	州政府、地方公共団体又は居住者である場合に は、当該一方の締約國において生じたものとし て取り扱う。ただし、 (a) 一方の締約國の企業で両締約國外に恒久的 施設を有するものが他方の締約國の居住者に 支払う利子又は (b) 一方の締約國の企業で他方の締約國內に恒 久的施設を有するものが支払う利子 であつて、当該恒久的施設がその営業又は事業 の遂行にあたつて自己の用に供するために受け 入れた債務(銀行その他の金融機関については、 当該恒久的施設が受け入れた預金を含む。)に係 るものは、当該恒久的施設が当該利子を負担す る場合には、当該恒久的施設が存在する国にお いて生じたものとして取り扱う。
2	3の規定は、一方の締約國の居住者である利 子の受領者が、その利子が生じた他方の締約國 内に、その利子を生じた債権と実質的に関連す る恒久的施設を有する場合には、適用しない。 この場合には、第五条の規定が適用される。
3	一方の締約國の居住者が2の第一文に規定す る権利又は財産を譲渡することによつて他方の 取扱する場所の経営の対価として受け取るいかな る種類の支払金をも含まない。
4	一方の締約國から取得する収益につき当該一方の締約 國において租税を課される場合には、当該収益 に対し、当該他方の締約國において、十パーセ ントをこえない税率でのみ租税を課することが できる。
5	支払者と受領者との間又はその双方と第三者 との間の特別の関係により、支払われた利子の 金額が、その支払の基因となつた債権を考慮す る場合において、その関係がなかつたならば支 払者及び受領者が合意するとみられる金額をこ えるときは、この条の規定は、その合意すると みられる金額についてのみ適用する。この場合 には、支払われた金額のうち超過分に対し、こ の協定の他の規定に妥当な考慮を払つたらえ、 各締約國の法令に従つて租税を課することがで きる。

1	一方の締約國の居住者が他方の締約國から取 得する使用料につき当該一方の締約國において 租税を課される場合には、当該使用料に対し、 当該他方の締約國において、十パーセントをこ えない税率でのみ租税を課することができます。 この条において「使用料」とは、學術上の著作 権を課すことができる。
2	政府の職務の遂行として提供された役務につ きマレイシア政府がマレイシアの市民である個 人に支払う報酬(退職年金を含む。)について は、日本国の租税を免除する。ただし、その個 人が日本国の国民である場合及び永住のため日 本国に入国することを許可された者である場合 は、この限りでない。
3	政府の職務の遂行として提供された役務につ き、日本国の国民である個人に対し、日本国政 府によつて支払われる報酬又は日本国政府によ り若しくは日本国政府が拠出した基金から支払 われる退職年金については、マレイシアの租税 を免除する。ただし、その個人がマレイシアの 市民である場合及び永住のためマレイシアに入 国することを許可された者である場合は、この 限りでない。
4	この条の規定は、いすれかの締約國の政府が 利得を得る目的で行なう事業に関連して提供さ れた役務に対する支払金については、適用しな い。この場合には、第五条の規定が適用され ない。
5	支払者と受領者との間又はその双方と第三者 との間の特別の関係により、支払われた使用料 又は収益が生じた権利又は財産と実質的に 関連する恒久的施設を有する場合には、適用し ない。この場合には、第五条の規定が適用され ない。

1	第十二条 第十三条 第十五条 第十六条 及 び第十七条の規定が適用される場合を除くほ か、一方の締約國の居住者が勤務に關して取得 する給料、賃金その他これらに類する報酬に対 しては、その勤務が他方の締約國內で行なわ れない限り、当該一方の締約國においてのみ租税 を課すことができる。勤務が他方の締約國 においてのみ租税を課すことができる。
2	この条において「政府」とは、各締 約國の州政府又は地方公共団体を含む。
3	この条の規定は、いすれかの締約國の政府が 利得を得る目的で行なう事業に関連して提供さ れた役務に対する支払金については、適用しな い。
4	この条において「政府」とは、各締 約國の州政府又は地方公共団体を含む。

で行なわれる場合には、その勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機で国際運輸に従事するものにおいて行なわれる勤務に関する報酬に対する対しては、その締約国において租税を課することができる。

3 (a) 1、2及び第十三条の規定は、法人の役員がその法人から取得する報酬につき、その報酬が使用人の勤務に対する報酬であるものとして適用する。

(b) 1、2及び(a)の規定にかかわらず、一方の締約国において租税を課することができる。

第十三条 締約国の居住者が他方の締約国における法人の役員の資格で取得する役員報酬及びこれに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

一方の締約国の居住者である個人は、他方の締約国内で提供した人的役務(自由職業の役務を含む。)によって取得する所得につき、次のことを条件として、当該他方の締約国において租税を免除される。

(a) その個人が当該課税年度を通じ又は賦課年度に係る当該基準年度を通じて合計百八十三日を

こえない期間当該他方の締約国内に滞在し、

その役務が当該他方の締約国居住者でない者のため又はその者に代わって提供され、か

つ、その所得が当該他方の締約国内にその者の有する恒久的施設の所得から直接控除されないと。

第十四条

1 第十三条の規定は、一方の締約国政府の公的資金から全面的又は実質的に援助を受けない他方の締約国を訪れる演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家、運動家その他の芸能人で当該一方の締約国居住者であるも

のがその提供する役務によつて他方の締約国から取得する所得については、適用しない。

2 1の役務が一方の締約国企業により他方の締約国において提供される場合には、その企業が当該役務の提供によつて取得する所得に対しても、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、その企業が当該役務の提供に関連して当該一方の締約国政府の公的資金から全面的又は実質的に援助を受けている場合は、この限りでない。

3 この条の規定の適用上、「政府」という用語は、第十一條⁴に規定するとおりの意義を有するものとする。

第十五条 一方の締約国居住者である個人が他方の締約国から取得する退職年金(第十一條に規定する種類の退職年金を除く。)又は保険年金に対しては、当該一方の締約国において租税を課すことができる。

1 一方の締約国居住者である個人が他方の締約国から取得する退職年金(第十一條に規定する種類の退職年金を除く。)又は保険年金に対しては、当該一方の締約国において租税を課すことができる。

(a) 事業修習者として、又は当該一方の締約国内に一時的に滞在するものは、次のものにつき当該一方の締約国において租税を免除される。

(b) 教育の団体から勉学若しくは研究を主たる目的とする交付金、手当若しくは奨励金を受領する者として、又は

(c) 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金。

(d) (b)の交付金、手当又は奨励金。

(e) 当該他方の締約国内の雇用者が当該一方の締約国における人的役務について支払う報酬

(f) (b)の報酬を除くほか、当該一方の締約国における人的役務に対する報酬であつて年間三十六万円又は三千マレイシア・ドルをこえな

いもの

2 「保険年金」には、金銭又はその等価物によ

る適正かつ十分な対価に応する給付を行なう義

務に基づき、終身又は特定の若しくは確定する

ことができる期間中、所定の時期において定期

的に支払われる所定の金額を含む。

3 「退職年金」には、過去の勤務に関連して、

提供された役務の対価として又は被つた傷害の

補償として行なわれる定期的な給付(任意に行

なわれるものであるかどうかを問わない。)を含む。

第十六条

一方の締約国を訪れる直前に他方の締約国居住者であつた個人であつて、当該他方の締約国企業若しくは1(b)の団体の使用者として又はこれらの企業若しくは団体との契約に基づき、技術上、職業上又は事業上の経験を習得するためのみ十二箇月をこえない期間当該一方の締約国内に一時的に滞在するものは、当該経験の習得に直接關係のある役務に対するその期間中の報酬につき当該一方の締約国において租税を免除される。ただし、その個人が海外から受け取る報酬と当該一方の締約国において支払われる報酬との合計額が、年間百四十二万円又は一万二千マレイシア・ドルをこえない場合には、当該教育又は研究に対する報酬について納付するものと

は、当該教育又は研究に対する報酬について納付するものとする。

第十七条 一方の締約国を訪れる直前に他方の締約国居住者であつた個人であつて、当該他方の締約国において

居候するかの場所であるかを問わない。)に対する

課税を規制する。一方の締約国において生ずる所得に対し両締約国において租税が課される場合には、その所得に対する二重課税からの救済

は、2及び3の規定に従つて行なう。

2 日本国において生ずる所得について納付され

る日本国の租税は、マレイシア以外の国におい

て納付される租税をマレイシアの租税から控除

することに關するマレイシアの法令に従い、当

該所得について納付されるマレイシアの租税を

控除する。その控除を行なうにあたり、当該

所得が、日本国居住者である法人がその議決

権のある全株式の二十五ペーセント以上を所有

するマレイシアの居住者である法人に支払う配

当である場合には、日本国居住者であるそ

の法人がその所得について納付する日本国租税

を考慮に入れるものとする。

3 マレイシアにおいて生ずる所得について納付

されるマレイシアの租税は、日本国外の國に

おいて納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令に従い、当該所得について納付される日本国の租税から控除する。その控除を行なうにあたり、当該所得が、マレイシアの居住者である法人がその議決権のある株式又はその発行した全株式の二十五ペーセント以上を所有する日本国の居住者である法人に對して支払う配當である場合には、マレイシアの居住者であるその法人がその所得について納付するマレイシアの租税を考慮に入れるものとする。

4 3の規定の適用上、「納付されるマレイシアの租税」は、第九条3に規定する種類の借款その他の債務に係る利子又は使用料若しくは第十一条に規定する収益については、第九条3又は第十条の規定に従つてマレイシアの租税が軽減されなかつたとした場合に納付されたはずであるマレイシアの租税の額を含むものとみなす。

5 3の規定の適用上、「納付されるマレイシアの租税」は、マレイシアの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつてこの協定の署名の日に実施されているもの又は現行の措置の修正若しくはこれへの追加としてマレイシアの租税に関する法令に将来導入されることがあるものに従つて免除が行なわれなかつたとした場合に納付されたはずであるマレイシアの租税の額を含むものとみなす。ただし、両締約国のが前記の措置により納税者に与えられる特典の範囲について合意することを条件とする。

1 一方の締約国市民又は国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国市民又は国民が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件以外の又はこれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。この規定は、マレイシアが、この協定の署名の日に法令によつて認めている租税上の人的控除、救濟及び軽減で

マレイシアの居住者でないマレイシアの市民又はマレイシアの居住者でない法令に定める他の者のみに係るものと、マレイシアの居住者でない日本国民にも認めることをマレイシアに義務づけるものと解してはならない。

2 一方の締約国企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に對する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行なう当該他方の締約国企業に對して課される租税よりも不利に課されることはない。この規定は、いずれか一方の締約国に對し、当該一方の締約国居住者のみに法令で認めている租税上の人的控除、救済及び軽減を当該一方の締約国居住者でない他方の締約国市民又は国民に認めることが義務づけるものと解してはならない。

3 一方の締約国企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国類似の他の企業が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

4 この条において、「市民又は国民」とは、次のものをいう。

(a) マレイシアについては、マレイシアの市民権を有するすべての個人及びマレイシアにおいて施行されている法令によりその地位を与えたすべての法人、組合その他の団体

(b) 日本国については、日本国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立されたすべての会社その他の法人及び法

人格を有しないすべての団体で、日本国籍の租税に關し日本国の法令に基づいて設立された法人として取り扱われるもの

第二十一条

1 一方の締約国居住者は、一方又は双方の締約国措置によつてこの協定に適合しない課税を受け又は受けたに至ると認める場合には、両締約国において施行されている租税に関する法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国権限のある当局に對し、その事案について申立てをすることができる。

2 その申立てが公正であると認められ、かつ、当該一方の締約国権限のある当局が適當な解決を與えることができる場合には、その権限のある当局は、この協定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努め

1 両締約国権限のある当局は、この協定を実施するため、この協定の対象である租税に関する

る脱税を防止するため、又はこの協定の対象である租税の回避に對処することを目的とする法規を実施するために必要な情報を交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱わなければならず、この協定の対象である租税の賦課及び徵收又はこれらに關する提訴についての決定に關与する者又は当局（裁判所を含む。）並びに当該情報に係る者以外のいかなる者又は当局にも開示してはならない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行なう義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令又はその行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令下において又はその行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。

3 2の規定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

4 両締約国権限のある当局は、この協定を実施するため、相互に協議することができる。

規定されていない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

第二十二条

1 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

2 この協定は、批准書の交換の日に効力を生じ、かつ、次の租税について適用する。

(a) マレイシアにおいては、

千九百七十年一月一日以後に開始する賦課年度分及びその後の各賦課年度分のマレイシアの租税

第二十三条

1 いすれの一方の締約国も、この協定の効力発生日から三年の期間が満了した後は、外交上の経路を通じ他方の締約国に対して書面による終了の通告を行なうことによりこの協定を終了させることができる。ただし、その通告は、六月三十日以前に行なうものとし、この場合には、この協定は、次の租税について効力を失う。

(a) マレイシアにおいては、

その通告が行なわれた年の翌年の一月一日に開始する賦課年度分及びその後の各賦課年度分の租税

(b) 日本国においては、

その通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に開始する各賦課年度分の日本国籍の租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正

るものとする。

3 両締約国権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑惑を合意によつて解決するよう努めるものとする。両締約国権限のある当局は、また、この協定に規定されていない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

当に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十年一月三十日にクアラ・ランプールで、英語により本書三通を作成した。

日本国政府のために

小島太作

マレイシア政府のために

アブドル・ラザク

〔審査報告書は都合により第十三号末尾に

掲載〕

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約について承認を求めるの件

右

内閣総理大臣 佐藤 繁作

昭和四十五年三月二十二日

官

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約について承認を求めるの件

国会に提出する。

(以下「日本国の租税」という。)

(a) オランダにおいては、
　　(i) 所得税
　　(ii) 賃金税
　　(iii) 法人税
　　(iv) 配当税
　　(以下「オランダの租税」という。)

この条約は、1に掲げる租税と実質的に類似の性質を有する租税で、この条約の署名の日の後において一方の国又はその地方政府若しくは地方公共団体によつて設けられるものについても、また、適用する。

第三条

この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合における日本国政府とオランダ王国政府との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約

のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約

のための日本国政府とオランダ王国政府は、

ための条約を締結することを希望して、

り、日本国又はオランダをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はオランダの租税をいう。

(e) 「者」とは、個人又は法人をいう。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の国の企業」及び「他方の国の企業」とは、それぞれ一方の国の居住者が営む企業及び他方の国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「一方の國について「権限のある当局」とは、その國の大藏大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(i) 「恒久的施設」については、次のことは、含ま

る。
事で、十二箇月をこえる期間存続するもの

所

建築工事現場又は建設若しくは組立ての工

場所を、もつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用

し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用

すること。

(j) 「企業に属する物品又は商品の在庫を、もつ

ぱら保管し、展示し、又は引き渡すため、保

有すること。

(k) 「企業に属する物品又は商品の在庫を、もつ

ぱら他の企業による加工のため、保有するこ

と。

(l) 「企業のためにもつぱら広告、情報の提供、

科学的調査又はこれらに類する準備的若しく

は補助的な性質の活動を行なうため、事業を

行なう一定の場所を保有すること。

(m) 一方の国の企業は、これらに類する建築工

事現場又は他方の国で行なわれている建設若し

くは組立ての工事に代わつて、十二箇月をこえ

る期間、当該他方の国において監督活動を行な

う場合には、当該他方の国における恒久的施設を有す

るものとされる。

(n) 一方の国において他方の国の企業に代わつて

行動する者（6の規定が適用される独立的地位

を有する代理人を除く。）は、次のいずれかの場

合には、当該一方の国における恒久的施設とさ

れる。

(o) その者が、当該一方の国において当該企業

昭和四十五年四月八日 参議院会議録第十一号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレイシア政府との間の協定の締結について

三〇三

の名で契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合。ただし、その者が行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られるときは、この限りでない。

(b) その者が、当該企業によりあらかじめ締結された契約であつて引き渡すべき数量又は引渡しの日及び場所を確定していないものに從つて行なわれる注文に当該企業に代わつて通常応するため、当該企業に属する物品又は商品の在庫を当該一方の国に保有する場合

6 一方の国の企業は、仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の国において事業活動を行なつているという理由のみでは、当該他方の国に恒久的施設を有するものとされることはない。

7 一方の国の居住者である法人が、他方の国の居住者である法人若しくは他方の国において恒久的施設を通じ若しくは通じないで事業を行なう法人を支配し又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることはならない。

第六条 この条約に基づき所得について一方の国において租税が減免される場合において、他方の国において施行されている法令により、個人が、その所得の全額についてではなくその所得のうち当該他方の国に送金され又は当該他方の国において受領した部分につき租税を課されることとされているときは、この条約に基づき当該一方の国において認められる租税の減免は、その所得のうち当該他方の国に送金され又は当該他方の国において受領した部分についてのみ適用する。

第七条 1 不動産から生ずる所得に対しては、当該不動産が存在する国において租税を課することがで

きる。

2 「不動産」の定義は、当該財産が存在する国の法令によるものとする。不動産には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業用いられている家畜類及び設備、不動産に

関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかどうかを問わない。）を受け取る権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他すべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる不動産から生ずる所得についても、また、適用する。

第八条

1 一方の国の企業の利得に対しては、その企業が他方の国にある恒久的施設を通じて当該他方の国において事業を行なわない限り、当該一方の国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の国の企業が他方の国にある恒久的施設を通じて当該他方の国において事業を行なう場合には、その企業の利得に対し、当該恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の国において租税を課すことができる。

第九条

1 一方の国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、オランダの企業である場合には、それぞれの国において、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとすれば、当該恒久的施設が取得するとみられる利得が、当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに際しては、経

営費及び一般管理費を含む費用で、その恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する国において生じたか又は他の場所で生じたかを問わず、経費に算入することを認められるものとする。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の国において行なわれている場合には、その国が租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によって決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、その方法によつて得た結果がこの条に規定する原則に適合するようなものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために行なつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得もその恒久的施設に帰せられることはない。1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定するものとする。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由があるときは、この限りでない。

6 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、これらの条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第十一条

1 一方の国の居住者である法人が他方の国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の国において租税を課することができます。

2 1の配当に対しては、当該配当を支払った法人が居住者である国において、その国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の金額の十五ペーセントをこえないとものとする。

3 2の規定にかかるわらず、(a) 日本国の居住者である法人がオランダの居住者である法人に支払う配当に対する日本国(の租税の額は、当該配当を受け取る法人が、当該配当が支払われることとなる日に先づ六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の二十五ペーセント以上を所有する場合には、当該配当の金額の十

けの公文の交換によつて効力を生じた海運業からの利得に対する二重課税の回避に関する日本国とオランダとの間の取極に影響を及ぼすものと解してはならない。

第十二条

(a) 一方の国の企業が他方の国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の者が一方の国の企業及び他方の国の企

業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合

であつて、そのいずれの場合においても、双方の企業の間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されるときは、その条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたはずである利得で、その条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

1 一方の国の居住者である法人が他方の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の国において租税を課することができます。

2 1の配当を受け取る法人が、当該配当を受け取る法人が居住者である国において、その国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の金額の十五ペーセントをこえないとものとする。

3 2の規定にかかるわらず、(a) 日本国の居住者である法人がオランダの居住者である法人に支払う配当に対する日本国(の租税の額は、当該配当を受け取る法人が、当該配当が支払われることとなる日に先づ六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の二十五ペーセント以上を所有する場合には、当該配当の金額の十

ペーセントをこえないものとする。

住者である法人に支払う配当に対するオランダの租税の額は、当該配当を受け取る法人が、当該配当が支払われることとなる日に先だつ六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の二十五ペーセント以上を所有する場合には、当該配当の金額の五ペーセントをこえないものとする。

2 及び3の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において「配当」とは、株式、受益株式、発起人株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行なう法人が居住するある国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1から3までの規定は、一方の国の居住者であるある配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住する他方の国にその配当の支払の基因となつた株式又は持分と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、第八条の規定が適用される。

5 一方の国の居住者である法人が他方の国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の国は、その法人が当該他方の国の居住者でない者に支払う配当及びその法人の留保所得については、これら全部又は一部が当該他方の国において生じた利得又は所得から成るときも、当該配当に対してもかかる租税をも課することができる。また、当該留保所得に対しても留保所得を課すことができない。

第十二条

1 一方の国において生じ、他方の国の居住者に支払われる利子に対しても、当該他方の国において租税を課すことができる。

2 1の利子に対しても、当該利子が生じた国において、その国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該利子の金額

の十ペーセントをこえないものとする。

第十三条

1 一方の国において生じ、他方の国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の国において租税を課すことができる。

2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた国において、その国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該使用料の金額の十ペーセントをこえないものとする。

3 この条において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学术上の著作物(映画フィルムを含む)の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは使用権(担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない)その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得及びその他の所得でその生じた国税法上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 この条において「利子」とは、公債、債券又は社債(担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない)その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得及びその他の所得でその生じた国税法上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。

5 1及び2の規定は、一方の国の居住者である利子の受領者が、その利子が生じた他方の国にその利子を生じた債権と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、第八条の規定が適用される。

6 1から3までの規定は、一方の国の居住者である配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住する他方の国にその配当の支払の基因となつた株式又は持分と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、第八条の規定が適用される。

7 一方の国の居住者である法人が他方の国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の国は、その法人が当該他方の国の居住者でない者に支払う配当及びその法人の留保所得については、これら全部又は一部が当該他方の国において生じたものとされる。

8 2の規定は、一方の国の居住者に支払う利子は、その利子が、当該恒久的施設が存在する国において生じたものとされる。

9 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた利子の金額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その関係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つたうえ、それぞれの国の法令に従つて租税を課すことができる。

10 この条において「利子」とは、公債、債券又は社債(担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない)その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得及びその他の所得でその生じた国税法上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。

11 この条において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学术上の著作物(映画フィルムを含む)の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは使用権(担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない)その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得及びその他の所得でその生じた国税法上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。

12 この条において「利子」とは、公債、債券又は社債(担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない)その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得及びその他の所得でその生じた国税法上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。

13 この条において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学术上の著作物(映画フィルムを含む)の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは使用権(担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない)その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得及びその他の所得でその生じた国税法上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。

すものではない。

第十五条

一方の国の居住者が自由職業その他これに類する独立の活動に関する所得に対しては、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定的施設を他方の国に有しない限り、当該一方の国においてのみ租税を課することができます。その者がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得に対しては、当該固定的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の国において租税を課することができる。

第十六条

「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十七条

1 第十七条、第十九条、第二十条及び第二十一条の規定が適用される場合を除くほか、一方の国の居住者が勤務に関して取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、その勤務が他方の国において行なれない限り、当該一方の国においてのみ租税を課することができ。勤務が他方の国において行なわれる場合には、その勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十八条

1 第十五条及び第十六条の規定にかかるわらず、一方の国の居住者が他方の国の居住者である法人的役員の資格で取得する報酬に対しては、当該他方の国において租税を課することができる。

2 この条約のいかなる規定にもかかるわらず、1 の芸能人又は運動家の役務が一方の国において他方の国の企業により提供される場合において、その役務を行なう芸能人又は運動家が直接又は間接に当該企業を支配しているときは、その役務の提供により当該企業が取得する利得に対しては、当該一方の国において租税を課することができる。

第十九条

第一項の規定が適用される場合を除くほか、一方の国の居住者に過去の勤務について支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、次のことと条件として、当該一方の国においてのみ租税を課することができる。

第二十条

1 政府の職務の遂行として日本国又はその地方公共団体に提供された役務につき、日本国若しくはその地方公共団体によつて個人に支払われ、又は日本国若しくはその地方公共団体が雇用者の資格で拠出した基金から個人に支払われ、その報酬が当該他方の国に雇用者の有する

(a) その報酬の受領者がその年を通じて合計百八十二日をこえない期間当該他方の国に滞在し、その報酬がこれに代わる者から支払われ、か

(b) その報酬が当該他方の国に雇用者の有する

恒久的施設又は固定的施設によつて負担されないこと。

第十二条

1 及び2の規定にかかるわらず、一方の国企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行なわれる勤務に関する報酬に対しては、その國において租税を課することができる。

第十三条

1 第十五条及び第十六条の規定にかかるわらず、一方の国の居住者が他の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動によつて取得する所得に対しては、その活動が行なわれる国において租税を課することができる。

第十四条

1 第十五条及び第十六条の規定にかかるわらず、一方の芸能人又は運動家の役務が一方の国において他方の国の企業により提供される場合において、その役務を行なう芸能人又は運動家が直接又は間接に当該企業を支配しているときは、その役務の提供により当該企業が取得する利得に対しては、当該一方の国において租税を課することができる。

第十五条

1 第二十一条の規定が適用される場合を除くほか、一方の国の居住者に過去の勤務について支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、次のことと条件として、当該一方の国においてのみ租税を課することができる。

第十六条

1 政府の職務の遂行として日本国又はその地方公共団体に提供された役務につき、日本国若しくはその地方公共団体によつて個人に支払われ、又は日本国若しくはその地方公共団体が雇用者の資格で拠出した基金から個人に支払われ、その報酬が当該他方の国に雇用者の有する

(a) その報酬の受領者がその年を通じて合計百八十二日をこえない期間当該他方の国に滞在し、その報酬がこれに代わる者から支払われ、か

(b) その報酬が当該他方の国に雇用者の有する

おいて租税を課することができる。そのような報酬については、第二十四条の規定に従つて

3 1 及び2の規定にかかるわらず、一方の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行なわれる勤務に関する報酬に対しては、その国において租税を課することができる。

第十七条

1 第十五条及び第十六条の規定にかかるわらず、一方の国の居住者が他の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動によつて取得する所得に対しては、その活動が行なわれる国において租税を課することができる。

第十八条

1 第十五条及び第十六条の規定にかかるわらず、一方の芸能人又は運動家の役務が一方の国において他方の国の企業により提供される場合において、その役務を行なう芸能人又は運動家が直接又は間接に当該企業を支配しているときは、その役務の提供により当該企業が取得する利得に対しては、当該一方の国において租税を課することができる。

第十九条

1 第二十一条の規定が適用される場合を除くほか、一方の国の居住者に過去の勤務について支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、次のことと条件として、当該一方の国においてのみ租税を課することができる。

第二十条

1 第二十一条の規定が適用される場合を除くほか、一方の国の居住者に過去の勤務について支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、次のことと条件として、当該一方の国においてのみ租税を課することができる。

(a) オランダは、二重課税を回避するための片務的な規則の中の欠損金に係る損益通算に関する規定の適用を妨げることなく、(b)の課税標準に含まれる所得であつて第七条、第八条、第十四条1及び2、第十五条、第六十六条1及び3、第十七条、第十八条並びに第二十条1の規定に従い日本国において課税されるものが(b)の課税標準となる全所得のうち占める割合を(b)の規定に従つて算定される租税の額に乗じて得た額を、当該租税の額から控除することを認める。

(c) オランダは、さらに、(a)の課税標準に含まれる所得の項目であつて第十一条2、第十二条2、第十三条2及び第十四条5の規定に従い日本国において租税を課されるものの額と同額とする。ただし、この規定に従つて算定されるオランダの租税の控除は、それが行なわれる前に算定されたオランダの租税の額のうち当該所得の項目に

第二十四条

1 日本国の居住者がこの条約に従つて両国において租税を課される所得をオランダにおいて取得するときは、その所得について納付されるオランダの租税の額は、その居住者に対して課される日本国のおよそ25%の租税から控除される。ただし、その控除の額は、日本国のおよそ25%の所得に對応する部分を对象とする。その所得に對応する部分を对象とする。その所得に對応する部分を对象とする。その所得に對応する部分を对象とする。その所得に對応する部分を对象とする。

第十五条

1 日本国の居住者がこの条約に従つて両国において租税を課される所得をオランダにおいて取

得するときは、その所得について納付されるオランダの租税の額は、その居住者に対して課さ

れる日本国のおよそ25%の租税から控除される。ただし、その控除の額は、日本国のおよそ25%

の所得に對応する部分を对象とする。その所得に對応する部分を对象とする。その所得に對応する部分を对象とする。その所得に對応する部分を对象とする。

第十六条

1 日本国の居住者がこの条約に従つて両国において租税を課される所得をオランダにおいて取

得するときは、その所得について納付されるオランダの租税の額は、その居住者に対して課さ

れる日本国のおよそ25%の租税から控除される。ただし、その控除の額は、日本国のおよそ25%

の所得に對応する部分を对象とする。その所得に對応する部分を对象とする。その所得に對応する部分を对象とする。

第十七条

1 日本国の居住者がこの条約に従つて両国において租税を課される所得をオランダにおいて取

得するときは、その所得について納付されるオランダの租税の額は、その居住者に対して課さ

れる日本国のおよそ25%の租税から控除される。ただし、その控除の額は、日本国のおよそ25%

の所得に對応する部分を对象とする。その所得に對応する部分を对象とする。その所得に對応する部分を对象とする。

第十八条

1 日本国の居住者がこの条約に従つて両国において租税を課される所得をオランダにおいて取

得するときは、その所得について納付されるオランダの租税の額は、その居住者に対して課さ

れる日本国のおよそ25%の租税から控除される。ただし、その控除の額は、日本国のおよそ25%

の所得に對応する部分を对象とする。その所得に對応する部分を对象とする。その所得に對応する部分を对象とする。

第十九条

1 日本国の居住者がこの条約に従つて両国において租税を課される所得をオランダにおいて取

得するときは、その所得について納付されるオランダの租税の額は、その居住者に対して課さ

れる日本国のおよそ25%の租税から控除される。ただし、その控除の額は、日本国のおよそ25%

<p>1 一方の国の国民は、他方の国において、同様の状況にある当該他方の国の国民が課られており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。</p> <p>2 「国民」とは、</p> <p>(a) 日本国については、日本国のかたる人で、日本國の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるもの。</p> <p>(b) オランダについては、オランダの国籍を有するすべての個人及びオランダにおいて施行されている法令によつてその地位を与えたれたすべての法人、組合及び団体をいう。</p> <p>3 一方の国の企業が他方の国に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の国において、同様の活動を行なう当該他方の国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。</p> <p>この規定は、一方の国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に対する認める租税上の人の免除、救済及び軽減を他方の国の居住者に対して認めることを義務づけるものと解してはならない。</p> <p>4 一方の国で資本の全部又は一部が他方の国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の国において、当該一方の国の類似の他の企業が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに関連する要件を課さることはない。</p> <p>5 この条において「租税」とは、すべての種類の税をいう。</p>	<p>1 一方の国の居住者は、一方又は双方の国においてとられる措置によつてこの条約に適合しない課税を受け又は受けに至ると認める場合に、両国の法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である国の権限のある当局に対し、その事案について申立てをすることができる。</p> <p>2 その申立てが正当であると認められ、かつ、その権限のある当局が適当な解決を与えることができない場合には、その権限のある当局は、この条約に適合しない課税を回避するため、他方の国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努めるものとする。</p> <p>3 両国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努めるものとする。両国の権限のある当局は、また、この条約に規定されていない場合における一重課税を除去するため、相互に協議することができる。</p> <p>第二十七条</p>
--	---

オランダ王国政府のために
J・ルンス

オランダ王国政府のために

J・ルンス

この条の規定に基づいてこの条約が適用されたスリナム又はオランダ領アンティールについてのこの条約の適用は、両国政府が別段の合意をしない限り、この条約が第三十一条の規定に基づいてこの条約に適合しない課税を受け又は受けに至ると認める場合に、両国の法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である国の権限のある当局に対し、その事案について申立てをすることができる。

藤崎萬里

オランダ王国政府のために
J・ルンス

〔長谷川仁君登壇、拍手〕

○長谷川仁君 ただいま議題となりました二重課税の回避のためのマレイシアとの協定及びオランダとの条約につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

これらの条約は、我が国とマレイシア及びわが国とオランダとの間で、相手国にある支店等の恒久的施設を通じて事業を行なう場合の利得に対する相手国の課税基準、船舶、航空機の運用利得に対する課税減免並びに配当、利子及び使用料に対する課税軽減等について定めるとともに、二重課税を排除する方法について規定したものであります。結した旧条約のかかる新たなものであります。

委員会におきましたは、これら二件について熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

四月七日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、両件はいずれも多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

両件全部を問題に供します。両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたしました。

午前十一時四十九分休憩

午後一時三十四分開議
○副議長(安井謙君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

日程第十四、國務大臣の報告に関する件(日航機乗取り事件に関する報告)。

運輸大臣から

發言を許します。橋本運輸大臣。

私は、韓国に出発するに際し、總理大臣、官房長官、外務大臣等と協議し、乗客の安全を何よりも優先させるといふ人道主義の立場を政府の絶対的基本方針とすることを確認いたしました。

このように基本方針に基づき、金浦空港においては、四月一日及び二日の両日にわたり、犯人たるに對し、乗客を安全におろせば希望の場所へ飛行させる。したがつて、何とか乗客をおろしてもり、かつまた、御心配をかけましたことにつきましては、心から御礼申し上げると同時に、今回の事件に寄せられました御協力に対しても、深く感謝申しあげる次第であります。

日航機乗取り事件について、概略を御報告申しあげます。去る三月三十一日発生いたしました日本航空機「よど」号乗つ取り事件は、御承知のとおり、関係者の努力により、同日、板付飛行場において、老人、女子、子供ら二十三人が救出され、次いで四月三日、韓国金浦空港において、山村運輸政務次官が身がわりとなることを条件に、残りの九十九人の乗客全員とスチュワーデス四人が救出され、さらに四月五日には、北朝鮮から山村運輸政務次官及び機長はじめ三人の乗務員が「よど」号とともに帰国し、今後の犯人の取り扱いを別にいたしましたと、一応の解決を見た次第であります。

本事件の解決に至りますまでの間における各官及び機長ははじめ三人の乗務員が「よど」号とともに乗組み、機長は別途乗組んで、深く感謝申し上げる次第であります。

私は、事件発生後、即ち、山村運輸政務次官を韓国に派遣し、乗客及び乗務員の救出に当たらせることといたしましたが、私自身も、四月一日、政府の方針により、韓国へ運輸省の特別機で十七時十分金浦空港に到着し、同日夜から直ちに韓国当局と協議しつつ、みずから事態の処理に当たることとなつたのであります。

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、両件は承認することに決しました。

これにて休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、両件は承認することに決しました。

今後かかる事件の再発を防止するために、政府といたしましては、直ちにやれるものは最善を尽くし、その上、法的に必要なものは法律等を考へまして、諸般の対策を早急に講じてまいる所存であります。

今後かかる事件の再発を防止するために、政府といたしましては、直ちにやれるものは最善を尽くし、その上、法的に必要なものは法律等を考へまして、諸般の対策を早急に講じてまいる所存であります。

この間に、韓国当局は、軍事的にきわめて緊迫した状況下にあるにもかかわらず、このような日本に詰めかけ、乗客全員をおろすために不眠不休の機動を理解され、最大限の協力をしていただいだのであります。この点、深甚なる謝意を表すものであります。特に、韓国團體が統々と空港前に、今回の日航機乗つ取り事件に関して、参議院各党の議員各位にたいへんな御協力にあづかり、かつまた、御心配をかけましたことにつきましては、心から御礼申し上げると同時に、今回の事件に寄せられました御協力に対して、深く感謝申しあげる次第であります。

日航機乗つ取り事件について、概略を御報告申しあげます。去る三月三十一日発生いたしました日本航空機「よど」号乗つ取り事件は、御承知のとおり、関係者の努力により、同日、板付飛行場において、老人、女子、子供ら二十三人が救出され、次いで四月三日、韓国金浦空港において、山村運輸政務次官が身がわりとなることを条件に、残りの九十九人の乗客全員とスチュワーデス四人が救出され、さらに四月五日には、北朝鮮から山村運輸政務次官及び機長はじめ三人の乗務員が「よど」号とともに乗組み、機長は別途乗組んで、深く感謝申し上げる次第であります。

翌日もまた、たばこ、チューインガム等の嗜好品など要求するなど、休戦状態となり、犯人が平靜を取り戻したと思われます状態になりましたので、この時機を失せば最後の説得を行ない、無条件では乗客をどうしてもおろさないという犯人の静を理解して、最終の手段である山村政務次官自身が身がわりとして乗客全員をおろすよう提案し、これが犯人たちの受け入れるところとなつたのであります。この時間が二日の午後五時ごろであります。私としては、山村政務次官の申し入れであります。最愛の部下を人質に出すこととはまことに断腸の思いでありますたが、百余名の乗客を救出するためにはやむを得ない措置であったことを御了承願いたいと思うの

であります。犯人たちはこの真実を込めた提案を承諾し、一挙に解決の方向に向かったのが二日の十七時、私が金浦空港に到着いたしました二十三時と五十分目であります。金山大使、山村次官、韓国政府当局との水も漏らぬ協力一致の人

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) ただいまの報告に対し質問がござります。順次発言を許します。青木一男君。

〔青木一男君登壇、拍手〕

○青木一男君 私は、自由民主党を代表して、日航機「よど」号乗つ取り事件について、政府の報告に対し質問を申し上げます。

まず、百余人の乗客が飛行機の中で三日間監禁され、全国民を深い憂慮におとしいれた「よど」号の事件が比較的すみやかに解決し、全員無事に本国に帰還したことは何よりも喜ばしいことでござります。

この結果を見るに至つたことは、ひとえに韓国政府と北鮮政府当局の道主義の理念に基づく行為と協力によるものであり、深甚の謝意を表する次第であります。また、石田機長以下乗務員が、乗客の安全を第一義とし、冷静沈着、事に処し、よくその大任を果たした労苦を多し、深く感謝するものであります。さらに、身をもつて全乗客を救出した山村公務次官の勇気と犠牲的精神に対し深甚なる敬意をささげるとともに、かかる責任感の強い政治家をわれわれの同僚から出したことについて、無限の誇りを感じるものであります。(拍手)

私がふしきに思うことは、「よど」号事件についての国会の論戦、新聞の論調、「よど」号の羽田帰着のときの記者団の質問を通して、題目が「よど」号の福岡出発以後のこと集中されておるということであります。しかし、外国に飛んでしまってはわが国の思ひとおりにならないことはあたりまえであります。私は、問題の重点は、福岡を立たせたことにあると思います。全員無事に帰れたのであるから、今回のコースが最善であると思つてゐる人もあるかもしません。しかし、今回の成功には偶然の要素が多く、当時の条件下で福岡を立たせたことは、乗客の安全といふ見地からも非常に冒険だったと思います。また、乗客の安全、

即犯人の命に従うことであるときめている人も少なくありません。空中にあるときは、まさにそのとおりであります。たゞ、乗客の安全といふ基本方針からするとおりであります。地上で警察の保護範囲内にあります。同じ方式が通用するとなると警察無用論となるのであります。それでは犯罪の成

功を保障するようなもので、事件の再発防止ではなく、奨励になりかねないと思ひます。私は、地上では警察の責任で乗客の救出に全力を尽くすべきであつて、その点は他の犯罪の場合と異なるところがないと思ひます。警察の責任といつても、直ちに実力を行使することを意味するものではありません。警察も常に乗客の安全第一を考えるべきものでありますから、ケース・バイ・ケース、最善の道を講ずることになります。

「よど」号事件を顧みて反省すべき点は多々あります。今回のよろんな大事件は未然に防止できなかつたものかどうかという点、また、「よど」号の福岡出発を阻止して国内で問題を解決することができなかつたものかどうかという点、これらは、反しての離陸は、何びとの責任において行なわれたものであるか伺いたいと思ひます。石田機長の独断によるものと伝えられておりますが、その理由について、機長の報告したところを伺いたいとあります。今後の事件の再発防止のかぎとなるわけであります。その見地に立つて、以下質問申し上げます。

まず、運輸大臣に質問します。私は、運輸大臣の現地における苦心と努力に対しは敬意を表すものであります。たゞ、率直に言つて、あれだけの必死の努力を福岡空港で試みていただけは、なおよかつたと思うものであります。「よど」号を北鮮に向け出発させるかどうかはきわめて重大問題であり、日航からも指示を求めてきたと思います。運輸省としては、警察その他関係方面と協議して「よど」号を出発させない方針を決定し、現地に指令したと聞いておりますが、そのとおりであります。

本件のような事件の起きた場合、現地の最高責任者は何びとが当たるべきものであるか、行政機関及び総理に対する共通の質問であります。運輸大臣から一括して御答弁されてもけつこうであります。

次にお尋ねする問題は、運輸大臣、国家公安委員長及び総理に対する共通の質問でありますが、運輸大臣から一括して御答弁されてもけつこうであります。

本件のようないわゆる問題としての政府の見解を伺いたいと思います。

機長が飛行中に武器を使用して脅迫された場

なく、最も好ましい方法であったことは明らかであります。たゞ、乗客の安全といふ基本方針から見て適切であつたかどうかという点に問題がある

ことがあります。乗客救助の責任も警察の手に移つてゐるときには、なお、同じ方式が通用するとのことです。北鮮への出発を遅延した場合の機内の危険の程度についてはいろいろの見方があ

ります。

少なくとも早期帰還はむづかしかつたと思ひます。安全の道とは考えられなかつたと思ひます。安全の保証をとりつける前の北鮮行きは、明白に不法侵入でありますから、非常な冒険であり、したがつて、警察庁や運輸省が出发させないと決定したのは正しい判断だと思います。政府の方針に

反しての離陸は、何びとの責任において行なわれたものであるか伺いたいと思ひます。石田機長の独断によるものと伝えられておりますが、その理由について、機長の報告したところを伺いたいとあります。今後の事件の再発防止のかぎとなるわけであります。その見地に立つて、以下質問申し上げます。

反しての離陸は、何びとの責任において行なわれたものであるか伺いたいと思ひます。石田機長の

安全のためには北鮮に飛ぶ以外に方法なしと即断したことに問題があるのであります。この点は、日航の平素の教育訓練に関連があります。日航の制定した「機上不法行為に対する乗員の対応措置」という規程を見ますと、犯人から着陸を命ぜられた場合には、乗客がすみやかに解放されるようになります。

次に、運輸大臣にお尋ねします。今回の事件

で、「よど」号が着陸してからも、機長が、乗客の安全のためには北鮮に飛ぶ以外に方法なしと即断したことに問題があるのであります。この点は、日航の平素の教育訓練に関連があります。日航の制定した「機上不法行為に対する乗員の対応措置」という規程を見ますと、犯人から着陸を命ぜられた場合には、乗客がすみやかに解放されるようになります。

次に、運輸大臣にお尋ねします。今回の事件

で、「よど」号が着陸してからも、機長が、乗客の安全のためには北鮮に飛ぶ以外に方法なしと即断したことに問題があるのであります。この点は、日航の平素の教育訓練に関連があります。日航の制定した「機上不法行為に対する乗員の対応措置」という規程を見ますと、犯人から着陸を命ぜられた場合には、乗客がすみやかに解放されるようになります。

次に、国家公安委員長にお伺いします。今回の

重大犯人を国外に逃亡させ、また、乗客救済の任

務を自己の手で果たし得ず、韓国及び北鮮、その

官報(号外)

他諸国の援助を求めるべからくなつたといふことについて、心ある国民は非常に残念に思つておられます。いかなる事情があるにせよ、警察の威信を内外に失墜したものと思いますが、「よど」号事件について国家公安委員会の見るところを委員長より伺いたいと思います。

犯人は赤軍派の学生であつたということではありますが、武装蜂起の演習までやつて、大量に逮捕された過激分子の仲間である。また、北鮮またはキューバに渡つて軍事訓練を受ける計画を持つていると報ぜられた連中のいわさであります。徹底的に捜査し、今回のよろな大事件の発生を防止すべきではなかつたかと思う。公安委員長の見るところを伺いたいと思います。

現行法制は、国民の自由と人権を尊重擁護することに徹しておるため、犯罪予防を目的とする捜査が非常に困難となつてゐる。この法制上の不備が警察の事前防止の活動を制約しているという事情があるかないかを伺いたいと思います。

三月三十一日、警察庁は関係方面と協議の上

「よど」号を発進させないことを決意し、現地に指令したと聞いておりますが、その決定の理由と、それがどうして守られなかつたか、その間の事情を伺いたいと思います。

私は、あのときラジオを聞いていて、「よど」号を出発させるべきではないと考えた。イスラエル人を乗せたイスラ機と異なり、乗客に怨恨を持つわけでもなく、また外國に脱出を目的とする犯人が、自分も犠牲となる爆破をするはずがないと思ひました。また、逃亡不可能な場合であります。乗つ取りだけであるなら比較的軽い刑で済むのに、極刑を覚悟して殺傷をするはずがないと思ひました。また、やがてこそになるといふ危険もありますが、犯人が多数ということは、冷静な判断を期待できると思つたのであります。したがつて、「よど」号の出発を阻止しても、乗客に危害を加える危険性は比較的小ないと判断した。これに反し、北鮮へその了解なしに飛ぶことの危険率がは

るかに高いと判断したのであります。北鮮の空中、地上の警備が嚴重で、不法侵入機が撃墜され危険性があり、またかりに機が安全に着いたとしても、乗客の早期帰還は期待できないと判断しましたからであります。日航の長野部長は、参議院で、韓国が撃墜しないよう米軍に頼んだと証言しているほどであります。一部には、金浦に寄つたのがいけない、平壤に直行することが一番安全と思うものであります。したがつて、警察庁が出発阻止を決定したことは当然であると私も思ふ。

この種の大犯の再犯を防止するには、万難を排して犯人を逮捕して処罰し、その犯行目的を失敗に終わらせることが一つのきめ手であります。今回の事件で、犯人が国外脱出の目的を達成したことは遺憾であります。この見地から、今後に処する方針について、委員長の見解を伺いたいと思います。

次に、外務大臣にお伺いします。外務大臣は、三月三十一日夜の段階で、「よど」号の金浦空港出発に反対されていましたが、その理由について伺いたい。また、その理由は、「よど」号の福岡出発にも適用されるものであつたかどうかを伺いたいと思います。

次に、金浦における「よど」号の国際法上の地位についてお伺いします。「よど」号は航空協定によつてお伺いします。「よど」号は航空協定による合法的の存在ではない。犯罪による略奪された飛行機であり、その犯罪は金浦空港でも継続しており、「よど」号処理の管轄権は韓国側にあつたと思ひます。韓国政府はその法的地位にもかかわらず、よく日本側の意図を了解し、乗客の救出に全力を尽くしておられたいたことを見るところを伺いたいと思います。

「よど」号の北鮮側の取り扱いについてお伺いします。北鮮側が四月三日の「よど」号の乗り入れに不法侵入であり、有罪であるという見解をとつたからであります。日航の長野部長は、参議院で、韓国が撃墜しないよう米軍に頼んだと証言しているほどであります。一部には、金浦に寄つたのがいけない、平壤に直行することが一番安全と思うものであります。したがつて、警察庁が出発阻止を決定したことは当然であると私も思ふ。

三年三月の参議院予算委員会で、私は過激派全学連の暴力行動に対し、破壊活動防止法を発動して取り締まるべきではないかと質問したのに対し、法務大臣から、破防法を適用する方向で検討中であるとの答弁がありました。公安調査では、赤軍派学生に對して破防法を適用したのであるがどうか、これからやる方針であるかどうかを伺います。現行破防法は、その適用についてこまかく規定がついて、有効な事前取り締まりに適しない事情があるというならば、その事情を伺いたいと思います。

次に、総理にお尋ねいたします。今回の「よど」号事件でいろいろの国際問題が起つたのは、「よど」号を福岡から出発させたためであります。政府のとつた措置について批判や反対があるとすれば、その重点は福岡出発までの措置についてであるべきであります。三月三十一日、警察庁は「よど」号を出発させないといふ方針を決定した。それから、その重点は福岡出発までの措置についてであるべきであります。

次に、金浦における「よど」号の国際法上の地位についてお伺いします。「よど」号は航空協定によつてお伺いします。「よど」号は航空協定による合法的の存在ではない。犯罪による略奪された飛行機であり、その犯罪は金浦空港でも継続しており、「よど」号処理の管轄権は韓国側にあつたと思ひます。韓国政府はその法的地位にもかかわらず、よく日本側の意図を了解し、乗客の救出に全力を尽くしておられたいたことを見るところを伺いたいと思います。

が、総理のお考えを伺います。

次に、この種犯罪の再発防止には、政府はいかなる対策を考えているか伺いたい。刑罰法や条約の整備その他いろいろな案が含まれますが、根本的に、大学から大学に至るまで教育を刷新し、人倫の道を教え、この種の社会の平和を乱す犯罪は人道と文明への敵であり、許しがたい悪であるということをたき込む必要があります。それと同時に、大学や高校の学生が過激活動におちいる原因を除くことに努力せねばなりません。また、過激派学生に対する警察の取り締まりを徹底的に実行することあります。

また、この種非人道的の犯罪を許さないという思想が、これからやる方針であるかどうかを伺います。総理のお考えを伺いたいと思います。

国の中でも重要な行政である警察について、総理大臣が指揮監督権のないままの制度は憲法に抵触するといふのが私の持論であることは、総理も御存じのとおりであります。総理は今度の事件に関するところの不合理的と不便を感じられたかどうかを伺います。私もこの席で総理に対し、警察行政についての責任に觸れ得ないのをすこぶる遺憾に考えております。

次に、韓国と北鮮に対しても無条件に感謝すべきであり、非難めいた言辞を弄するのは非礼であると私は考えます。今回の事件を機として北鮮との関係を改善すべしとの説があります。漸次友好の関係を増すことはもちろん努力しなければなりませんが、今日の両国に対するわが国の基本的外交姿勢の差異は、複雑な国際的沿革のある結果でありまして、これを変更することは慎重を要するものと考えます。総理の御所見を伺つて私の質問を終わります。(拍手)

(号外) 報官

49

○國務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。
警察及び空港関係機関が、乗客の安全と救出といふ見地から、「よど」号の板付空港からの発進を阻止し、犯人を説得する方針で臨んだことは、當時の状況下では妥当なものであつたと私は考えます。しかし、残念ながら、結果的には、関係者の期待した日本国内での解決はできないで、近隣諸国に多大の迷惑をかける次第となつたことはきわめて遺憾に存じます。また、乗客、乗務員を板付空港で救出することができなかつたのは、犯入たちが凶器を用いて乗客、乗務員を脅迫し、無理やりに「よど」号を発進させたためであり、機長としては、急迫した機内の情勢から見て、乗客の安全を確保するためには、犯人の目的地に飛行する以外に方法はないと判断して、空港の許可なく離陸したものでござります。この点をぜひ御理解いただきたいと思います。

青木君が御指摘のとおり、今回の事件は人間性を逸脱した、手段を選ばぬ暴挙であり、憎むべき反社会的行為であると言わざるを得ません。政府としては、再びかかる事件が起らぬよう万全の措置を講ずる方針であります。特に極左暴力集団の取り締まりを徹底させると同時に、航空機利用の犯罪に対しても重い刑罰を定めた特別の罰則を設けることを検討しております。また、若い世代が正しい価値観を持つように、今後、学校教育の面についても徳性の涵養に一そら努力したいと考えております。いずれにいたしましても、これは国民全体の問題であり、人間尊重の国民世論を喚起するようつとめてまいる決意であります。

次に、警察の指揮監督の問題であります。本件処理にあたつて、警察が直接総理大臣の指揮監督下にないことによつて不都合が生じたことは一つあります。現在の国家公安委員会が警察を管理している体制で何ら問題はないと考えております。

次に、昨日も衆議院本会議で橋本運輸大臣が御説明したことによりまして、本事件については、

大多数の国民の御理解を得たものと確信いたしましたが、今回もその方針で処したわけであります。
○國務大臣(橋本登美三郎君) 「國務大臣橋本登美三郎君、拍手」
〔國務大臣橋本登美三郎君登壇、拍手〕
官 お答えを申し上げます。

このうち、佐藤総理から御答弁がありましたので、重複を避けまして、私関係のものだけを申し上げたいと存じます。

御承知のように、今回の事件は非常急迫の事件であります。通常の飛行機の運航という、平常運航の状態ではありませんので、したがつて、福岡空港における事態は、すでに刑事案件とともに、航空行政といましまよ、飛行行政とが一緒になつた事件であります。したがつて、飛行機が地上にあります場合は、当然、警察を中心にして空港当局が協力してこれを解決する、これが大体の、当然の方針でありますし、もし、この飛行機問題を持つた飛行機が国外に出た場合は、外務省その他防衛庁、関係当局と協力してこれを解決

する、これが私たちのとつておる態度であります。また、今回もその方針で処したわけであります。
○國務大臣(橋本登美三郎君) 「國務大臣橋本登美三郎君、拍手」
〔國務大臣橋本登美三郎君登壇、拍手〕
官 お答えを申し上げます。

このうち、佐藤総理から御答弁がありましたので、重複を避けまして、私関係のものだけを申し上げたいと存じます。

御承知のように、今回の事件は非常急迫の事件であります。通常の飛行機の運航といましまよ、飛行行政といましまよ、飛行行政とが一緒になつた事件であります。したがつて、飛行機が地上にあります場合は、当然、警察を中心にして空港当局が協力してこれを解決する、これが大体の、当然の方針でありますし、もし、この飛行機問題を持つた飛行機が国外に出た場合は、外務

省その他防衛庁、関係当局と協力してこれを解決する、これが大体の、当然の方針でありますし、もし、この飛行機問題を持つた飛行機が国外に出た場合は、外務省その他防衛庁、関係当局と協力してこれを解決する、これが大体の、当然の方針でありますし、もし、この飛行機問題を持つた飛行機が国外に出た場合は、外務

省その他防衛庁、関係当局と協力してこれを解決する、これが大体の、当然の方針でありますし、もし、この飛行機問題を持つた飛行機が国外に出た場合は、外務

三二二
に申し上げたいと思います。

す。(拍手)

○國務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。

今回のような大規模な乗つ取り事件は未然に防止できなかつたものか、福岡で犯人を逮捕し、乗客全員を警察の手で救出することができなかつたものかと、お尋ねでございます。赤軍派については、その構成員の動向を厳重に監視していたのであります。本事案について事前の情報をキャッチし得なかつたことは、まことに遺憾であります。

また、本事案の処理にあたっては、警察として、あくまで「よど」号を板付空港から発進させないという、空港関係機関との間でも一致した方針のもとに、考えられるすべての手段を尽くして安全救出につとめましたが、発進を阻止し得なかつたものでございます。本件事案を未然に防止し得なかつたこと、並びに板付空港で乗客、乗組員の緊密に連絡、協力して、万全の措置を講じてまいりたいと存じます。

次に、赤軍派は武装蜂起の演習までした過激分子の仲間であるので、予防措置について、もつと万全をはかるべきではなかつたかといふお尋ねでございます。警察は、赤軍派の不法行為を未然に防止するため、従来からその行動の把握につとめてまいりました。その結果、今日まで、四十四件、二百八十八人を検挙し、三月に入つてからも、赤軍派の最高幹部である塩見幸也議長ら四人の幹部を検挙しております。今回の日航機乗つ取り事件に関する企画を事前に把握できなかつたことはまことに残念でございます。赤軍派は、相次ぐ検挙によって、最近では組織を地下にもぐらせており、その動向を把握することはかなり困難な状況になつていますが、警察としては、国民から負

託された治安維持の重責を果たすべく、現行法令に基づき厳正な警察措置を講じて、赤軍派などの不法事案の未然防止に万全を期する所存でございます。

次に、三月三十一日、警察庁は「よど」号を出発させないと決定しているが、その理由等についてどう考えるかといふお尋ねでございます。警察が「よど」号を板付空港から発進させないという方針をきめましたのは、本事案が日本国内において発生した事案であるので、警察としては、乗客、乗り組み員の安全救出及び犯人の検挙を行なうべきものであると判断したからであります。このような観点から、警察、空港関係機関の一一致した方針として、「よど」号を板付空港から発進させないためにあらゆる手段を尽くし、その上で救出、検挙のため種々対策を講ずるよう準備しているところであります。しかしながら、犯人たちは、乗客、乗務員を人質として、凶器を使用して脅迫態度を変えず、また、老人、子供など一部乗客をおろすやいなや、突然の発進をしたために、結果的には、発進阻止のための技術的手段も功を奏せず、まことに残念ながら、本事件を国内で解決できなかつたものでございます。

〔國務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○國務大臣(愛知揆一君) 本件の処理にあたりましては、終始一貫、人命の保護、人道的な取り扱いといふことに徹してまいりました次第でございます。

お尋ねの第一点でございますが、三月三十一日夜の段階ではどういう考え方であったかといふことは、どうぞ、三十日夜の段階では、日航機「よど」号の安全航行について、いまだ北朝鮮側からの保証は得られていないかつたわけでございまして、この点から申しましても、私どもとしては感謝いたしましたが、それから、第三の、犯人が現在北鮮においてどういう状況にあるかといふお尋ねでございますが、これについて、関連いたしますから、ちょっとお尋ねでございます。

お尋ねの第二点でございますが、三月三十一日の航空機は出入りや航行の安全その他に關して、その相手国の規制に服するのが当然でありますから、領土内、つまり韓国領土内に着陸している外国航空機、すなわち、「よど」号も同様でござります。そのような法律関係でありますにもかかわらず、韓国政府は、わがほうと完全な協力体制をとり、日航機が平壤に到着したならば、山村次官及び乗組み員を乗せて、平壤から直ちに日本向け出発できるよう休戦委員会を通じて北朝鮮側に申し入れをいたしましたのでございます。その要請によりまして、一般旅客の安全が保証され、そうして、次いで同次官及び乗組み員三名の出発が確定いたす時期におきました。時を移さず、さらに入手することができました。このことは、同日の北朝鮮側は、同日の午後七時ごろ、この日午後六時八分でございましたのでございました。引き続き四月三日に、山村次官の勇気ある行動によりまして、一般旅客の安全が保証され、そうして、平壤までの安全飛行、搭乗しておる者に対する人道的待遇を保証する旨の回答をわりあい早く入手することができました。このことは、同日の北朝鮮側は、同日の午後七時ごろ、この日午後六時八分でございましたのでございました。引き続き四月三日に、山村次官の勇気ある行動によりまして、一般旅客の安全が保証され、そうして、平壤までの安全飛行、搭乗しておる者に対する人道的待遇を保証する旨の回答をわりあい早く入手することができました。このことは、同日の北朝鮮側は、同日の午後七時ごろ、この日午後六時八分でございましたのでございました。

お尋ねの第三点でございますが、三月三十一日夜の段階ではどういう考え方であったかといふことは、どうぞ、三十日夜の段階では、日航機「よど」号の安全航行について、いまだ北朝鮮側からの保証は得られていないかつたわけでございまして、この点から申しましても、私どもとしては感謝いたしましたが、それから、第三の、犯人が現在北鮮においてどういう状況にあるかといふお尋ねでございますが、これについて、関連いたしますから、ちょっとお尋ねでございます。

から、人道的な取り扱い、早期返還ということを申入れておりました。その期待に沿って、山村次官等を機体とともにすみやかに返還してくれましたことは、私どもとして、北鮮側に対して、この人道的な措置に対して深く感謝をいたしております。次第でございます。以上が、「よど」号が平壤に参りました、また帰りましたときの背景でござります。

次に、残された犯人が北鮮においてどういう状態にあるかということにつきましては、ただいま現在のところでは、遺憾ながら、その現状はどういうふうになっておるかということについて御報告を申し上げ得る的確な諸情報あるいは資料を持ち合わせておりませんことを御了解いただきたいと存じます。

以上お答え申し上げます。(拍手)

〔國務大臣小林武治君登壇、拍手〕

○國務大臣(小林武治君) 破防法の適用の問題でござりますが、過去におきました、これらの団体に対して破壊活動防止法を適用したことはありません。しかし、実は四十三年の、青木議員の御質問の次第もあつたのであります。が、當時、いわゆるまあ第一次、第二次羽田事件と、こういうものを契機にいたしまして、当時の三派全学連に対しまして破壊活動防止法を適用するということを法務省当局においても真剣に考慮したのであります。が、その際の調査におきましては、彼らの組織がきわめて流動的であり、また、たとえば一昨年七月には三派全学連は中核派全学連と反帝全学連に分裂し、さらに昨年七月にはこの反帝全学連から解放派全学連と、こういうものが分離をいたしましたのであります。彼らの離合集散がきわめてひんぱんであり、しかも役職員というものが相当数が毎年交代をいたしておる、一方、多くの役職員が刑事犯人として検挙されるなどの諸般の事情を持ったために実は適用しなかつたと、こういうことに相なつておるのであります。

しかして、今回の赤軍派の問題であります。これは昨年九月、共産主義者同盟から分裂したきわめて過激なグループであります。昨年の秋、山梨県等におきまして彼らを大量に逮捕し、壊滅的な打撃を与えておつたのであります。が、本年に入りましてやや勢力を回復してきておると、このような状態であります。私どもは赤軍派に対しましてはその実態の調査を進めておりますが、何と申しましても、ただいま申しましたように、その状態はきわめて流動的で、十分なまだ調査ができるおらないのであります。これをいま推し進めておりますので、その結果いかんによつては、われわれとしても決然たる態度をもつてこれに対処いたしたいと、かよう考へておるところでござります。(拍手)

○副議長(安井謙君) 濱谷英行君。

〔濱谷英行君登壇、拍手〕

○濱谷英行君 私は、日本社会党を代表して、ただいま報告のありました日航機乗つ取り事件について、総理はじめ関係閣僚に若干の質問をいたします。

今回の事件が、乗客及び乗務員に一名の犠牲者も出さず、機体もともと無事帰国できたことを、何はともあれ喜びたいと思います。

また、今日に至るまでの経緯は別といたしましても、橋本運輸大臣並びに山村政務次官の献身的な御努力と、石田機長をはじめ乗組員各位の冷靜沈着な措置に対して深く敬意を表明する次第であります。

われわれは、今回の事件では、何よりも人命が大切である。一刻も早く乗客と乗務員を無事に救い出さなければならぬといふ立場に立つて、党派を越えて協力し、国会における問題の取り上げ方にも慎重な配慮をしてきたつもりであります。しかし、いま、この事件を振り返つて詳細に検討してみると、依然として不可解な点が残されております。昨日の衆議院本会議における各党

の質問、参議院の予算、運輸両委員会の質疑を通じて明らかにされた限りでは、われわれの抱いていた疑惑が少しも解明されおりません。その疑惑の最大のポイントは、「よど」号がなぜ板付を飛び立つてから金浦に着陸するに至つたかという点であります。問題の解決は板付に着いておる所と私も同意見でございますが、金浦に着陸するに至つたという点では、多くのわからない点が残されております。三月三十一日、事件発生直後、これはテレビにも新聞にも明確に伝えられたことではあります。が、警察署より福岡県警に対する指示は、人質を乗せたまま飛び立つ場合でも、北朝鮮に直行せず、国内の他の空港か韓国に着陸せよとあります。が、金浦着陸については全く関知しないし、指示議事録によればこのように述べておられます。「どうも北鮮の飛行場は使えそうないといふか、北鮮で入国を拒否しているんではないかと思える節があるわけでござります。したがつて、北鮮上空から南下をしつつあるような話でござります。ただいま行く先がわからない。案外、われわれは心配はしているが、福岡まで帰つてくるかもわからない、あるいは途中でとまるかもわからない、そういうよくな状態でござります。」総理は、こう述べているのであります。が、飛行機は途中でとまるかもわからないといつても、空港のないところでも、かつて鳥がとまるようにはとまれないのでありますから、このことは、暗に韓国の金浦に着陸することを暗示しているように聞き取れるわけあります。(拍手)

われわれは、今回の事件では、何よりも人命が大切である。一刻も早く乗客と乗務員を無事に救い出さなければならぬといふ立場に立つて、党派を越えて協力し、国会における問題の取り上げ方にも慎重な配慮をしてきたつもりであります。そしてその次に、「いまメモが入ったところのその情報では、一たん北鮮に入り、三十八度線以南では韓国の飛行機がエスコート、それから北鮮上空になつてから、北鮮の飛行機がこれを追つ払つたといふことになり、日航機を南下させて、金浦飛行場に着陸許可を求めている」云々、以上が総理の答弁の一部であります。警察署から福岡県警に対する指示や、当日の総理の報

不時着ではなく、周到に、綿密に計画をされ、誘導された「よど」号捕獲のためのわなであったといふことになるのであります。

赤軍派と称せられる犯人グループの意図が那邊にあるか知るよしもありませんが、もちろんこのような事件を計画し、実行することは、犯罪の中でも悪質で、その動機のいかんにかかわらず、全く許しがたいものがあります。したがって、犯人を逮捕するためには、なんを準備することをあなたがち非難すべきことではないかもしれません。しかし、日本政府が関知せず、依頼もしていない段階で、多くの危険をおかしてこの種のわなをかけることは、きわめて重大な問題があるのでないでしょうか。まかり間違えば、金浦に着陸したために「よど」号乗客の生命はどうなつていただかわかれません。もしも犯人が、山村政務次官と乗客との交換交渉をあくまで拒否したならば、あるいは韓国政府が、伝えられるように乗客をおろすまで無期限抑留という強硬態度に固執したならば、どういうことになつたのでありますようか。不測の犠牲者を出す可能性は十分にあつたと言わなければなりません。結果において、飛行機も乗客も無事で済んだものの、全く危険な橋を渡り、乗客は長期監禁の世界新記録の中で、四日間にわたる地獄の責め苦を味わつたのであります。金浦着陸といふよけいな道くさは、人命尊重という大原則が全く名ばかりで、人権も人命も、政治的恩顧のメソツの犠牲になつた好例であります。なぜ「よど」号を金浦に着陸させなければならなかつたのか。このよらなばかけた小細工に日本政府がほんとうに関与していないのならば、一体だれがたくさんだとか。アメリカか、韓国か、あるいは両国共謀か、いずれかということにならざるを得ないと思うのであります。調査をして真相を明らかにすることが国民の疑惑を晴らすことではないかと思うのであります。が、総理の御答弁を求めるものであります。

今回の事件で韓国と朝鮮民主主義人民共和国双

方に多大の迷惑をかけたことは、率直に認めなければならぬところであります。それはそれとも、世界じゅうに知れ渡つた今回の事件の最も疑惑に満ちたポイントを明らかにすることは、どうしても避けではならないことであると信じ、いままで明らかにされていないだけに、あえてこの点を質問をするものであります。

また、今回の日航機乗取り事件は、乗客、乗員、飛行機が無事帰つただけで、犯人はみな取り逃がしております。その意味では、問題が解決したことにはなりません。外交のない国に逃げ込んだ犯人の処置は、今後の類似犯罪行為を防止する上でもきわめて重要だと思うのであります。政府としてはどのように対処されるか、この点も絶対に明確にしておきます。その意味では、問題が解決したことにはなりません。外交のない国に逃げ込んだ犯人の処置は、今後の類似犯罪行為を防止する上でもきわめて重要だと思うのであります。政府としてはどのように対処されるか、この点も絶対に明確にしておきます。

次に、運輸大臣にお伺いをいたします。すでに運輸大臣には、各委員会等においても質疑が行なわれておりますので、あえて重複を避けまして、いままで触れられていない問題について若干質問いたします。

今回は国内線の飛行機が対象になりましたが、飛行機の場合だけではなくて、船舶の場合もあり得ると思わなければならぬと思うであります。が、そのような想定に基づいた教育、訓練等を行なっているのかどうか。特に、最近は合理化で船舶乗り組み員も少なくなつておりますので、もしも今回のような集団での乗つ取りを計画されることがやつているのかどうか。うその情報で自衛隊が行動するような事態が起きたならば、その危険度は「よど」号事件の比ではないと思うのであります。

米軍筋の未確認情報に、当てにならない情報が意外に多いということを発見したのは、「よど」号事件の収獲ではないかと思うのであります。が、わが國が他国の紛争の渦中に巻き込まれないためにも、米軍情報に対する冷靜に対処する必要があると思うのであります。大臣の見解を承りたいと思います。

法務大臣にお尋ねをいたしますが、いかに法律を制定し、条約を批准し、国際協定を締結しても、この種の犯罪が起きて犯人が逃げ込むおそれのある当事国と外交が結ばれていないけれども、対空砲火などというものは、もしあったとすれば、こまかしがきかないのです。人知れずぶつけなすという性格のものじやありません。この種の情報源がいすれも米軍というところでありますけれども、うその情報で自衛隊が行動するようなる事態が起きたならば、その危険度は「よど」号事件の比ではないと思うのであります。

米軍筋の未確認情報に、当てにならない情報が意外に多いということを発見したのは、「よど」号事件の収獲ではないかと思うのであります。が、わが國が他国の紛争の渦中に巻き込まれないためにも、米軍情報に対する冷靜に対処する必要があると思うのであります。大臣の見解を承りたいと思います。

法務大臣にお尋ねをいたいと思います。今国会に固く合うように航空機強奪の罪に対する罰則を定めることであります。が、わが國の周辺の国々と条約を結び、通常の国交関係が存在をしていたとすれば、犯人がこの国に逃げ込むことを可能とする条件もなかつたかもしません。また、この種の犯罪を防止する何よりも有効なきめ手としては、重い刑事罰を用意する以上に、わが國の周辺の国々と条約を結び、犯人の逃げ込める国を置かないことではないかと思うのであります。おそらく航空機がいかに発達をしても、日本から中南米まで乗つ取りの飛行機で飛ぶことは困難だと思います。だとすれば、今後のことを考えた場合、類似の犯罪者の目標となる対

防衛庁長官は事件当初、未確認情報でだいぶ人

象國は、朝鮮民主主義人民共和国と中華人民共和国が考えられます。総理は昨日の衆議院本会議で、北朝鮮を敵視したことはないということをお答えになっております。しかし、実際は鎖国同然の関係が何ら進展しておらないのが実情であります。人道上の問題である在日朝鮮人諸君の帰国問題すら暗礁に乗り上げ、万国博のような平和的催しすらボイコットして、ことばの上だけで敵視しないと言つても、実感はわからないのであります。南北朝鮮といふ分裂国家の不幸な現状は、われわれの手で簡単に片づくものとは思われませんが、今回の事件からは、政府も多くの教訓を得たはあります。教訓を生かすことのできない者は政治家の資格がないと言わなければなりません。今回のような事件の再発を防止するだけでなく、ゆがめられた国と国との関係を開拓するためには、いかなる努力を払う用意があるか、決意のほどを明らかにしていただきことを期待いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) 濱谷君にお答えいたしました。

今回の問題で、ただいま御指摘になりましたように、乗客並びに搭乗員、また山村政務次官、さらによると自身も無事に帰ってきたことは、何よりも喜ばしいことであり、私どもも、その間に、関係された社会党はじめ各党、また関係各国にも御協力願つたことを心から厚くお礼を申し上げておきます。

そこで、そういう中にもただいま御指摘になりましたように、反省してみると、なお幾多の問題があるようになります。あのときにこうしておきました。金浦空港に着いたときの問題がござります。最初から金浦空港に着くことが予定されていましたんじやないか、こういふような質問をお持ちのおられる方にも多數ある

と思ひます。昨日の衆議院での質問にも答えたのでございますが、だれも金浦空港に着くことを指示したものはございません。私は、機長は――(そこがおかしいんだ)と呼ぶ者あり)それがとにかくわからないことですが、機長自身が幾多の通信をいろいろ発しておますが、どうもその点が、平壤からの通信をキャッチできなかつた、こゝいう状態でございますので、そこらに問題があつたではないだろうかと思います。私は、とにかくいすれにいたしましても、経過から見ましても結果はよかつた。しかし、ただいま言われるよう、最初からだれか指示したものがあるのぢやないが、こういふような疑問が残る。こういふことについて、私は、もうだれもそういうことについて指示したのはございませんと、はつきり申し上げます。ただいまこれは、記者会見で石田機長が帰つてからこの間の事情もお話をしておりますので、私どもは、この石田機長の記者会見、その事実をそのまま御報告申し上げる以外に材料のないことをこの際御了解願いたいと思います。

ところで、まだ問題は、御指摘になりましたよう全部が解決したわけではありません。これからまだ犯人がどうくなるのか、犯人を取り逃がしておいて問題解決したと、これの見えないことも、ただいま濱谷君の御指摘のとおりであります。しかし、この犯人がただいま北朝鮮当局からどんな扱い方をされるか、また、これに対しても御協力願つたことを心から厚くお礼を申し上げるわけにはまいりませんが、國法を乱つたといふこと、これはもうつきりしておりますので、私どもは、犯人が北朝鮮でどんな待遇を受けるか、それは別といたしまして、政府自身としては、この犯人が早い時期にわが國に帰つてきたり逃がしておいて問題解決したと、これの見えないものなどをどういう時点でとらえるか。それからもう一つは、国外に逃亡する。あるいはまた、農船だつて船ばかり船であります。漁船も同様であります。したがつて、奪取される被害者になるべき船といふものをどういう時点でとらえるか。それからもう二つの問題は運輸委員会等でまた御質問があります。他の問題は運輸委員会等でまた御質問がありますが、北朝鮮だけと云々といふような狭い考え方でこの問題を解決するわけにいかない、これまた御了解をいただきたいと思います。(拍手)

〔國務大臣橋本登美三郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(橋本登美三郎君) 私に対する濱谷さ

んの御質問は、機長の権限と船舶の乗つ取り事件等について、今回の法改正等の考え方がないかとい

う二つの問題に限られているようであります。そし

て、機長の権限につきましては、現行法ではほとん

どその権限が明らかになつておません。あい

うように数が三百五百と、将来だんだんと大き

くなつてまいるのでありますからして、したがつて、やはり警察権といいますか、機内の秩序維持

の権限及び機内におけるところのさゝうな警察権

的な権限は、どうしてもこれは与える必要がある

が、その点はしばらくの時間的猶豫をいただかせたいと思います

で、御了承願います。

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 日米安保条約に基

いて日本とアメリカとの間には情報の交換をやつ

ております。当面の状態は、いましばらくその推移を見なければ、今日とやかく申し上げると、せつ

(外)号報官

機の安全航行を韓國の領域外においてもお願ひするため、米軍を通じまして韓國軍に「よど」号の安全航行をお願いいたしました。そういうかげんで、米軍からいろいろな情報が当方に入つてまいりましたが、その中に、韓國軍から米軍を通じて来た情報として、対空砲火もあるいはミグ戦闘機の機影の問題があつたのであります。これらは未確認情報として参考のために新聞記者の皆さんに申し上げたのでございまして、公式の話として申したのではございません。当時、どういう情勢かということを非常に聞かれ、何でもいいから国民に知らせろと、そういう御要望もありましたので、手のうちを全部さらけ出して、秘密主義をとらなかつたのでございます。そこで、対空砲火につきましては、これはいまでもよくわかりません。しかし、そういう記録は確かに残つてござります。ミグの機影につきましては、韓国の三十度線のこつ側のレーダーに写つたというのがござります。想像しますに、三十八度線に沿つて「よど」号が入つてくるときには、最初は一万八千フィートくらいであった。それが八千五百フィートくらいにまで下がつてしましました。ですから、ミグ戦闘機が、先方で一万五、六千フィートの高いところから見ておれば、当然「よど」号にはわからないわけであります。あるいは対空砲火にいたしましても、うしろで撃つた場合には、前の「よど」号の機長は前方を注意しているからわからない。だから、あつたという実事もございませんし、なかつたと断言することもできない。そういう意味で未確認として考えておるわけであります。

私は、きのう実は山村政務次官並びに松尾日航社長と直接いろいろお話をしまして聞いたのであります。もしあがくされば、どこでちょっと申し上げたいと思いますが、よろしめうございました、瀬谷さん。よろしければ申し上げますが、あとにしろというならあとにいたします。——それ

では申し上げますが、実は、金浦飛行場においては非常に緊迫した空氣があつたようです。と申しますのは、これは韓國の飛行場だということを賊が知つたときに非常に激高して、犯人の一人が酸素のバルブをあけたそうですね。酸素マスクの機内に酸素が非常に充満してきて、マッチ一本すつに酸素が非常に充満してきて、マッチ一本すつたら、ぱあっと爆発するという危険が出てきた。主犯の田宮があわてて飛んでいってバルブを締めた。そういうことがあつたそうです。それから山村君を乗せて飛び立ちましたときに、田宮は、初め非常に激高して山村君をなじつたそらであります。が、その後に気分がとけてきて、田宮が来て言ひには、これから東京へ行こうと思うがどうかと、そう言つたそらです。それで、山村君が言うには、とんでもない話だ。福岡県でも実はバルブを締めて飛ぶのをやめさせようとしましたのだ、それで作業員がころがり落ちたのを君は見なかつたのかと言えば、そう言えば何かそういうようなことがあつたと言つております。それから平壌の美林の飛行場に来たときには夕方で、あと五分くらくらいで視界が見えなくなつた。そこで、一つ小さい飛行場があつたそらですが、三回くらい回つて、ここは降りられない、次の飛行場に来て、もう時間がないということで強行着陸しようということになりました。そのためには、なかなかわらず、時効を一々外國逃亡の者は、いかなる場合において日本に來ても時効を中断できない。そういう趣旨のために、これらの犯罪人の身柄、身元等が判明いたしましたすれば起訴手続をとする、こういうことも検討いたしております。

○國務大臣(小林武治君)　この凶悪犯罪を犯した者たちに対しまして、通常の筋を申し上げれば、日本は犯罪人の引き渡しを要請するといふことが当然でございます。しかして、私どもといつましては、これらの者の最近における処置いかんにかかわらず、時効を一々外國逃亡の者は、いかなる時点において日本に來ても時効を中断できません。そういう趣旨のために、これらの犯罪人の身柄、身元等が判明いたしましたれば起訴手続をする、このこととも検討いたしておるのでござります。

○副議長(安井謙君)　内田善利君。

○内田善利君　私は、公明党を代表して、このたびの日航機「よど」号乗取り事件に關する運輸大臣報告について、重要な幾つかの問題点をあげ、總理並びに関係閣僚にその見解をお伺いするものでございます。

第一に、今回の事件は、わが国にとって初めての経験であり、いろいろの教訓が含まれていてることに心をとどめねばならないと思うのであります。中南米諸國のように、この種の事件に対するなれないだけに、事件をより複雑にして、その解決がおくれてしまったことを深く反省すべきである。このたびの単立法の際にも、できたら船舶も包含せしめたらどうか。かようなことを考えておるのであります。こうしたハイジャックに対する國際慣例としては、人命を第一として、犯人の言いなりになることとされているのであります。このことは、アテマラ政府が犯人の要求を受けたがために起つたアテマラ駐在の西独大使殺害事件からその教訓を学ぶことができるのです。

滑走路にセンターラインがないために前方が見えない。これはもう非常にむづかしいといつて、決死の勢いでそのときは上がつたそうです。そして飛行機をようやく浮揚したときに、あのおとなしい沈着な江崎副操縦士が山村君のほうを見て、「政務次官やつた」と言って、こおどりして喜んだ。ですから、よほど上がるということもむづかしかったのではないかと思います。しかし、それから主犯の田宮があわてて飛んでいってバルブを締めた。そういうことがあつたそうです。それから山村君を乗せて飛び立ちましたときに、田宮は、初め非常に激高して山村君をなじつたそらであります。が、その後に気分がとけてきて、田宮が来て言ひには、これから東京へ行こうと思うがどうかと、そう言つたそらです。それで、山村君が言つたには、とんでもない話だ。福岡県でも実はバルブを締めて飛ぶのをやめさせようとしましたのだ、それで作業員がころがり落ちたのを君は見なかつたのかと言えば、そう言えば何かそういうようなことがあつたと言つております。それから平壌の美林の飛行場に来たときには夕方で、あと五分くらくらいで視界が見えなくなつた。そこで、一つ小さい飛行場があつたそらですが、三回くらい回つて、ここは降りられない、次の飛行場に来て、もう時間がないということで強行着陸しようということになりました。そのためには、なかなかわらず、時効を一々外國逃亡の者は、いかなる時点において日本に來ても時効を中断できません。そういう趣旨のために、これらの犯罪人の身柄、身元等が判明いたしましたれば起訴手続をする、このこととも検討いたしておるのでござります。

○國務大臣(愛知揆一君)　すでに總理大臣からお答えがございましたから、ごく簡単に申し上げますが、國際緊張の緩和を旨とするということは、政府としての外交政策の基本の一つの大きな柱でございますから、情勢の許す限り未承認国との関係を改善したいという考え方を持っています。しかし、それぞれの未承認国につきまして、また、その未承認国との周辺の環境、日本との関係、いろいろ複雑な事情がござりますから、冷静に勘案いたしまして、わが國益の上に立つて適切な措置を慎重に講じたい、これが原則的な考え方でございます。北朝鮮につきましては、今回の事件の経緯のみから、百八十度にこれに對する外交政策を転換するというのには、私は率直に申しまして、あまりにも現実の情勢がきびしいと考えるものでございまして、外交姿勢の転換といふことを考えるのは、冷静に、また慎重にいたすべきことと考えております。(拍手)

○國務大臣愛知揆一君答へ
〔国務大臣愛知揆一君答へ 拍手〕

あります。この点、幸いにも今回、全乗客、全乗務員が救出されました。国民にとつてまことに喜ばしい限りでございます。しかしながら、無事生還したからといって、それでよしとするのではなく、ハイジャックの事件解決対策として、人命尊重のあり方について大いに反省しなければならないと考えるものであります。山村政務次官の平壤到着後、北朝鮮側が一時態度を硬化させたことがあつたにせよ、ともかく無事帰還に全面的に協力してくれた人道的行為に対し、そこに至るまでの政府の態度の中に、わが国の信義が國際世論からかえって疑われるることになりかねないような言動があつたことはいなめない事實であります。再三否定はしておられます、政府の作為的行為、さらにはトリック、小細工等があつたのではないかといふ点について、深く反省を求めるものであります。この点について總理の御見解をお伺いしたいと思ひます。

第二に、この種乗っ取り事件は、わが国航空史上初めてのことであり、痛恨する方なきことであります、いわゆる七十年の問題として、ことしは特にこのような悪質な事件が予想されるわけであります。そこで、このたびの事件に照らして、今後、航空機の乗客のチェックについてはどのような態度で臨むのか、運輸大臣並びに国家公安委員長にお伺いするものであります。

第三に、私は凶器探知機について積極的に研究開発すべきだと思うのであります。米国では切符販売時ににおけるチェックの方法に心理学まで応用しようという動きもあるや聞いておるのであります、今回の事件の重大さから考えても、科学的な予防措置についても取り入れる必要があるのではないかと思うのであります。國家公安委員長にその見解をお伺いするものでございます。

また、特に国内線、国際線を問わず、旅客機を利用する人々が急増しており、加えて万国博覧会に来場する多くの海外の人々を安心して気持ちよく迎えることが、今後の国際社会におけるわ

が國の立場がより深く理解されることにつながるわけであります。しかし、万が一、警備のあり方に不手ぎわを生ずるならば、わが國の立場を不利にしかねない要素をはらんでいるだけに、その丁寧な作法と慎重な取り扱いを強く要望するものであります。

第四に、航空機の安全航行に関するお伺いした

いと思います。御承知のように、航空機の構造上

必ず得ないことではあります、そのためには

も、今後は航空機に何らかの特殊な裝備を考える

必要がありますのではないか。特に人質をたてにして

乗っ取りを企てる、その実行が不可能になるよ

うな構造を考えるべきではないか。また、機長の

航空機内の警備権の強化、航空保安官の配乗等を

きめるべきだと思うが、この点についてどのように

に考えられるのか。先ほどの乗客に対するチェック

の強化にも関連して、今後の研究課題ではない

かと考えますが、これらの点について運輸大臣並

びに国家公安委員長の見解をお伺いたします。

第五番目に、報道規制についてであります、福岡における警察の処置に関しては、その情報が

犯人に漏洩されたことを各新聞が報じており

ます。これは犯人側が持ち込んだと思われるラジオによるものであります、こうした事態が起こ

り得ることはきわめて常識的なことであります。

これは確かに難問ではあります、こうした事件

であるという共同意識を育てていくオピニオン・

リーダーとなつて行くために、今後の外交政策を

再検討すべきではないかと思うものであります。

これは確かに難問ではあります、こうした事件

の背景にあるものを考えて、この地球に対立

した二つの世界があることが、どれほど問題を複

雑にしているか、はかり知れないものがあります。

全人類の平和と繁栄のため、この種乗っ取り

事件等はもちろんのこと、すべての暴力を否定

されるとともに、その暴力をもたらす手段を否

定するとの見解をもつて、世界の平和、人類の眞の幸福を

拓來するための新しい外交政策を展開すべきで

あると思うものであります。この点について外務大

臣にその見解をお伺いたします。加えて、国交

のない北朝鮮側に犯人の逮捕と身柄引き渡しの要

求を今後とも続けられるのかどうか、この点につ

いて外務大臣にお伺いするものであります。

次に、一九六三年九月に東京において締結され

た東京条約の批准については、その準備を進めて

き過ぎ、はね上がりの極にある者が今回のよう

いのなかなる態度で臨むつもりなのか、總理にお伺いするものであります。

次に、この種乗っ取り事件には、専門家をはじ

いようにとの御注意であります、今回の事件

学生運動の発展と育成を阻害することのないよう

機運が高まつておりますが、法改正について法務

大臣にお伺いいたします。現在、法制審議会で檢

討

されて

いる

の

が、純粹な刑罰理論のみとして考えられておるの

か、あるいはまた、單独立法とか、一部改正とか

を具体的にどのように考へておられるのか、お伺い

ります。

次に、赤軍派学生集団についてお伺いするもの

であります。彼らの暴挙の芽が見えていたにもか

かわらず、事前に防ぎ得なかつた治安当局の責任

と、今後この過激派学生の取り締まりについてど

のように臨むのか、總理並びに國家公安委員長に

お伺いいたします。

第八番目に、この悪質きわまりない事件を機

上に、この種事件を一度と記さないよう、将来の教

訓として生かさなければなりません。日本こそ世

界の人々が同じこの地球に住むといふ運命共同体

であるという共同意識を育てていくオピニオン・

リーダーとなつて行くために、今後の外交政策を

再検討すべきではないかと思うものであります。

これは確かに難問ではあります、こうした事件

の背景にあるものを考えて、この地球に対立

した二つの世界があることが、どれほど問題を複

雑にしているか、はかり知れないものがあります。

全人類の平和と繁栄のため、この種乗っ取り

事件等はもちろんのこと、すべての暴力を否定

されるとともに、その暴力をもたらす手段を否

定するとの見解をもつて、世界の平和、人類の眞の幸福を

拓來するための新しい外交政策を展開すべきで

あると思うものであります。この点について外務大

臣にその見解をお伺いたします。加えて、国交

のない北朝鮮側に犯人の逮捕と身柄引き渡しの要

求を今後とも続けられるのかどうか、この点につ

いて外務大臣にお伺いするものであります。

次に、一九六三年九月に東京において締結され

た東京条約の批准については、その準備を進めて

き過ぎ、はね上がりの極にある者が今回のよう

いのなかなる態度で臨むつもりなのか、總理にお伺いするものであります。

次に、この種乗っ取り事件には、専門家をはじ

いようにとの御注意であります、今回の事件

が、一般的に當たる警察か、健全なる

感認にたえないとところであります。

次に、今回の問題から、治安対策を行ひ過ぎな

いようにとの御注意であります、今回の事件

のみならず、從来から見られた一部の過激な学生による犯罪行為は、健全な学生運動とは無縁のものであります。これに対する治安当局の取り締まりが、健全な学生運動の育成を阻害するおそれはありません。この事件を奇貨として、政府が必要以上の措置をとることは絶対にありませんから、御安心をいただきたいと思います。

〔国務大臣橋本登美三郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(橋本登美三郎君) 内田さんの御質問についてお答え申し上げます。

今日は日航機不法奪取事件の発生にかんがみまして、定期航空運送事業者に対しましては、事件发生当日、直ちに手荷物検査の厳格な実施を指示したところであります。さらに去る六日、手荷物等についての持ち込み規格の厳守、内容確認の励行、必要な場合における開梱請求の実施、危険物品の客室外保管の励行など、詳細に通達して、万遺憾なきことを期しておる次第であります。今後さらに、空港ターミナルにおける改札手続の改良、検査の機械化、送迎方式の改善等につきましても、関係各方面とも打ち合わせつつ、ナミやかに有効な対策の確立をはかつてまいる所存であります。なお、法制化につきましても目下、法務省と検討中でありますので、これが実現を見ることと存じます。

この機会に、一言皆さんにお願いいたしたいのは、私、現地に参りまして、そうして韓国政府、あるいは直接ではありませんが、米軍当局、あるいは北朝鮮当局等、日本政府と同じように人道主義の立場からものを解決しよう、全くそれ以外に意図はありません。真剣に、韓国政府にいたしましたが、それでも私は、なおかつ、当時、金山大使及び韓国の高官にも申しましたが、この問題だけは人道を越えた問題で、人道上の問題であるからして、私は条件の変化とは考えません。百人の命と十人の命の違いはありません。であるからして、必ず北朝鮮当局は人道上の立場をもつてこれを解決してくれるに違いないと信じておりますと、こういう答をいたしました。韓国政府の高官もそうであります。こう言われたのであります。こういう点から考えて、私は今回の事件における日本の国内のいろいろの意見、世論、そながら、乗客などの協力を得て、凶器、危険物などの機内持ち込みを防ぐことを処置してまいる所尊重という立場から、これを解決しよう、非常な

真剣な気持ちはあります。私は到着いたしましたて、韓国政府の高官に対して、日本政府は何としてもこの人命を助けたい、やむを得なければこの

努力を傷つけないよう私たちはいたしたい。私自身もいたしたい。私自身がその場において一切

存でございます。

今回の事件は、福岡空港で解決すべきであったと思ふがどうだということであります。すでに全部を出さざるを得ないことがあるかもしれませんけれども、できれば、このいわゆる乗客だけはここでおろしたい。というのは、めくら飛行でありますから、その点を心配している。しかし、それにいたしましても、全員がいわゆる出なければいけないという状態であるならば、その場合もひとつ御了解を願いたい。これは私は現地の責任者として、到着後、直ちにお願いをいたしますと、これに対して韓国政府当局は、最終的にはあなたの判断でけつこうである。その必要があつた場合には、直ちにその申し入れをしてもらいたい。かようて韓国政府高官責任者は、私に対して、最悪の場合をも考慮して、私に時期の判断をまかせます。韓国政府はそれによつて直ちにその措置をとります。また、北朝鮮当局にいたしましても、私は山村政務次官の勇氣ある行動によつて全員おろすことができました。私の最愛の部下を向こうに送ることになつたのであります。そのときに、私のほうからは、これをMAC委員会を通じましてお願いいたしました。しかし、もちろんいろいろな時間の差で、山村政務次官が出发するまでには、その回答を得られませんでした。がその後間もなく、状況が変化したから云々という通報を受けました。が、それでも私は、なおかつ、当時、金山大

事務所

に、ラジオによる情報が犯人に筒抜けになつた、何とかすべきじゃないかというふうなお話でござりますが、現在までの捜査の結果によりますと、航空機内で犯人がラジオを聞いていたことはほぼ間違いないものと考えられます。犯人がラジオのニュースによって本件に関する各種対策措置を承知していたとすれば、この種事案の処理上問題のあるところと考えられるので、警察としてもその活動を犯人に知られないよう配意すべきものと考えます。しかしながら、この種事案の報道上の取り扱いについては、今後報道機関において自主的に配慮されるべき問題であると考えております。

〔国務大臣荒木萬壽夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。

今回のよろんな事件が起きて学生に対する治安問題もあるうが、一方では健全な学生運動との関係において問題があるだろうというお尋ねに対しまして、総理からもお答えがありました。が、学生運動であるといなどを問わず、違法行為はこれを取締らなければならない。学生の正しい運動については、何ら治安当局はこれに介入するものではない。違法行為を行なうものはもとより一部の者があるので、多くのまじめな学生を正しく育成していくことにつとめるのは当然のことである

と思います。

次に、乗客の手荷物検査等について今後万全の措置を講すべきじゃないかというようなお尋ねであります。が、乗客の手荷物等の検査については、諸外国の例等も参考にしながら、凶器探知機の利用なども検討してまいりたいと考えております。

以上お答え申します。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○國務大臣(愛知揆一君) 第一は、今回の事件の犯人についての問題でござりますが、すでに本件についての総理大臣の声明にも触れてございますように、日本国内において行なわれた重大な犯罪であります以上、引き渡しを求めるのが筋道であると政府は考えております。ただ、先ほど法務大臣からも御答弁がありましたように、犯罪人引き渡しについての条約の適用がある場合でも、政治犯の認定等については、身柄を保持しておる國の

態度、意見というものが尊重されることになつておる関係もござりまするし、北鮮側の今後の態度も注視しながら、具体的な措置についてはいましばらく検討させていただきたいと考えております。

それから第二の、いわゆる東京条約についてでございますが、ハイジャッキング防止の見地から見ました場合、これだけでは不完全なものであると存じますが、この問題を国際協力によって解決していくという上ではきわめて意義のある条約と考えるわけでございます。わが国としては、すでに条約に署名もしておりますし、また、今回のこうした大事件を契機にいたしまして、今国会に御承認をいただくため至急提出いたすべく、大至急準備を進めております。そして、東京条約をさらに補完するため、目下、国際民間航空機関が中心となりまして、ハイジャッキング防止条約の作成準備を急いでおりますが、すでにその草案が作成され、本年十二月にハーグで開催される予定の外交会議においてこれが採択される運びとなるものと思われます。わが国は、この条約の作成に従来から積極的に協力を行なつてきておりますので、これを、本年十二月にできましたならば、早期に批准をはかりたいと、こういふ所存で進めてまいりたいと考えておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣小林武治君登壇、拍手〕

○國務大臣(小林武治君) 航空機不法奪取の処罰の法律、これは刑法の草案の中にありまするが、この際のことでもあり、これを抜き出して単独に立法をしたい。そうして、この国会において成立を期待し、近く御提案を申し上げたい。

いま問題になつておりますのは、先ほどからのお話で、この際のことであるから、船舶についても同様の事態が起りうる、したがつて、この際これを包含せしめたらどうかと、こういふ御意見がござりますので、これもあわせて検討をいたしておる。なお、この罪の重大性にかんがみまして、その未遂あるいは予備行為等も処罰すると、

こういふふうなことを考えておるのでございます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 松下正寿君。

「松下正寿君登壇、拍手」

○松下正寿君 私は、民社党を代表して、日航機乗つ取り事件に対する政府の御所見を伺いたいと存じます。

第一に、本件が人命の損傷なく一応落着いたしましたことは御同慶の至りであります。このような事件を未然に防止し得なかつたことについて、政府に若干の怠りがあつたのじやないか。いわゆる東京条約は一九六三年九月に成立いたし、すでに一九六九年、つまり昨年の十二月四日に効力を発生しております。そして、すでに二十二カ国がこれに批准しておるのであります。日本はこの条約の署名国であるにかかわらず、どうしていままで批准しなかつたのでありますか。もちろん、日本が東京条約に批准していただけであります。しかし、私は、世界における有力な航空国であるところの日本国が、その責任の重要性を十分に認識していかなかつたのじやないかと、いふことを指摘したいのであります。ハイジャッキングは、一九六七年までは例年十件以下でありました。しかるに、六八年には三十四件、一九六九年には七十件をこえております。日本も早晚その被害国になるということは、当時すでに当然予想されていました。そして日本としては、日本の航空国としての重要性にかんがみまして、むしろ率先して批准するだけではなく、共産圏やアラブ諸国に對しても批准を呼びかけるべきであります。しかし、一九六三年九月条約成立以来、呼びかけなかつたことはもちろん、批准すらしなかつたということは、これは怠慢の至りではないかと思われますが、いかがであ

ります。(拍手)

○副議長(安井謙君) 松下正寿君。

○松下正寿君 私は、民社党を代表して、日航機乗つ取り事件に対する政府の御所見を伺いたいと存じます。

第一に、私は、今回の事件に関して、政府の分裂国家に対する認識がいささか甘かつたのじやないかと、いふ点を指摘したいと思います。「よど」号事件の特徴といふものは、事件が日本国領土内で起きたのに、そのとばかりが、日本と正常な外交を結んでいたところの韓国及び韓国と敵対関係にあるところの北鮮に及んで、外交史上かつてない複雑な性格を帯びた事件になつておられます。純粹に人道上の立場から見ますと、「よど」号をぐに金浦空港から――これは犯人が承諾しなかつたわけありますから、すぐ金浦空港から平壤に出発させたほうがよかつたのかもわかりません。しかしながら、韓国と北鮮とは敵対関係にあります。私は、このように事件を複雑にした

現在、東京条約を補充する目的で、いわゆるI C A Oにおきまして、ハイジャッキング防止条約が審議されております。ただいま外務大臣の御答弁を伺いますと、大体今年の末ごろまでには条約が成立するだらうというお話をあります。私は、日本政府が單に、でき上がつた条約に協力するとか、あるいは批准するとかといふ程度ではなくして、むしろ、リーダーシップをとつてこの条約の作成を促進し、十二月を待たずして条約を成立させる、そうしてまた、これに対する政府の意図があつたのじやないか。いわゆる東京条約は一九六三年九月に成立いたし、すでに二十二カ国を批准することを積極的に、活発に勧請するところの意思があるかどうか、その点について、総理大臣並びに外務大臣の御所見を伺いたいと思います。

第二に、私は、今回の事件に関して、政府の分裂国家に対する認識がいささか甘かつたのじやないかと、いふ点を指摘したいと思います。「よど」号事件の特徴といふものは、事件が日本国領土内で起きたのに、そのとばかりが、日本と正常な外交を結んでいたところの韓国及び韓国と敵対関係にあるところの北鮮に及んで、外交史上かつてない複雑な性格を帯びた事件になつておられます。純粹に人道上の立場から見ますと、「よど」号をぐに金浦空港から――これは犯人が承諾しなかつたわけありますから、すぐ金浦空港から平壤に出発させたほうがよかつたのかもわかりません。しかし、韓国と北鮮とは敵対関係にあります。私は、このように事件を複雑にした

第三に、私は、今回の事件に関連して、政府の文教政策についてお尋ねをいたしたい。

今回の事件の犯人は大部分学生であります。そ

こに本事件の特殊性があります。彼らの行為がき

わめて悪質な犯罪であることは明らかであります

が、その動機は、いわゆる物取り強盗ではなくし

て、現体制の破壊という政治的な性格のものであつたことは、これは確かであります。ところ

で、体制破壊という思想は、必ずしも彼ら学生の

犯人の独占ではなくして、過激学生一般と共に共通しております。そして、この思想に同情的な者、あるいは好意的な者、あるいは少なくとも敵意を持たない者の数を加えますと、あるいは学生において半分ぐらいになるのじやないかと考えられるわけであります。その意味において、日航機乗り事件は、これは、ある意味においては氷山の一角であります。

政府は、前国会におきまして大学運営臨時措置法を施行採決いたしました。この法律は大学の紛争を一時排除することには成功いたしました。しかし、私どもが当時しばしば指摘し、力説したように、大学の紛争の處理のみにあせるることは、事態をかえつて深刻化させ、かえつて陰性化させることになり、きわめて危険であるということを當時指摘いたのであります。教育理念及び教育制度の抜本的な改革こそ懸念の急であります。わが党は、前国会におきまして大学基本法案を提出いたしましたが、一ぺんの審議も行なわれずして葬り去られました。政府は、中教審の答申待ちと称して何らの措置もとつていないうちに、事態はますます悪化してまいるのであります。最も望まないことながら、大学のキャンパスを追われた過激学生は、治安当局の想像もつかないような凶悪な犯罪を行なうのではないでしようか。私は、大学問題についての治安対策の重要性を認めることについては決して人後に落ちるものではありませんが、一そく重要なのは政府の文教政策であると信

じます。そして文教政策は、その及ぼす影響が大きく、かつ、きわめて深刻でありますから、前国会のような議事妨害や強行採決は、これを避け、超党派によるところの慎重審議の行なわれることを切に望む次第であります。右について文部大臣の御所見をお伺いいたします。

最後に、私は、今回の不幸な事件に際して、忍耐と勇気を持って職責を尽くした石田機長、江崎副操縦士、相原機関士の功績をたたえ、その英雄的行為に対し、叙勳の手続をとられるよう總理大臣にお願いし、かつその御所見をお伺いいたしました。

なお、類似の件としては、昭和三十五年七月測定百貨子の前例があることを申し添えて、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) 松下君にお答えいたしました。

まあ、今回の「よど」号事件は、相当の日数ばかりいましたが、いわゆる関係者、犯人を除きましたが、何事も無事に帰ってきた、この点は私どもも喜んでおります。しかし、御指摘になりましたように、かくまで大問題を未然に防止することはできずして、事件の解決を見たのであります。その結果、韓国の好意的協力と、北朝鮮の理解を得て、事件の解決どころで、政府がいかに徹して、慎重にその処理に当たつたものであります。その結果、韓國との好意的協力と、北朝鮮との間で、むしろおしかりというような意味合いで御批判があつたと思います。政府といたしましては、政府の認識が甘いのではないか、こういう意味で、むしろおしかりといふような意味合いで御批判があつたと思います。政府といたしましては、政府の認識が甘いのではないか、こういう意味

か、公の秩序を維持することのできるよう、その方向で各界各層、国民の御協力を願わなければならぬ、かように思います。どうかそういう意

味で、政府もこの問題と真剣に取り組みますから、この上とも御協力のほどお願いをいたします。

條約の問題につきましては、先ほども公明黨の内閣を外務大臣からお答えしたところがございま

すから、この点で私からは重ねて申し上げません。その次に、いわゆる分裂国家の問題につきまして、先ほども外務大臣からお答えをいたしましたが、私からもう少し詳しく説明してみた

いと思います。松下君からは、分裂国家に対する政府の認識が甘いのではないか、こういう意味

で、むしろおしかりといふような意味合いで御批判があつたと思います。政府といたしましては、政府の認識が甘いのではないか、こういう意味

か、公の秩序を維持することのできるよう、その方向で各界各層、国民の御協力を願わなければならぬ、かのように思います。どうかそういう意

味で、政府もこの問題と真剣に取り組みますから、この上とも御協力のほどお願いをいたします。

條約の問題につきましては、先ほども公明黨の内閣を外務大臣からお答えしたところがございま

すから、この点で私からは重ねて申し上げません。その次に、いわゆる分裂国家の問題につきまして、先ほども外務大臣からお答えをいたしましたが、私からもう少し詳しく説明してみた

いわゆるそこなうことなく、公序良俗と申します

のうちにありましたように、韓国と北朝鮮との交流は、第一義的には当事者自身が決定すべき問題であります。そこで、両当事者においてそのような

ありまして、当面、両当事者に干渉するということにもなるわけでございますので、

さようなことは差し控える。これが当然のわが国の態度だ、かように思つております。どうか、その点も誤解のないようにお願ひをしておきます。

学生問題等について、いろいろお話をございましたが、この学生問題については、文部大臣から詳しく述べておるからといって、いわゆる学生運動の点も誤解のないようにお願ひをしておきます。

しかし、これらの暴徒が学生であり、学校に籍を持つておるからといって、いわゆる学生運動そのものではないことははつきりしておりますから、これはなかなか根深い複雑な問題である、こ

れはまたいわゆる学生運動とは別個の問題だと、かように考へざるを得ないと、いうことも明らかにしています。

なお最後に、これらのいわゆる功績のあった方々、人命救助に功績のあった方々に叙勲の手続をしたらどうか、かくいう御提案ございました。私どもは、叙勲が適當なのか、ただいま、こ

ういう善行、いわゆる人命救助というような行為をした人に対して、總理大臣頒彰といふような制

度もござりますので、いわゆる國家的な顕彰事項

に該当するのではないだらうか、こういふことで、ただいま内閣で、どういふよろに顕彰するでござります。いわゆる叙勲といふことは別に考えておるということをこの機会にお答えしておきます。(拍手)

〔國務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○國務大臣(愛知揆一君) いわゆる東京条約は、御承知のように、安全、それから機内における危害というような行為一般に対する規定が主でございまして、今まで調印はしておるが批准をしていないということにつきましては、一口に言つて、これでは内容が不十分である。同時に、先ほど御説明いたしましたように、ことしの十二月にはICAO、つまり国際民間航空機関で不法奪取自体をカバーする条約案ができるといふことになつて、これに協力しておつた関係がありまして、今まで批准が延びておつたわけでござります。もう一つ、国内航空法との関係の整備といふことがあります。しかし、いずれにいたしましても、先ほど申しましたように、今日の時代に即して、とりあえず、この東京条約の批准はお願いいたしたい、かよろに考えております。同時に、今後こうした種類の多數国間の条約等につきましては、いわゆるオール・ステーツ・フォーミュラと申しますが、共産圏あるいはアラブ諸国という話もございましたが、こういふところにも実質上にこの条約の効果が及ぶような方式を、各國と協

考えておるということをこの機会にお答えしておきます。(拍手)

〔國務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○國務大臣(愛知揆一君) いわゆる東京条約は、御承知のように、安全、それから機内における危害といふような行為一般に対する規定が主でございまして、今まで調印はしておるが批准をしていないということにつきましては、日本といたしましても、まだ御主張がございましたように、まあ主導的立場に立つて、こういふ異例なこの事件を経験したこの際でもござりますから、前向きに、また時間的にも早急に、ひとつ関係各国にも呼びかけて成果を得るようにいたしたい、かよろに見ておる次第でござります。

ただいま總理から大きな角度の問題については御答弁がございましたから、省略させていただきます。(拍手)

〔國務大臣坂田道太君登壇、拍手〕

○國務大臣(坂田道太君) 今回の事件は全く人間性を逸脱した反社会的行為でございまして、もはや学生運動とか、あるいはいわゆる一般の大学紛争とは全くかわりのない、きわめて惡質な犯罪であると考えるのでござります。ただいま松下さんから大学立法についてお話をございましたが、もし大学の運営に関する臨時措置法というものが成立をしなかつたといつたならば、学内学生も間わず、暴力が横行し、昨年の大學紛争はさらに激化して、大学それが暴力の温床化し、取扱すべからざる状態におちいったと思われるので

力して、あるいは協議をいたしまして、そういう形にすることができれば、これは相当な進歩が期待されるのではないかと思いますが、これは日本だけが一方的に考えましても、条約のことでおざいますから、にわかにそういうことになるかどうかわかりませんけれども、そういう努力は、この種の案件につきましては、日本といたしましても、ただいま御主張がございましたように、まあ主導的立場に立つて、こういふ異例なこの事件を経験したこの際でもござりますから、前向きに、また時間的にも早急に、ひとつ関係各国にも呼びかけて成果を得るようにいたしたい、かよろに見ておる次第でござります。

ただいま總理から大きな角度の問題については御答弁がございましたから、省略させていただきます。(拍手)

〔國務大臣坂田道太君登壇、拍手〕

○國務大臣(坂田道太君) 今回の事件は全く人間性を逸脱した反社会的行為でございまして、もはや学生運動とか、あるいはいわゆる一般の大学紛争とは全くかわりのない、きわめて惡質な犯罪であると考えるのでござります。ただいま松下さんから大学立法についてお話をございましたが、もし大学の運営に関する臨時措置法というものが成立をしなかつたといつたならば、学内学生も間わず、暴力が横行し、昨年の大學紛争はさらに激化して、大学それが暴力の温床化し、取扱すべからざる状態におちいったと思われるので

ます。まずもつて大学から暴力を排除することが、大学改革の第一歩であると私は確信いたしております次第でござります。

また、大学の改革につきましては、単に紛争対策という観点からのみでなく、社会の進展や大学の大衆化に伴う使命、性格等の変貌に対応して、新しい高等教育のあり方を確立する必要があると考えておりますが、高等教育のみならず、初等、中等含めまして、学校制度の改革はわが国の将来にかかる重要な基本的な課題でござりますので、国民的な合意と理解のもとに慎重にこれを取り組む必要がありますと考えておるのでござります。

現在そのような立場から、中央教育審議会では、本年一月に公表いたしました改革の基本構想試案を中心として、大学関係者をはじめ広く各界各層の意見を求めておるところであり、文部省におきましても積極的に検討を進めておるところでござります。

なお、人間性豊かな教育の回復とか、あるいは入学試験制度の改善の問題とか、関係者の意見の一致を得られる事柄につきましては、中央教育審議会の最終答申を待つまでもなく、積極的に改革を進めてまいる所存でござります。(拍手)

○副議長(安井謙君) これにて質疑の通告者の發言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

出席者は左のとおり。	午後三時五十七分散会
議員	
原田 立君	峯山 昭範君
萩原幽香子君	山田 勇君
青島 幸男君	塩田 啓典君
中沢伊登子君	山高しげり君
市川 房枝君	三木 忠雄君
内田 善利君	沢田 実君
矢追 秀彦君	阿部 憲一君
松下 正寿君	小林 章君
楠 正俊君	奥村 慎造君
上林繁次郎君	黒柳 明君
宮崎 正義君	田渕 哲也君
片山 武夫君	伊藤 五郎君
後藤 義隆君	二宮 文造君
渋谷 邦彦君	山田 徹一君
向井 長年君	高山 恒雄君
樺原 茂嘉君	横山 フク君
鈴木 一弘君	北條 浩君
小平 芳平君	村尾 重雄君
小山邦太郎君	寺尾 豊君
植竹 春彦君	山崎 五郎君

山崎 竜男君	山本敬三郎君	小林 国司君	園田 清充君	杉原 一雄君	栗原 勿幸君	横川 正市君	矢山 有作君
若林 正武君	渡辺一大郎君	山本茂一郎君	鬼丸 勝之君	熊谷太三郎君	川上 炳治君	中村 英男君	久保 等君
矢野 登君	安田 隆明君	佐田 一郎君	大森 久司君	和田 鶴一君	大森 光治君	永岡 光治君	藤田 進君
増田 盛君	長屋 茂君	中村喜四郎君	温水 三郎君	源田 一精君	森 勝治君	鶴田 得治君	松澤 兼人君
永野 鎮雄君	西村 尚治君	中山 太郎君	小野 明君	沢田 仁君	木島 義吉君	米田 正文君	大矢 正君
平泉 渉君	山内 一郎君	八田 一朗君	柳田桃太郎君	源田 実君	佐野 芳雄君	杉君	成瀬 輜治君
高橋文五郎君	河口 陽一君	佐藤 隆君	丸茂 重貞君	鹿島 俊雄君	足鹿 覚君	小林 武君	加藤シヅエ君
船田 謙君	任田 新治君	岩動 道行君	青田源太郎君	木村 陸男君	田中 一君	鶴田 得治君	等君
田村 賢作君	近藤英一郎君	堀本 宜実君	丸茂 重貞君	井川 伊平君	田中 一君	中村 英男君	久保 等君
津島 文治君	大竹平八郎君	江藤 智君	金丸 富夫君	村上 仁君	田中 一君	永岡 光治君	藤田 進君
青柳 秀夫君	小枝 一雄君	山本 利壽君	青柳 秀夫君	田中 茂穂君	赤間 文三君	鶴田 得治君	松澤 兼人君
山下 春江君	前田佳都男君	鍋島 直紹君	吉武 恵市君	白井 勇君	小柳 勇君	栗原 勿幸君	大矢 正君
森 八三一君	徳永 正利君	吉武 恵市君	田口長治郎君	廣瀬 久忠君	須藤 五郎君	羽生 三七君	成瀬 輜治君
木内 四郎君	西郷吉之助君	高橋 康徳君	吉武 恵市君	大和 与一君	近藤 信一君	栗原 勿幸君	加藤シヅエ君
新谷寅三郎君	井野 碩哉君	重政 康徳君	吉武 恵市君	森 中 守義君	森中 守義君	栗原 勿幸君	等君
河野 謙三君	上原 正吉君	迫水 久常君	高橋 康徳君	大和 与一君	赤間 文三君	栗原 勿幸君	等君
高田 浩運君	菅野 儀作君	宮崎 正雄君	高橋 康徳君	大和 与一君	赤間 文三君	栗原 勉君	等君
大松 博文君	上田 稔君	久次米健太郎君	渡辺 武君	大和 与一君	赤間 文三君	栗原 勉君	等君
安永 英雄君	竹田 四郎君	上田 哲君	春日 正一君	森 中 守義君	赤間 文三君	栗原 勉君	等君
武内 五郎君	北村 暢君	藤田 正明君	春日 正一君	森 中 守義君	赤間 文三君	栗原 勉君	等君
		久次米健太郎君	春日 正一君	森 中 守義君	赤間 文三君	栗原 勉君	等君
		上田 哲君	春日 正一君	森 中 守義君	赤間 文三君	栗原 勉君	等君
		高橋 衡君	春日 正一君	森 中 守義君	赤間 文三君	栗原 勉君	等君
		戸田 菊雄君	春日 正一君	森 中 守義君	赤間 文三君	栗原 勉君	等君
		達田 龍彥君	春日 正一君	森 中 守義君	赤間 文三君	栗原 勉君	等君
		前川 旦君	春日 正一君	森 中 守義君	赤間 文三君	栗原 勉君	等君
		竹田 現照君	春日 正一君	森 中 守義君	赤間 文三君	栗原 勉君	等君
		川村 清一君	春日 正一君	森 中 守義君	赤間 文三君	栗原 勉君	等君
		松井 誠君	春日 正一君	森 中 守義君	赤間 文三君	栗原 勉君	等君
		吉田忠三郎君	春日 正一君	森 中 守義君	赤間 文三君	栗原 勉君	等君
		野上 元君	春日 正一君	森 中 守義君	赤間 文三君	栗原 勉君	等君
		山本伊三郎君	春日 正一君	森 中 守義君	赤間 文三君	栗原 勉君	等君
		國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
		佐藤 一郎君	佐藤 一郎君	佐藤 一郎君	佐藤 一郎君	佐藤 一郎君	佐藤 一郎君
		中曾根康弘君	中曾根康弘君	中曾根康弘君	中曾根康弘君	中曾根康弘君	中曾根康弘君

政府委員

運輸省航空局長 手塚 良成君

一、費用

本法施行により昭和五十三年度までの国の補助金等は、約二七億一千万円増額される見込みである。

〔第七号参照〕

審査報告書

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月二十六日
地方行政委員長 山内 一郎

一、委員会の決定の理由

本法律案は、新東京国際空港周辺地域における道路その他の公共施設の整備を促進するため、これらの施設の整備に要する経費に対する国の財政上の特別措置を講じようとするものであつて、妥当なものと認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

附帯決議

審査報告書

政府は、新東京国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の整備にあたり、次の諸点について留意すべきである。

一、空港周辺地域整備計画に基づく毎年度の事業の施行に際しては、関係地方公共団体の負担過重とならないよう適切な財政、金融上の措置並びに地方債の元利補給について特別の措置を講ずること。

昭和四十五年三月二十六日
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

事業の実施にあたつては、関係地方公共団体の意見を通じ、地元住民の意向を十分に反映するよう努めること。

三、新東京国際空港の運営にあたり、周辺地域の住民に対し、公害、特に騒音防止について配慮する」とこと。

四、新東京国際空港と都心とを結ぶ交通の円滑化を図るため、新東京国際空港と都心とを結ぶ交通の円滑化を図る所要の措置を定めるもの

処理を図るため、高速道路の規模等については万全の配慮をするとともに、ひきつき東京湾岸道路の整備を図る等必要な措置を講ずること。

右決議する。

審査報告書

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十一年度約百四十億円である。

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月二十六日
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和四十五年度の税制改正による所得税負担の軽減を昭和四十五年四月一日から同月三十日までの間に支払われる給与等及び退職手当等にすみやかに及ぼすため、これらに係る所得税の源泉徴収について所得税法の特例

を設けるとともに、同年三月三十一日に期限の到来する国税の課税の特例等を定めた法律の規定について、その期限を暫定的に同年四月三十日まで延長しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

審査報告書

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十一年度約百四十億円である。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

自転車道の整備等に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月二十六日
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、自転車交通安全確保と自転車利用による健全な心身育成を図るために、自転車道の整備等について所要の措置を定めるもので、妥当な措置と認める。

審査報告書

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十一年度約百四十億円である。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

建設委員長 大和 与一

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、自転車交通安全確保と自転車利用による健全な心身育成を図るために、自転車道の整備等について所要の措置を定めるもので、妥当な措置と認める。

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月二十六日

建設委員長 大和 与一

参議院議長 重宗 雄三殿

官報(号外)

要領書

一、委員会の決定の理由
この法律案は、不動産鑑定制度の充実を図るため、不動産鑑定士試験等の特例として、昭和四十五年及び昭和四十六年に限り、不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験を実施しようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

河川法施行法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月二十六日

建設委員長 大和 与一

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

この法律案は、一級河川の改良工事のうち、ダム工事等に要する費用について、国の負担金の割合の特則を一定の期間継続しようとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

この法律案は、昭和四十五年度治水特別会計で約四十三億円が計上されている。

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月二十六日

内閣委員長 西村 尚治

要領書

総理府設置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月二十六日

内閣委員長 西村 尚治

審査報告書

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月二十六日

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、総理府の附属機関のうち、輸出公会

昭和四十五年三月二十六日

要領書

法務委員長 小平 芳平

廷費及び皇族費の定額をそれぞれ改定しようとするとるものであり、妥当な措置と認める。

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

本法律案は、最近の經濟情勢にかんがみ、内

昭和四十五年三月二十六日

要領書

一、費用

本法律施行に要する経費は千七百九十三万円であつて、昭和四十五年度一般会計予算に計上されている。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事補及び簡易裁判所判事並びに裁判官以外の裁判所職員の定員を改めようとするものであつて、妥当な措置と認め

一、費用

本法律施行に要する経費は千七百九十三万円であつて、昭和四十五年度一般会計予算に計上されている。

一、委員会の決定の理由

本法律施行に要する経費は千七百九十三万円であつて、昭和四十五年度一般会計予算に計上されている。

議を貿易会議と名称を変更し、輸入等についても調査審議の対象とするとともに、同和対策協議会の設置期限を昭和四十九年三月三十一日まで四年間延長しようとするもの等であり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、五百六十八万九千円であつて、昭和四十五年度一般会計予算に計上されている。

一、費用

本法施行に要する費用として、昭和四十五年度一般会計予算に四千百九十三万三千円が計上されている。

議を貿易会議と名称を変更し、輸入等についても調査審議の対象とするとともに、同和対策協議会の設置期限を昭和四十九年三月三十一日まで四年間延長しようとするもの等であり、妥当な措置と認める。

対処して中小企業製品の輸出振興を図るため、統一商標規程認定等の制度を設けて、製品の品質向上と統一商標の適切な使用とを促進しようとするもので、妥当な措置と認める。

審査報告書

輸出中小企業製品統一商標法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月二十六日

商工委員長 村上 春蔵
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の内外経済諸条件の変化に

昭和四十五年四月八日 參議院會議錄第十号

第三種郵便物認可
明治十五年三月三十日

定価 一部 四十円
(配送料共)

発行所

東京都港区赤坂一丁目二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八一四四二一(大代)

三三六